

平成 24 年 度

八代市議会建設環境委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- 1. 3月定例会付託案件 2
- 1. 所管事務調査 7 4

平成 25 年 3 月 11 日（月曜日）

建設環境委員会会議録

平成25年3月11日 月曜日

午前10時02分開議

午後 5時39分開議（実時間355分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第4号・平成24年度八代市公共下水道事業特別会計補正予算・第2号
1. 議案第56号・平成24年度八代市一般会計補正予算・第10号（関係分）
1. 議案第5号・平成25年度八代市一般会計予算（関係分）
1. 議案第9号・平成25年度八代市公共下水道事業特別会計予算
1. 議案第11号・平成25年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計予算
1. 議案第12号・平成25年度八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計予算
1. 議案第20号・専決処分の報告及びその承認について
1. 議案第21号・市道路線の廃止について
1. 議案第22号・市道路線の認定について
1. 議案第23号・八代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について
1. 議案第24号・八代市が管理する市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について
1. 議案第25号・八代市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準を定める条例の制定について
1. 議案第45号・八代市道路占用料に関する条例の一部改正について
1. 議案第26号・八代市市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について
1. 議案第27号・八代市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について

1. 議案第28号・八代市営住宅等整備基準に関する条例の制定について
1. 議案第29号・八代市営住宅設置管理条例等の一部改正について
1. 議案第30号・八代市都市公園条例の一部改正について
1. 議案第31号・八代市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
1. 議案第32号・八代市下水道条例の一部改正について
1. 平成24年陳情第6号・八代市発注の競争入札参加資格者選任について
1. 所管事務調査
 - ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
 - ・生活環境に関する諸問題の調査（微小粒子状物質PM2.5への対応について）（八代市環境センター建設事業の進捗状況について）

○本日の会議に出席した者

委員長	田 方 芳 信 君
副委員長	堀 口 晃 君
委員	大 倉 裕 一 君
委員	田 中 安 君
委員	中 村 和 美 君
委員	橋 本 幸 一 君
委員	増 田 一 喜 君
委員	松 浦 輝 幸 君
議長	古 嶋 津 義 君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

建設部長	船 藏 満 彦 君
建設部総括審議員 兼次長	原 浩 君
建設部次長	井 本 康 君
下水道建設課長	湯 野 孝 君
下水道建設課副主幹 兼水処理センター場長	松 野 光 洋 君
建設部理事兼 街路公園課長	下 川 哲 夫 君
下水道総務課長	松 本 貞 喜 君
下水道総務課長補佐 兼水洗化促進係長	岩 坂 義 明 君
建設部理事兼 建築指導課長	羽多野 俊 光 君
建設部理事兼 土木建設課長	市 村 誠 治 君
土木管理課長	楠 本 研 二 君
建築住宅課長	藏 元 哲 志 君
環境部長	福 田 晃 君
環境部次長	宮 川 正 則 君
環境部理事兼 環境課長	今 井 晃 君
環境部環境審議員兼 衛生処理センター場長事務取扱	高 崎 久 君
ごみ対策課長	山 口 剛 君
ごみ対策課 ごみ減量啓発係長	田 中 和 彦 君
環境センター建設課長	小 橋 孝 男 君
環境センター建設課副主幹 兼環境センター建設係長	南 浩 一 君
教育部	
教育施設課長	増 住 眞 也 君

○記録担当書記 寺 原 哲 也 君

(午前10時02分 開会)

○委員長（田方芳信君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
 それでは、定刻となり定足数に達しましたので、ただいまから建設環境委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

議案第4号・平成24年度八代市公共下水道事業特別会計補正予算・第2号

○委員長（田方芳信君） 最初に、予算議案の審査に入ります。

それでは、議案第4号・平成24年度八代市公共下水道事業特別会計補正予算・第2号を議題とし、説明を求めます。

○下水道建設課長（湯野 孝君） はい、委員長。

○委員長（田方芳信君） 湯野下水道建設課長。

○下水道建設課長（湯野 孝君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）下水道建設課長の湯野でございます。よろしく願いいたします。座って説明させていただきます。

それでは、議案第4号・平成24年度八代市公共下水道事業特別会計補正予算・第2号について御説明いたします。

1ページの第1条の繰越明許費の補正についてですが、裏面の2ページ、第1表・繰越明許費補正に記載しておりますとおり、款1・公共下水道事業費におきまして、八代処理区幹線工事及び管渠布設事業の3億8060万円を繰越明許費の限度額としております。

繰り越しの主な理由でございますが、通行量の多い県道八代鏡線への下水道整備事業に伴う警察協議におきまして、工事発注後の詳細協議により、八代市古閑中町の区画整理地区内の都市計画道路、北部幹線の暫定供用路線を工事中の迂回路として設定するよう指導があり、当該迂回路の整備に伴う他事業者、県及び市の区画整理課との工程調整に不測の日数を要したことや、松崎地区、宮地地区の下水道整備の迂回路の設定におきまして、地域住民の合意形成に不

測の日数を要したことなどによりまして、年度内での工事竣工が困難になったためでございます。

なお、工事完了は、本年、平成25年の11月を予定しております。

以上、議案第4号・平成24年度八代市公共下水道事業特別会計補正予算・第2号の説明といたします。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（田方芳信君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。理由はいろいろ述べていただいたんですけど、検討が足らぬかったんじゃないかって言われてもおかしくないような気がするんですが、それを覆すような理由がありますか。

○下水道建設課長（湯野 孝君） 県道八代鏡線でございますけども、区画整理内を通りまして、今の形状がずっと古閑浜町のほうに抜けます県道でございますけども、こちらに下水道工事の計画をいたしておりました。

当初は、警察との協議によりまして、広い県道でございました関係上、片側交互で考えておりました。そうしましたところ、この今の北部幹線、これがある程度見通しが立ちまして——北部幹線のほうが見通しが立ちまして、この切りかえ、これがことしの2月13日に切りかわりました。それで、この暫定路線を迂回路として設定するように警察から指導がございまして、その後、この工事のほうに着工したということが主な理由でございます。

以上、説明といたします。

○委員長（田方芳信君） 大倉委員、よろしいですか。

はい、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） だからですね、その迂回路に設定をされた側の道路が、いつの時期に

こういうふうな迂回路として活用できるかというところが、部内の中で確認がとれてなかったんじゃないかと。そこまで、どの時点で迂回路として認定ができる、活用できるかっていうところがわかっていれば、当初からそちらのほうに警察との協議もできていたと思うんですね。そこが警察から指摘されてそういうふうに変わったというような話をされるのであれば、やっぱり検討不足ではなかったのかという部分を言わざるを得ないという、私は思いをするわけですからどうですか。

○委員長（田方芳信君） 湯野課長。

○下水道建設課長（湯野 孝君） はい。今これは片側、当初は警察との……。

○委員長（田方芳信君） マイクを使ってください。マイクを。（「マイクが入ってない。いやいや、そのままいいんです」と呼ぶ者あり）

○下水道建設課長（湯野 孝君） はい。当初は、ある程度幅員もございました関係上、片側に寄せて片側交互でいけるということで、警察とも事前に協議はしておったんですけども、この暫定計画が、ちょっと県区画整理あたりもございまして、調整にちょっと不測の日数を要していたところもございまして、これがある程度見えてきた段階で警察との協議が、ちょっと詳細協議を行いまして、じゃあこれを切りかえられた後の迂回路として設定しようじゃないかというようなことで、その後、発注後に決まったというようなことがございまして、やむなく繰り越しになってしまったというようなことでございます。

以上でございます。

○委員長（田方芳信君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。もう何度聞いても同じようなことの繰り返しになるみたいですので、もうこれ以上言いませんけども、繰り越しにならない、その年度でできる事業だという判断で、この予算もですね、申請をされてるだ

ろうし、私たちも認めてきた経緯がありますので、十分検討を積み重ねていただいた中で、こういう予算申請をですね、行っていただくように。できるだけ繰越明許というのはないほうが行政としても望まれる姿だというふうに思いますので、その点は強く要望して終わりたいと思います。

○下水道建設課長（湯野 孝君） はい、わかりました。

○委員長（田方芳信君） はい。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、これより採決いたします。

議案第4号・平成24年度八代市公共下水道事業特別会計補正予算・第2号について、原案のとおりに決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（田方芳信君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「どうもありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第56号・平成24年度八代市一般会計補正予算・第10号（関係分）

○委員長（田方芳信君） 次に、議案第56号・平成24年度八代市一般会計補正予算・第10号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

○建設部長（船藏満彦君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 船藏建設部長。

○建設部長（船藏満彦君） はい。皆さんおはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建設部でございます。

本委員会に付託されました議案第56号・平成24年度八代市一般会計補正予算・第10号中、当建設部所管分につきまして、原総括審議員兼次長並びに関係課長より説明させますので、よろしくお願いいたします。

○建設部総括審議員兼次長（原 浩君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 原建設部総括審議員兼次長。

○建設部総括審議員兼次長（原 浩君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）それでは、座りまして御説明させていただきます。

補正予算書の3ページをお開きください。

歳出において、款7・土木費では、補正前の額54億9480万円に3億5237万1000円を増額補正し、補正後の予算額を58億4717万1000円といたしております。

予算書の15ページをお開きください。

まず、款7・土木費、項2・道路橋梁費、目2・道路維持費では、節13・委託料を1800万円、節15・工事請負費を9410万円増額しております。これは、国の第一次補正に伴い、道路施設の点検調査と舗装補修に係る経費について補正するものでございます。

次の項3・河川費、目1・河川費では、節19・負担金補助及び交付金、県河川海岸事業負担金を502万4000円増額しております。これは、国の第一次補正に伴う県の海岸事業費の増に対応し、市負担金の不足分を補正するものです。具体的には、日奈久新開町、明治新田海岸水門の設備補修を行うものでございます。

次の項4・港湾費、目2・港湾建設費では、節19・負担金補助及び交付金、八代港県営事業負担金を1億5334万円増額しております。内訳としまして、当初予算の内示減額がマイナス6275万円、国の第一次補正に伴う増額が2億1609万円で、この差額が補正額と

なります。今回の補正で行う事業としましては、水深14メートル岸壁に係る航路しゅんせつ、外港地区臨港道路の冠水対策、加賀島及び大築島地区のしゅんせつ土砂処分場整備、その他維持補修事業等でございます。

16ページをお開きください。

項5・都市計画費、目2・街路事業費では、節13・委託料で2890万4000円の減額、節15・工事請負費で3364万円の増額、節17・公有財産購入費で262万1000円の減額、節22・補償、補填及び賠償金で4829万2000円の増額、合計5040万7000円の増額でございます。国の第一次補正に伴う増額は1億4000万円でございますが、当初予算の内示減額などと相殺した額が今回の補正額となります。あわせまして、南部幹線の国土交通省委託料の減額等、節間の調整もあわせてお願いするものでございます。南部幹線、西片西宮線につきましては国の第一次補正に伴い追加するもので、北部幹線につきましては用地交渉の難航により減額するものでございます。

目4・公園費では、節15・工事請負費を3150万増額しております。国の第一次補正に伴う増額が4750万円で、当初予算の内示減額などと相殺した額が今回の補正額となります。都市公園安全・安心対策緊急支援事業に追加補正をし、公園遊具の更新などを行うものでございます。

お配りしております資料の御説明をいたします。表紙には議案第56号と書いてございます。

資料の1ページから7ページまでが、先ほど御説明しました道路維持事業の総括表と、それと、位置図でございます。8ページに街路事業の位置図をつけております。9ページから10ページが、公園事業の総括表と位置図でございます。

以上で御説明を終わります。よろしく御審議お願いいたします。

○委員長（田方芳信君） それでは、以上の部分について質疑を行います。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員（橋本幸一君） よろしいですか。

○委員長（田方芳信君） 橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 港湾建設の分でマイナス14メートルの部分の工事をされてるのは、どの部分なんですか、これでいけば。

○建設部総括審議員兼次長（原 浩君） 岸壁に係る航路の部分――。

○委員長（田方芳信君） 原次長、手挙げて。原次長。

○建設部総括審議員兼次長（原 浩君） はい。岸壁事業に係る航路のですね、しゅんせつをするというふうに聞いております。

○委員（橋本幸一君） はい、了解です。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（田方芳信君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。16ページのですね、都市計画道路街路事業費の中で都市計画道路が書いてあるんですけど、進捗率を聞かせていただいてよろしいですか。

○委員長（田方芳信君） 下川課長。

○建設部理事兼街路公園課長（下川哲夫君） ちょっとしばらくお待ちいただけますか。

今、進捗率ということでございましたので、24年度末をもちまして南部幹線で71.37%、西片西宮線でございますが、24年度末で53.98%、北部幹線でございますが、北部幹線につきましては70.1%でございます。

以上、説明といたします。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（田方芳信君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） 済みません、確認です

けど、この補正予算の後の進捗率ということで理解をしいのか、今度の補正予算の分は入っていないということで理解をしてよろしいんでしょうか。どっちなんですか。

○建設部理事兼街路公園課長（下川哲夫君）
委員長。

○委員長（田方芳信君） 下川課長。

○建設部理事兼街路公園課長（下川哲夫君）
今回の補正予算も入れたところで進捗率を申し上げたところでございます。

○委員（大倉裕一君） 入れていますね。

○委員長（田方芳信君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（田方芳信君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。もう1点、済みません。

南部幹線ですね、所で、説明資料に、前回、国交省のほうの委託変更費残額分ですね、をA2橋台のほうに、たしか振りかえますという説明をいただいたと思います。で、一般質問の最終日に補正予算あたりの提案をもらった中の資料にですね、専決処分の報告書っていうのがあって、この中に、再度、南川大橋下部工事受託工事の変更契約というのが出てるんですよ。この南部幹線の道路整備事業というのがどういうふうに影響してくるのか、そこを担当課に聞きたいんですけど。

○委員長（田方芳信君） 下川課長。

○建設部理事兼街路公園課長（下川哲夫君）
12月の定例会におきまして、南部幹線、いわゆる国交省のほうにP5橋脚の受託をお願いしておりまして、その後につきまして、工期の見直し等で、鋼矢板の軽減とか、そういうので3500万ほど減額を12月の定例会で審議いただき、承認いただいたところでございます。

その後、国交省のほうから、矢板の引き抜きの際に振動等が生じて既設の護岸ブロックにひび割れが入ったということで、協議が国交省からなされております。国交省とは受託契約の契約を結んでおりまして、その契約の中の変更事項に相当しますものですから、今回、済みません、資料持ってきてませんが、六十数万円ですか、その分の増額を、今回専決処分の報告として上げさせていただいたところでございます。

○委員長（田方芳信君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。67万5896円が増額分ということで、専決処分の報告がなされております。この分は、前回の差額分3500万円、その中から出されると。で、その部分がこの南部幹線の道路整備事業にも反映してくるということで理解をしとっていいということですね。

○委員長（田方芳信君） 下川課長。

○建設部理事兼街路公園課長（下川哲夫君）
はい。今回の六十数万の増額分につきましては、前回減額となっておりますので、その予算分から持ってきます。で、最終的に減額が出ておりますので、その減額分につきましては、今回の補正と合わせてA2橋台のほうに工事を行う予定でございます。

○委員（大倉裕一君） わかりました。オーケーです。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、これより採決いたします。

議案第56号・平成24年度八代市一般会計補正予算・第10号中、当委員会関係分について

て、原案のとおりに決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(田方芳信君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決いたしました。(「ありがとうございました」と呼ぶ者あり)

ちょっと小会します。

(午前10時21分 小会)

(午前10時22分 本会)

◎議案第5号・平成25年度八代市一般会計予算(関係分)

○委員長(田方芳信君) 次に、議案第5号・平成25年度八代市一般会計補正予算――(「もう入ったんですか」と呼ぶ者あり)入ったたい。予算中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

まず、第4款・衛生費について、環境部から説明願います。

○環境部長(福田 晃君) 委員長。

○委員長(田方芳信君) 福田部長。

○環境部長(福田 晃君) はい。おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり)環境部でございます。

議案第5号・平成25年度八代市一般会計予算の衛生費うち、環境部が所管します部分につきまして、まず、私のほうから総括を述べさせていただきます。その後、次長の宮川が説明申し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。座ってもよろしいでしょうか。

○委員長(田方芳信君) はい。

○環境部長(福田 晃君) じゃあ済みません、では、座ってから説明させていただきます。

まず、環境部に关します平成25年度当初予算について、私の総括ということで簡単に述べさせていただきます。

計上しております歳出予算は、その大半は、

昨年10月の平成23年度分決算審査特別委員会でも述べましたように、平成25年度予算におきましても、所管しております施設に関するものでございます。

24年度当初予算に比べ約4億円減となっております大きな要因といたしましては、清掃センター排ガス処理改修工事の24年度完了が上げられ、25年度からは2炉運転に戻りますことから、焼却対象ごみの外部処理委託量と工事請負費が大幅に減ったものでございます。

それでは、環境部に属します3つの課の25年度予算につきまして、述べさせていただきます。

まず、環境課でございます。

斎場関係では、施設が昭和55年の竣工後32年が経過し、老朽化しておりますことから、施設の延命化を図るために、年次計画に基づきます修繕工事を25年度も予定しております。

衛生処理センター関係は、増設後43年が経った非常に古い施設でありますことから、その延命化を図るために、25年度、新たに工事請負費を約7000万円計上しております。次年度以降も、延命化に必要な改修工事を進めていく所存でございます。

環境保全対策費では、新規事業として九州新幹線騒音・振動調査関係の委託料を計上しております。また、住宅用太陽光発電システム設置費補助金につきましては、24年度と同額を計上しております。ちなみに24年度の補助申請件数は253件で、うち、市内業者167件、市外業者86件となっており、市内業者が66%と23年度より約10%増えており、市内業者を利用した場合への上乗せ効果があったものと考えております。

続きまして、ごみ対策課に移ります。

先ほども申しましたが、排ガス施設改修工事がもうすぐ完了予定であり、3月末からは従来の姿であります2つの焼却炉によります24時

間運転に戻ります。

この工事を行ったことで、わずかではございますが処理能力のアップが見込まれておりますものの、ごみ対策課にとっての最大の課題は、竣工後３７年が経過しました清掃センターを、環境センターが稼働するまでの期間、安定稼働をさせていく必要があるということです。

このようなことから、能力がアップしたからといって、焼却炉本体への負担がふえます大幅な焼却量の増加は困難であり、現在の焼却炉の状況などから不測のトラブル等も想定されますので、安全マージンを考えまして、焼却対象ごみの外部処理委託料については２５００トンに当たります経費を計上しております。

また、焼却炉への負担軽減の方策としましては、ごみの発熱量の低下も図らねばなりませんことから、その関係予算を２５年度も計上しております。

その幾つかを申しますと、ごみの減量化、資源化のより一層の周知を図るために、２４年度から実施しました新聞と市報それぞれ２回分の折り込みチラシ作成費用、２４年４月実施の資源の日曜版月２回体制の継続、生ごみ堆肥化容器等助成金、段ボール堆肥化キット配布の継続が上げられます。

バケツ等のプラスチック製品類の分別収集地区拡大についても、市清掃センターの処理対象区域全１７校区のうち、現在１５校区で実施となり、残りの校区についても、幾つかの解決すべき課題はありますものの、できる限り早い時期に収集ができるよう努めてまいります。

先月中旬に行いました家庭から出る燃えるごみの組成調査の結果は、これまでと同様に２０％近くの資源物が混入しておりましたが、混入率を低下させる策といたしまして、２５年度から新たに小学校などを対象といたしました講師派遣制度により、各家庭のごみの分別の意識の向上を目指したいと考え、環境学習講師派遣事

業として予算を計上いたしました。

ごみの減量化が、ごみ対策課、特に清掃センターの安定稼働に大きく影響してまいりますことから、今後も市民の御協力を得ながらごみの減量化を進めてまいります所存でございます。

最後の環境センター建設課でございますが、去る２月１２日の全員協議会で報告させていただきましたように、環境アセスメント終了後、ただちに県は港湾計画の変更に着手されますことから、環境アセスメントを中心に事業のスケジュールが進んでおります。

なお、環境アセスメント委託費の一部を平成２５年度に繰り越しさせていただいておりますが、今後の手続きといたしましては、３月下旬から１カ月間、準備書の公告縦覧、それと並行して５カ所で地元説明会を行い、それらの結果を県知事に２週間以内に報告する予定としております。

環境センター建設課の２５年度予算の主なものといたしましては、事業者選定委員会関係費、２４年度からの２カ年債務負担行為であります事業者選定アドバイザー業務委託の２５年度分、建設予定地には上水道が整備されておりますことから、新たに２カ年の債務負担行為といたしまして地下水調査業務を計上しております。

御承知のように、環境部の関連施設は、老朽化しました古い施設が多いにもかかわらず、新しい環境センター建設も含めて市民生活に欠くことのできない絶対必要な施設ばかりでございます。その計画、工事、修繕、施設の運営費等には非常に多額の予算を必要とするものばかりでございますが、今後も委員各位の御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（田方芳信君） 済みませんが、ちょっと小会いたします。

（午前１０時３０分 小会）

(午前10時32分 本会)

○委員長(田方芳信君) 本会に戻します。

それでは――。

○環境部次長(宮川正則君) 委員長。

○委員長(田方芳信君) 宮川環境部次長。

○環境部次長(宮川正則君) おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり)

それでは、議案第5号・平成25年度八代市一般会計予算中、当委員会に付託されております環境部関連につきまして御説明をさせていただきます。済みませんが、座りまして。

それでは、予算書の71ページをお開きください。よろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)

まず、款4・衛生費、項1・保健衛生費、目3・斎場管理費からでございます。斎場管理費は、松崎町の八代市斎場の維持管理に要します経費と、東陽町の八代生活環境事務組合斎場の維持管理に必要な本市の負担金に関する予算でございます。5662万4000円を計上いたしております。

主な節ごとに御説明いたします。

まず、節11・需用費1508万9000円は、火葬設備修繕及び炉前ホールエアコン設置など燃料費などが主なものでございます。節13・委託料1795万8000円は、1月1日の元旦以外は休日がありません、八代市斎場の火葬業務委託が主なものでございます。次に、節19・負担金補助金及び交付金2308万3000円は、負担割合が共通経費割30%、人口割70%の八代生活環境事務組合への本市負担金2180万8000円と、八代市民が両斎場を同じ使用料でできるように、八代市、氷川町及び八代生活環境事務組合の3者による斎場相互利用協定に基づく負担金127万5000円です。特定財源736万5000円は、斎場使用料が主なものでございます。

次に、72ページをお開きください。

目4・狂犬病予防対策費は、狂犬病予防法に基づき飼い犬の登録及び狂犬病予防注射事務に関する予算でございます。301万8000円を計上いたしております。

まず、節4・共済費と節7・賃金は、狂犬病予防注射の繁忙期に臨時職員1名を雇用するものです。節12・役務費88万円と節13・委託料99万8000円は、年間を通して犬の登録及び狂犬病予防注射に関する事務を熊本県獣医師会八代市支部及び八代郡支部に委託しますことで、犬の飼主が行う事務手続を簡素化するものでございます。特定財源301万8000円は、犬の登録及び狂犬病予防注射済票交付手数料でございます。

続きまして、項2・生活環境費の目1・生活環境総務費は、職員30名分の人件費と浄化槽整備事業に関する予算でございます。3億3412万8000円を計上いたしております。

節2・給料から節4・共済費までは、人件費でございます。節19・負担金補助金及び交付金8078万3000円は、本庁及び坂本、千丁、鏡支所管内において個人が設置します小型合併処理浄化槽199基分の設置に対する補助金などでございます。節28・繰出金3735万6000円は、泉、東陽支所管内で実施しております八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計への繰出金でございます。なお、特定財源、国・県補助金4990万8000円を計上しております。

続きまして、目2・環境保全対策費は、大気汚染監視局の保守や九州新幹線の騒音等の環境基準達成状況を把握するための環境調査、また、工場、事業場等からの排水、悪臭、騒音等が法令等または市との環境保全協定に基づく許容限度の遵守状況の確認などの規制事務のほか、地下水の現況調査、次世代を担う子供たちを中心とした環境学習、さらには、太陽光発電

設備の設置に対する助成措置など、地域環境から地球環境の保全に関する予算でございます。2884万6000円を計上いたしております。

まず、節1・報酬11万8000円は、環境審議会委員10名分の報酬でございます。次に、節7・賃金94万3000円は、太陽光発電システム設置費補助事業の繁忙期に雇用します臨時職員に要する経費でございます。節8・報償費63万8000円は、環境パートナーシップ会議委員やこどもエコクラブ講師謝礼などでございます。

73ページです。

節11・需用費67万4000円は、環境調査用品、エコクラブなどの環境学習用品のほか、環境情報紙しろくまだよりの作成経費などでございます。節13・委託料802万4000円は、説明欄の3行目の悪臭物質分析業務委託から、沿線20カ所を予定しております九州新幹線鉄道騒音・振動調査業務などに要する経費でございます。節19・負担金補助金及び交付金1804万6000円は、住宅用太陽光発電システム設置費補助金260基分の1780万円が主なものでございます。なお、地元業者と工事契約したものについては、補助要綱に基づき3万円の上乗せ補助としております。

続きまして、目3・廃棄物対策費。一般家庭や事業系ごみの減量化対策のほか、廃棄物の適正処理を進めるための不法投棄の監視、不適正処理の指導及び二見、坂本、昭和地区の廃棄物最終処分場周辺の環境調査などの廃棄物処理対策、さらには、環境センター建設事業に関する予算でございます。6019万2000円を計上しております。

まず、節4・共済費86万3000円と節7・賃金538万5000円は、事業系ごみの減量化を推進するためのアドバイザー2名、県警OBによるごみの不法投棄監視指導員2名の雇

用に要する経費でございます。節8・報償費123万3000円は、環境センター施設整備・運営に係る事業者選定委員会の外部委員9名への謝礼が主なものでございます。節9・旅費120万円は、環境センター施設整備・運営に係る事業者選定委員会委員の旅費、宿泊費などが主なものでございます。節11・需用費242万4000円は、ごみ減量化講習会で配布します段ボール箱堆肥化キット300セットや、市民の目につきやすい新聞や市報等にそれぞれ年2回折り込む、ごみ減量に関する啓発チラシ約17万枚の作成経費などが主なものでございます。節13・委託料4569万5000円は、74ページの説明欄に記載しております、環境センター建設事業に伴い24年度から継続しております事業者選定アドバイザー業務や平成26年度までの2カ年にわたる建設予定地の地下水の詳細な調査に要します委託料が主なものでございます。73ページに戻りまして、節19・負担金補助金及び交付金274万4000円は、生ごみ堆肥化容器100基分と電気式生ごみ処理機100機分の購入助成が主なものでございます。なお、特定財源の国・県支出金1475万8000円は、環境センター建設事業に伴う交付金が主なものでございます。

続きまして、目4・環境衛生費は、衛生害虫対策、市環境美化の推進に関する条例に規定します空き缶等の散乱、雑草の繁茂、犬のふん害対策のほか、市営墓地3カ所の維持管理等に要する予算でございます。544万9000円を計上いたしております。

まず、節11・需用費316万2000円は、平時と災害時に使用します衛生害虫駆除に使用する薬剤等の消耗品購入のほか、消毒機械の定期点検や公用車等の修繕、それから、市民団体のボランティア清掃時に配布しますごみ袋の作製費などが主なものでございます。次に、節13・委託料143万6000円は、害虫駆除

の業務委託や市営墓地３か所の除草、清掃などの委託に係るものでございます。

続きまして、目５・塵芥処理費は、各家庭から排出されます可燃物と資源物の収集運搬に要する経費及び中北町の清掃センター等でのごみ処理施設の維持管理に要する経費並びに八代生活環境事務組合クリーンセンターでのごみ処理における本市の負担金に関する予算でございます。１４億８８６４万円を計上いたしております。なお、２５年度予算の計上に当たりましては、清掃センターのごみ処理量を可燃物約３万トン、資源物約３８００トン、八代生活環境事務組合クリーンセンターでのごみ処理量を可燃物約４４００トン、資源物約３００トンと見込んでおります。

それでは、節ごとに御説明いたします。

節２・給料から節４・共済費までは、職員８名分の人件費でございます。節７・賃金１２９８万円は、プラスチック製品や小型家電品等の再分別作業に要する作業員１０名分の賃金でございます。節８・報償費１１６１万２０００円は、資源回収集積所の管理費でございます。なお、既に地域協議会が設置されております１４校区については、住民自治推進事業予算に移管しております。節１１・需用費２億１６９０万２０００円は、説明欄の３行目から、排ガス高度処理施設薬剤等購入費２４９５万９０００円、有料指定袋の作成費４２３０万８０００円、清掃センター施設設備修繕６６９０万円のほか、各施設の電気料やごみ収集車の施設内で使用する燃料費、ごみ収集車及び使用します機器類の修繕費などが主なものでございます。節１２・役務費１０４０万円は、有料指定袋を販売している小売店に支払う指定袋の販売手数料９６０万４０００円が主な経費でございます。節１３・委託料８億２０５７万１０００円は、説明欄の６行目から記載しております清掃センターの焼却施設から排出されます焼却灰等６３

３０トン分の運搬及び最終処分委託、それと、清掃センターで焼却処理ができない家庭系ごみを年間１５００から２５００トン程度外部へ委託します可燃性一般廃棄物処理委託、清掃センターのごみ受け入れから清掃施設の運転管理業務委託、町内の集積所から可燃物及び資源物の収集運搬業務委託、それから、清掃センターで再分別した資源物を圧縮梱包します減容容器の運転業務や市民が持ち込まれる可燃物や資源物をストックヤードで分別指導等を行う管理委託などのほか、有料指定袋を小売店に配送し、販売代金の集金をしている問屋及び商工会等への事務代行委託料などが主なものでございます。

次に、７５ページお願いします。

節１６・原材料費５６１万円は、バグフィルター１基分の予備ろ布の購入費などが主なものでございます。節１８・備品購入費１２０３万６０００円は、平成８年の資源の日スタート当時から使用しております分別収集車３台を更新するものでございます。節１９・負担金補助金及び交付金３億２４５９万６０００円は、氷川町にあります八代生活環境事務組合クリーンセンターの管理運営に必要な本市の負担金で、負担割合は共通経費割３０％、人口割２０％、収集割５０％でございます。特定財源３億５４７８万円は、搬入ごみ処理手数料１億２１５０万円や有料指定袋によるごみ処理手数料２億１１３万円、再資源化物の販売代金２８９９万９０００円などでございます。

最後に、目６・し尿処理費は、くみ取りし尿を処理します郡築１２番町の八代市衛生処理センター及び新港町３丁目の浄化槽汚泥処理施設の管理運営費並びに八代生活環境事務組合の維持管理に必要な本市の負担金に関する予算でございます。３億６９５９万８０００円を計上いたしております。なお、２５年度予算の計上にあたりましては、衛生処理センターのし尿処理量を８５００キロリットル、浄化槽汚泥処理

施設での汚泥処理量を約3万2000キロリットル、それから、生活環境事務組合衛生センターでのし尿及び汚泥処理量を約1万3650キロリットルと見込んでおります。

それでは、節ごとに御説明いたします。

節2・給料から節4・共済費までは、職員5名分の人件費でございます。節11・需用費5346万9000円は、それぞれの施設で使います工業用薬品のほか、汚泥の一部をバイオガスに変え、し尿の分解処理を促進します消化槽の温度を維持するための燃料費、浄化槽汚泥処理施設の下水道使用料や電気料金などの光熱費のほか、浄化槽汚泥処理施設の設備改修及び衛生処理センターの設備改修などでございます。節13・委託料9425万1000円は、衛生処理センターと浄化槽汚泥処理施設の運転管理業務委託や衛生処理センターから発生します汚泥を処理します浄化槽汚泥処理施設の脱水汚泥の処理業務委託のほか、し尿受け入れ槽の清掃等が主なものでございます。節15・工事請負費7252万2000円は、衛生処理センターし尿浄化槽のコンクリート製天井スラブ、保温設備、メタンガスの貯留タンク等の改修を行うものでございます。節19・負担金及び交付金1億818万9000円は、八代生活環境事務組合が運営しております鏡町のし尿処理場に係る本市負担金1億815万5000円が主なもので、負担割合は共通経費割20%、人口割30%、収集割50%でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（田方芳信君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員（堀口 晃君） はい、委員長。

○委員長（田方芳信君） 堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。73ページの説明欄の一番上から2段目、九州新幹線鉄道騒音

・振動調査業務委託なんですが、このことについては、購入はされましたけども、——八代市で購入した。で、これを業者に委託をするというようなことだと思うんですが、これは職員ではできない理由は何があるのか、ちょっと教えていただいていいですか。

○環境部理事兼環境課長（今井 晃君） はい。

○委員長（田方芳信君） 今井課長。

○環境部理事兼環境課長（今井 晃君） 九州新幹線の騒音・振動問題につきましては、地元住民から測定等を行ってほしいということで要望があっておりまして、補正予算で機器等を購入したわけですが、各、今のところ20カ所を測定を予定しております。その20カ所のうち、24時間全部はかりたいというところもございましてですね、その場合は職員ではどうしても対応できないケースもありますし、専門業者じゃないと、どうしてもその辺のデータ分析等も必要でありますので、職員ではちょっとはかりかねるというところもあります。

以上です。

○委員（堀口 晃君） はい。

○委員長（田方芳信君） 堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。20カ所を今予定されて、24時間はかるというようなところについて、そのほかのところについては、全て委託をするんじゃないくて、その部分だけという部分発注みたいな感じでもできるんじゃないかと思うとですよね、24時間はかるのが、20カ所の測定をする全てが24時間はかるっていうわけではなかったらと思うとですけども、その辺についての精査はされたのかどうか、その辺はいかがですか。

○環境部次長（宮川正則君） 委員長、よろしいですか。

○委員長（田方芳信君） はい、宮川次長。

○環境部次長（宮川正則君） はい。ちょっと

今井課長から今説明いただきましたけども、若干大切なところが抜けておったと思いますので、補足させていただきます。

まず、我々としましては、まずですね、最初に、新幹線の騒音につきましては、八代市が測定したデータについて、どの段階で信憑性があるデータとできるかということをまず検討しました。これは、騒音についてはですね、これまでずっと自信をもってやっておりましたが、新幹線騒音は初めてということがございまして、しかも、騒音のですね、測定指標を採用するかしないかということのですね、微妙な判断もございます。

そういったことで、もろもろのですね、暗騒音でありますとか、実際、騒音を測定しながらですね、そのデータの評価をするところまでについては、まずは専門の業者にですね、委託をして、そしてその結果をですね、住民の皆さん方にお知らせする。つまり、来年、25年度に入りましてですね、すぐやりますと、これまでJLT Tがですね、音源対策、行ってきました。そういったもののですね、最終的な結果をですね、評価するという形になるものですから、職員がですね、ふなれな状態で、そのデータをですね、やはり市民の皆さん方にお示しするということになるので、かなり相当の期間を要した、熟練した方でないとですね、なかなか難しいだろうというようなことがありまして、まずは今回は民間の業者に委託をし、そして、同時にですね、職員もそこに立ち会ってですね、勉強させていただいて、そして、そのですね、一つのやり方をですね、まずは民間事業者とやりながらですね、一緒になって、ノウハウを持ってですね、その結果を受けて、八代市としてですね、実際データをとるような測定については、今回の委託業務の後、数回のですね、実際の現地でのいろんな作業を行いながらですね、まず熟練度を上げていって、その結

果、市としてのですね、データとして取り扱えるような形にしたいと考えております。

少し長くなりましたけども。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。これはですよ、機械を購入するという状況の中で、メーカーから使い方は教えてもらわれぬとですか。まずそれが先でしょう。で、どういうふうな使い方をするのか、そしてどうのようなデータの出し方をするのか、で、どう判断するかっていうのは、これは機械メーカーがそれぞれ教えてくれるんじゃない。マニュアルみたいなやつがあつて、そのとおりにすると別に何も問題ないような気がする。そこに300万も使わぬばいかぬというのは、これはちょっとおかしかかなと思うんですけどね。その辺はいかがですか。

○環境部次長（宮川正則君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 宮川次長。

○環境部次長（宮川正則君） はい。御指摘になられたことはよくわかります、我々もですね。実際ですね、機器を購入して、メーカーから全部取り扱い説明を受けて、実際ですね、測定の方法まで教えてもらっています。（委員堀口晃君「うん、そうでしょう」と呼ぶ）あわせて、マニュアルございます。そちらのほうも確認済みでございます。

ただ、実際現場でですね、どういった状況になるかというのがわからない部分がいっぱいあります。職員はまだ1回もですね、実際、新幹線の騒音測定をですね、じかにやったことはございません。そういったことで、まずはですね、十分なですね、基礎的な知識、そういったものをですね、習得するという必要からも、今回民間業者をお願いをしてですね、そこに立ち会いながらまず確認したいと思っております。それが市民の皆さん方に対してですね、市としてのデータを提示できるような要素になろうか

と思っております。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 堀口委員。

○委員（堀口 晃君） そこがおかしいと言うんですよ。まず、メーカーから機械を買うわけでしょう。で、メーカーが場所によってここはこやんふうなはかり方してくださいっていうような部分を説明するじゃないですか。で、そのとおりに、教わったとおりにすればええ話だけれんが、何も専門のメーカーに頼む、委託をする必要なかつじやなかですか。もう1回聞かせください。

○委員長（田方芳信君） 宮川次長。

○環境部次長（宮川正則君） はい。堀口委員さん言われることはわかります。これはですね、結果的に、いろんな、例えば、物をはかったりとかですね、やるときに、やっぱり精度というのがございますので。精度というのは、機械を教えてもらってすぐですね、そのまま自分でコントロールがすぐできるということではなくて、いろんな要件をですね、加味しながらやっぱり精度を高める必要ございますので、その要件の部分でですね、今回、民間事業者と一緒になってですね、確認をしたいと思っております。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 堀口委員。

○委員（堀口 晃君） もう何回も議論したって一緒のことだと思いますんで。機械をつくるメーカーがあるわけですから、そのメーカーに、熟知するぐらいにですね、職員の皆さんが教わってください。

以上です。

○委員長（田方芳信君） それでは、ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（田方芳信君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。議会のほうから

ですね、八代市の活性化に向けてということで、議会のほうから提言をさせていただいた内容から何点か質問したいと思ってるんですが、積極的な施策を展開してほしいということで、いろいろ取り組みをやっていただいているのは十分把握しております。

そういう中で、段ボールの生ごみ堆肥化、これは、どれぐらいの出前授業とかそういったものが行われているのかということを1回確認させていただいてよろしいですか。話を聞くと、以前の担当職員が異動になったことによって、すごくその出前授業とか推進が後退したんじゃないかっていうような話を聞くことがよくあります。そのあたりについて説明をいただきたいと思います。

○委員長（田方芳信君） 田中係長。

○ごみ対策課ごみ減量啓発係長（田中和彦君）

では、段ボール堆肥化の推進事業についてお答えをさせていただきます。

委員お尋ねのように、以前、主に担当しておりました職員が2年前異動いたしまして、その後の市民に対する講師のレベルがどうなっているかという部分ですけれども、それ以前から一応、主に担当しておりました職員とついて講習に参加しておりました職員が残っております。それと、この2年間の間に、私を含めてですけれども、私どもの係の者が出前講座のほうに出向いて行って、一応お話をしております。

で、申し込みにつきましては、例えば講師がないからお断りしますとかですね、ということで、出前講座の要請についてお断りしたことは、この2年間、一度もございません。

あとは、来年度、平成25年度の予算になりますけれども、この段ボール堆肥化のときに配布いたします総合ハンドブックといいまして、使い方、つくり方をまとめておりますハンドブックがありますけれども、こちらのほうに関しまして、新しい情報とかを入れまして改訂を

いたしまして、平成25年度、1000部作成する予定で予算のほうを計上いたしております。

以上、お答えいたします。

○委員長（田方芳信君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。担当されていた方が異動されても一生懸命取り組んでますっていうような答弁かとは思いますが、そこは理解をしていきたいと思えますし、25年度もですね、積極的な展開をやっていただきたいということを要望しておきたいと思えます。

この段ボールの生ごみ堆肥化で一番利用されてる方から声を聞いたわけですけど、議会報告会でよく声が上がってきたのが、この堆肥にした後の処理先がないと言われてます。で、一般質問でも、その処理先について教育施設とか子供たちの花壇とか、そういったところで使えないのかというようなお話もですね、大分あったかとは思いますが、そのあたりの取り組みについてはどのような考えを持って25年度取り組まれるのかということをお聞かせいただきたいと思えます。

○委員長（田方芳信君） 田中係長。

○ごみ対策課ごみ減量啓発係長（田中和彦君）

はい。今委員からお尋ねがありましたけれども、段ボール堆肥化、確かに、堆肥をつくりますとその利用先っていうのの確保っていうのが問題になってまいります。その点におきまして、例えば、アパート、マンション等のお住まいの方でありますと、庭とか花壇とかを持ってらっしゃらないので、つくった堆肥の処理先っていうのの確保が難しいために、興味はあるのだけれどもなかなか取り組めないというお話も伺っております。

市が所管しております保育園、小中学校、幼稚園等には花壇がございますけれども、こちらへの利用について、以前、特に保育園に当たりますて尋ねをしたことがございますけれども、

保育園で、逆に言えば段ボール堆肥化にちょっと取り組みたいんだけど、園児がやはり発酵中の堆肥にさわったときのそういうリスク的な部分があるので、なかなか園としては取り組めないと。ただ、そういう肥料のもしも御提示とかがあれば、金額っていいですか、無料とかということで使ってくださいということであれば、前向きに対応していきたいというような話も伺っておりますので、この点に関しましては、今、委員お話ありましたものですから、25年度に関しまして、市の公園、あとは各学校とか保育園等の施設で利用ができないかという旨、担当課のほうとちょっと協議をしてみたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○委員長（田方芳信君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。全市を挙げてのごみ非常事態宣言ということもありますので、ぜひ全職員さん共通認識のもとでですね、共有化していただいて、この処理先が確保されれば普及もできていくと思えますので、そのあたりは、ぜひ要望しておきたいというふうに思います。

それから、質問をちょっと変えさせてもらいたいと思うんですが、イベントごみを福田部長にはお願いをさせていただいておりました。

（環境部長福田晃君「はい」と呼ぶ）この3月をもって退職ということではありますが、この間、そのイベントごみに対してどのような取り組みをしてこられたのか、25年度どうされるのか、そのあたりをお聞かせいただければと思います。

○環境部長（福田 晃君） はい。

○委員長（田方芳信君） 福田部長。

○環境部長（福田 晃君） はい。イベントごみがですね、なかなかできなくて大変申しわけなく思っております。

で、今回の一般質問の中でもお答えしました

ように、イベントがあったときには、ぜひとも
その中で資源物をですね、集めるちゅうことで
答弁しておりますので、それは担当課のほうに
打ち合わせでちゃんとしておりますので、25
年度は、ぜひともそれ取り組ませていただき
たいと思っております。

○委員長（田方芳信君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（田方芳信君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。例えば、提案に
なるんですけれども、食バザーをされるとき
に、衛生面は十分に確保しなければいけません
けど、食器の使い回しっていうんですか、学校
給食あたりの食器を再度ですね、民間のほうで
使わせていただくというようなこともできると
思いますし、そういった取り組みをされている
方々ももう既にいらっしゃいますので、そうい
ったところからごみ減量というのをこつこつと
やっていただきたいというふうに、また要望を
させていただきたいというふうに思います。

と――。

○委員長（田方芳信君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） 済みません、まだほか
にもあるんですけど。今度は、環境センターの
環境アセスの説明会の話をいただきました。そ
こで、5カ所ということだったんですけど、な
ぜ5カ所に絞られたのかというところをお聞か
せいただけますか。

○環境センター建設課副主幹兼環境センター建
設係長（南 浩一君） はい。

○委員長（田方芳信君） 南係長。

○環境センター建設課副主幹兼環境センター建
設係長（南 浩一君） まず、なぜ5カ所かと
申しますと、まず、環境アセスメント、県のア
セス条例でございまして、関係地域ということ
で半径3キロというふうに市のほうで設定いた
しました関係上、その校区を考えますと、その
3キロ圏内の校区が5校区あったということ

で、校区ごとのその半径3キロ圏内の方々を対
象に住民説明会をするというふうに市のほうで
判断いたしました。

○委員長（田方芳信君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。例えば、その3
キロ外の居住地だけでも関心があるのでその近
くの会場に参加をするということは可能でしょ
うか。

○委員長（田方芳信君） 南係長。

○環境センター建設課副主幹兼環境センター建
設係長（南 浩一君） はい。可能でございま
す。

○委員長（田方芳信君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） はい。もう1点いいで
すか。

○委員長（田方芳信君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） 済みません。前後して
しますが、ごみの外部委託ということで、
大牟田・荒尾のRDFを選択をして、お願いを
したいというような説明もあったわけですが、
一部、一般質問を聞いてみますと、処理単
価の安いですね、施設、そちらのほうからごみ
受け入れをやってもいいよというようなお話が
あったということもあったようですけども、こ
のRDFの施設のほうとどの程度もう進んでい
るのか、契約というところまでもう行ってるの
かどうか、進捗をまず聞かせていただきたいと
思うんですけど。

○委員長（田方芳信君） 宮川次長。

○環境部次長（宮川正則君） はい。今委員お
尋ねのRDFの件なんですけども、その前に、
先週の一般質問で野崎議員さんからですね、御
提案いただきましたので、早速翌日ですね、担
当係長をですね、現地に行かせまして、実際ど
ういった状況でですね、今受け入れが可能なの
か、そこら辺のところをですね、勉強させてい
いただきました。

その勉強の内容についてですね、まず、直接

説明をですね、聞きに行きましたごみ対策課の田中係長のほうから概要を御説明させていただきます。

○委員長（田方芳信君） はい、田中係長。

○ごみ対策課ごみ減量啓発係長（田中和彦君）

それでは、筑紫野市にごじます宝満環境センターにつきまして、私どものほうでちょっと訪問させていただきました結果について、少しお話をさせていただきます。

こちらの宝満環境センター、ホームページにはクリーンヒル宝満とも記載されておりますけれども、こちらに関しましては、基山町、筑紫野市及び小郡市で共同運営を行っておられます一部事務組合の、筑紫野・小郡・基山清掃施設組合が運営されておられます施設でございます。

年間の処理量はおおむね4万8000トン程度で想定をされておりまして、現在の施設稼働率は54%ということでした。この点からでは、受け入れる能力はあるというふうなお話でございます。

で、今年度、平成24年度ですけれども、同じく福岡県の田川市のごみを受け入れておられるというふうな経過もございました。これは、田川市の持つておられます焼却施設の改修工事に伴って、自分の市のほうで処理ができない部分の受け入れをこちらのほうにお願いをされております。受け入れ期間につきましては、平成24年の5月から11月までの7カ月間、受け入れ量といたしましては、総量で約2500トンであったということでございます。

こちら、他市からの受け入れの判断につきましてですけれども、清掃組合自体は、構成されております市町の各副市長、副町長等で構成されております幹事会と、市長、町長、各市議さん、町議さんなどで構成されております議会で運営されておりまして、事務局内部で検討、判断し、幹事会でごみの受け入れについて了承さ

れれば、基本的には構成しております市、町からの反対はないというふうに考えておられるということでした。

委託費に関しましてですけれども、今年度、田川市から受け入れた際の委託費に関しましては、トン当たり2万1400円ということでした。この金額に関しましては、最低限のランニングコスト、これは助燃として使いますコークス代等になるということですが、約1万6000円、こちらに、地元対策費、さらに電気代、発生します飛灰の処理費用等を足したものとして想定を算出されて、この金額で受け入れを行っておられるということでした。

実際、田川市さんからの受け入れに際しまして、この費用のほうに施設の減価償却費などを乗せるべきではないかというふうな内部の議論もあったそうでございます。ただし、こちらが1年間、実質7カ月間のスポットであるという部分と、受け入れ量自体が年間の処理計画のおおむね5%程度であるということから、今回のスポット的な受け入れに関しまして、減価償却費等の上乗せは行わなかったというものでございます。

さらに、地元町内、私どもがRDFへの処理委託のところで一番の問題点というふうに考えておりました地元からの反対という点に関しましてですけれども、この地元町内に対しましては、先ほど述べました処理費用に含まれております地元対策費、これをこのまま町内に支払っておられます。要するに、他市からの受け入れ量がふえれば地元町内にお支払いされる金額がふえるという部分で、基本的には現在町内と良好な関係を築かれておるために、反対意見などはこの田川市さんの場合は出なかったというふうなお話でございます。

これまでの対応といたしまして、私どもの職員が、こちらを以前に訪問したこともございま

す。また、市議会の議員さんの方であったり市民の方であったりというのが視察に来られた際に、ぜひともそちらの施設、余力があるのでごみを持ってきてくださいというようなことを、会議とか説明会の場で実際お話を直接したことはないというようなお話でございました。これは、施設見学の目的が、シャフト式の熔融炉を見に来られる、新しい施設を建設するための施設見学、訪問であるという立場から、こういうセールスのようなことはまず行っていないと。その場ではですね。

で、一つは、距離的な部分、こちらの施設自体が鳥栖インターから少し基山のほうに入っているところにあるものですから、距離的な部分で、八代市から持ってこられるところに実際現実味がないのではないかというふうに考えた部分もあると。また、施設見学をされた際とか会合が終わられた後などに、職員の方にですね、他市からの持ち入れはございましたでしょうかとか、金額はお幾らほどでしたかというようなお尋ねがあった際には、当然その田川市さんなどのデータも含めて隠すことなくお話はさせていただいているので、その旨で他市からの受け入れが可能であるというようなお話をしたことはあったというふうにお答えをいただきました。

で、あとは懸案事項という部分になりますけれども、実際この田川市さんとの受け入れに関しましては、事前に約1年半ほど協議を行っていらっしやると。これは、田川市さんの改修計画が計画段階でされたところから、他市へどうしても委託をしなきゃいけないということで、実際田川市さんとは1年半ほどの協議を踏まえて受け入れという形になったというお話でございました。

また、仮に八代市との協議をとということになりますと、やはり最低、こちら予算案の作成とかという事務的な部分もございますし、また、ごみ質のチェックとかもございますので、やは

り最低1年程度はこちらのほうで事務協議の時間をとっていただきたいというお話でございました。

また、八代市からこちらに委託する際の費用に、例えば、先ほど田川市さんの場合には含まれておりません施設の減価償却費を含める含めない、もしくは、田川市さんと同じような金額で行えるかというような部分の正式な回答といえますか、金額の設定という部分に関しましては、要するに正式な協議を開始しますと、要するに正式な席に着かなければ最終的な金額の御提示はできないというようなお話でございました。

また、この協議を開始するに当たりまして、組合の事務局といたしましては、当然、幹事会への説明、議会への説明、そして地元への説明等が発生するために、当該施設へ持ち込むことを前提とした正式な協議の席でなければなかなかお話は進められないと。簡単に言いますと、少し見積もりを出してほかの施設と検討をしたので、見積もりを出してくださいと言われても、なかなか正式な見積もりといえますか、金額の御提示は難しいというお話でございました。

あと、懸案事項といえますか、若干の問題点といたしまして、当該施設におきましては、毎年大体10月に炉のオーバーホールといえますか点検を行われておるとのことでございます。こちらの月に、おおむね2週間から3週間程度、炉が停止をいたします。こちらについては、この期間に、特に他市町村からの受け入れというのは難しいということですので、今年度田川市から持ち込まれた際にも、この10月に関しては基本的には持ち込まないでくださいということでお断りをしておられるということでございます。通年通しての安定したという点では、こちらのところで、あくまでもこれは計画にのっとってのメンテナンスということですよ

けれども、こういうものが発生しますというお話でございました。

あと、この施設に関してなんですけれども、施設への道に、現在、通行規制が若干かかっております。こちら、道の幅とかの関係で大型車両の通行が規制されております。これはホームページとかにも大型バスでの利用の際には警察の許可をとってくださいというような形で記載されておりますけれども、この区間を大型車両で通行する場合には、警察の許可を得る必要があります。これに関しましては、車両、あと、期間、目的などを申請しますと、1回1回という形じゃないんですけれども、ある程度の期間っていう形でこの警察の許可をとるという必要がございます。

で、この施設に持ち込む際に、高速道路の下を通る区間がございまして、こちらに関しましては、最低地上高3.5メートルという場所がございまして関係上、これ以下の車両でないと通行できないということで、搬入部分に関しまして若干の課題が残されておりますと。こちらの施設、10トン車両が全く出入りしていないわけではございません。施設の隣接する形で、私どものところで言うリサイクル部分がございまして、こちらから搬出される物品、下鉄部分とかそういうものに関しましては大型車両で搬出をされております関係上、大型トラックとかでの出入りが全くできないわけではないんですけれども、そういう形で現状では通行にちょっと問題が残りますというようなお話をさせていただきました。

以上、先日訪問させていただきました調査結果の概略をお話しさせていただきました。

○環境部次長（宮川正則君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 宮川次長。

○環境部次長（宮川正則君） はい。ただいま外部委託についてのですね、調査結果を報告しましたけれども、一方、RDF化の件なんですけ

れども、RDF化につきましては、昨年1月の16日の勉強会を開かせていただきましたときに、委員の方から、大牟田市のエコタウン、こん中に、福岡県と、それから関係するですね、組合、市等がですね、一緒にやってる発電所があるから、そこに委託したらどうかというような御提案がございました。

我々としましても、非常に困っておったときだったものですから、早速その翌週にはですね、実際その荒尾市をまず訪問いたしまして、荒尾市に対して、八代市の状況をですね、御説明しております。その中で、荒尾市もですね、そういったことであれば大牟田・荒尾の清掃組合、こちらのほうに打診をしてみましようというようなことをですね、お話しいただいたものですから、その後、2月、3月とですね、ずっと大牟田市と荒尾市、訪問させていただいて、こちらから御説明しております。

一方、エコタウンにございますRDF化発電施設、ここについては、福岡県もですね、大きく関与してますものですから、福岡県のほうからもですね、今度は大牟田・荒尾清掃組合を通してですね、八代市に対して、八代市の条件を出していただければですね、検討していただいて、極力八代市のですね、RDF化というお考えがですね、実現するように努力をしたいというようなですね、お言葉もありました。

そういったことで、大牟田市、それから荒尾市、福岡県、それから、RDF発電所をですね、に関与しているもろもろのですね、組合だとか自治体、そういったところから、八代市が持ち込むことに対してですね、御支持をいただいたということがございまして、最終的に、昨年のですね、秋に、市のほうから大牟田・荒尾清掃組合のほうにですね、価格についてのですね、協議をさせていただけないかということですね、打診をしております。

あわせて、市長のほうもですね、実際、八代

市がごみ非常事態宣言を出して非常に困っているというところで、荒尾市長、それから大牟田市長ですね、非常に前向きに快くですね、御相談したところですね、受けていただいたもんですから、そのお礼ということもありましてですね、最終的に価格が提示をされる前後にですね、市長のほうは直接、2月の18日に出向きましてお願いして、快諾いただきました。

それを踏まえて、価格の提示もございましたけれども、そういった、やはり八代市がですね、非常に困って、他の自治体に対してお願いをしてですね、八代市の実情を踏まえた上でですね、御理解していただいた上で、このような形でですね、RDF化についての検討が進んでまいりましたので、そういった点からしますと、やはり、ほかのところにですね、委託先を変えるということになると、我々としてはですね、非常に、受けていただいた市、それから関係者に対してですね、信義という面から申しわけないという気持ちはいっぱいでございます。

今は私が申し上げるのはその程度でございます。

以上でございます。

○委員長（田方芳信君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。丁寧に調査していただいたところまで報告いただいたような状況ですが、RDFのほうは、期間としては単年度契約で行かれるのか、ずっと先まで見込んでおられるのか、そのあたりどうなってるんでしょうか。

○環境部次長（宮川正則君） よろしいでしょうか。

○委員長（田方芳信君） 宮川次長。

○環境部次長（宮川正則君） はい。一応、RDF化施設、大牟田・荒尾市の清掃組合の施設、それから、大牟田のエコタウンにございますRDF発電所、これについては両方関係が深いございまして、RDF発電所が、契約期間が

決まれば、それに合わせてですね、それぞれ持ち込むところのですね、それぞれの清掃組合でありますとかRDF化施設のですね、運転が同時にですね、ほぼ決まっていくという形態になっておりまして、現段階で大牟田のRDF発電所は、平成29年度まではもう決定をしております。5カ年で決定をしております。それ以降についてもですね、継続ということで今協議をなされておるようなんです。

そういったこともありまして、当初我々としても、ちょうどその29年の5カ年というのが、環境センター建設が29年度内というようにことがございましたもんですから、当初は29年度内いっぱいまでですね、処理をお願いできたら大変ありがたいというような考え方でありまして、その旨をお伝えしております。

そういったことで、そういった5カ年のですね、継続についてもですね、契約は単年度ですけども、そういったことで一定のですね、方向性が見えたところでの検討、価格についての検討、そういったものがなされていくと思います。

○委員長（田方芳信君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。まずもって、やはり大牟田のRDFさん、受けていただいているっていうことは、非常に一市民として、議員としてもうれしく思うところです。ただ、市の執行部の取り組み方として一つ物申させていただければ、事前にですね、やっぱり各清掃センターの処理単価っていうところをやっぱり調べていただく部分が少し欠けた部分があってじゃないかなというふうに思います。清掃センターの皆さんは、処理費用あたりをですね、予算書見たりすると大体単価がどれぐらいになってるっていうのは想定がつくと思うんですよ。そういったところから、やはり市民の税金を本当貴重に使わせていただくという部分においては、少し事前の調査が足らぬかったところがあ

るんじゃないかなというふうな思いは、一般質問も聞きまして思ったところです。

RDFさん、大牟田・荒尾のRDF施設が、5年間先が決まっているということで、単年度ずつ契約をしていくということではありましたが、再度ですね、執行部のほうでも、こういった契約内容がいいのか、処理先がですね、今の九州産廃さんとか山口県の施設さんとかそういったところを、いろいろ施設、処理お願いされてますけど、どこが一番ふさわしいのかというところをですね、順次ローリングしていただきながら、今回の25年度は多分見直すことは難しいというふうな見解をお持ちみたいですので、今回のことを反省として、26年度にですね、どう取り組んでいけばいいのかというところはしっかり担当課内で検討していただきたいというふうに要望しておきますが、担当課の見解をお聞かせいただきたいと思います。担当部で。

○環境部長（福田 晃君） はい。

○委員長（田方芳信君） 福田部長。

○環境部長（福田 晃君） はい。御指摘ありがとうございます。

先ほど田中係長、それから、今、宮川次長申しましたように、25年度はとりあえずRDF化で行かせてもらいたいと思っております。で、26年度以降につきましては、確かに単価の問題ありますので、十分私どものほうもRDFに対する信義というのも当然あることはありますけども、そちらも含めましてですね、大牟田・荒尾のほうに一応私どもの意見を申し述べまして、御理解いただきますように協議をいたしたいと思っております。

それで、どこが一番安いのかですね、言いました宝満だけじゃなくて、今大倉議員がおっしゃった山口の施設とかもありますし、ほかの民間の施設もあります。ほかにもあるかもしれません、民間施設とかですね。一応そういうとこ

ろもできるだけ調査いたしましてですね、どれが一番いいのかを1年かけてといいますかね、25年度中にちゃんと方向性を見出していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（田方芳信君） よろしいですか、大倉委員。

ほかに。

○委員（橋本幸一君） よろしいですか。

○委員長（田方芳信君） 橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 関連ですが、減価償却の部分入れる入れぬ、これですね、非常に私は処理単価が変わってくつと思うんですよ。で、そこになれば、ある程度、何て言いますか、受け入れ体制が、ちゃんとある程度の協議が合意なければ価格の協議は大変難しいっていう、そういう今お話でしたが、やっぱほかの自治体についてもそういう状況と思うんですね。その部分が、じゃあ、ただ出してくれっていうのは実際上でくつとですか。

○委員長（田方芳信君） 宮川次長。

○環境部次長（宮川正則君） 田中係長もですね、御報告いたしましたけども、やはり宝満の施設のほうもですね、直接もう意向を固めてきてくださいと、意向を固めたら出しましょうというようなお考えなもんですから、なかなか、実は出したいからおたくの処理単価を教えてもらえぬでしょうかというようなことになると、なかなかですね、どこもやっぱり簡単に出さないと思います。

一つは、今橋本議員さんから減価償却がございましたけども、減価償却のことをですね、出しますと、最終的にその施設のですね、会計検査院のですね、調査が入ったときに、じゃあ減価償却をそこに持ってくるということは、あんたのところは最初から余裕があったんじゃないのというような、いろんなことも出てくるもんですから、なかなかですね、やっぱり国費を最

最終的にですね、返還する関係でですね、施設の管理者がですね、簡単に減価償却を加味できるかどうかと。もろもろのですね、条件ございますので、よほどのですね、やはり事前にある程度こちらのほうから、やっぱり固めてお願いをして、それでできるかどうかの、相手方に対して御判断をいただくと。ですから、てんびんにかけるということは、なかなか私としては難しいのかなと思っております。それは、やっぱり行政の職員としてですね、民間と行政、しかも行政同士をてんびんにかけて判断するということになると、今まで私も経験ございませんもんですから、そこら辺、十分ですね、相手に誤解がないような形のですね、調査、そういったものをやっていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

はい、増田委員。

○委員（増田一喜君） 先ほどの料金を言われましたでしょう。2万1400円かな、トン当たり。これは田川さんの場合の数字でしょう。ほかは全然出てないわけでしょう。で、今橋本委員も言われたように、そういう分が出てくともっとふえるだろうし、一概にこれで済むちゅうわけでもないでしょう。

それと、もういっちょはですね、行政間あたりで、そういうね、話をされてる、そして、その中でずっと話が進んできとった、これを途中でぽんとやめてしまうと、これは信用問題になるから、非常な、自治体としては笑いもんになりやせぬかなという気もしますよ、八代市自体が。そういうのは。やっぱりそこは信頼関係でやっているんだから、そうなってしまえばしまったでしょうがないんでしょうけれども、そこらあたりも加味しながら考えていかないと、大変なことになると思いますよ。

○委員（松浦輝幸君） はい。

○委員長（田方芳信君） はい、松浦委員。

○委員（松浦輝幸君） 私も関連ですが、橋本議員さんの減価償却の問題、そして、今、あれがトンで2万4000円だったかな、「2万1400円」と呼ぶ者あり）これも田川市さんだけの問題だと理解したわけございまして、それから考えたらですね、確かに、安くつくのはもう私もそれは願ってもないことです。でも、私はやはり、市と市との信用問題もあろうし、職員の皆さんはやはり幾らかでも安くなるように、そうした思いを持って、やっぱり大牟田・荒尾との契約を私は進められたと、そういうふうに理解するわけですから、今から先、じゃあ今の、——宝満だったですか、ここは。

（「宝満です」と呼ぶ者あり）そこが、じゃあ必ずしも2万1400円、それで田川市のごと行くかと。それはこれは無理と私は。それは、価格の差はちょっとでんあるかもしれませんが、やはり私は、5年計画で行きたいというあれであつたら、やっぱりもうそこで行くべきだというふうに思っています。

以上です。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。基本的には外部に委託をするというふうなところについては、八代市で処理ができないってところからの発想だと思うとですよね。で、今、非常事態宣言っていうのを打ち出してもう3年、4年という、——まあ3年ぐらいますかね、3年目ですかね。その中で、極力市民の皆さんに減らしていただくということが必要だと思うとですよね。

そこで、今回環境学習の講師派遣事業っていうのを46万円出していらっしゃるんですけども、この内容についてちょっと教えていただい

○委員長（田方芳信君） 田中係長。

では、環境学習講師派遣事業について少し御説明をさせていただきます。

当然、学校の規模、生徒数、クラス、学年等について差が出てまいりますので、場合によっては市の職員プラスその講師の方、逆に、予算上では1カ所2名で考えておりますけれども、こちらにつきましては、例えばクラスが複数ある場合はもう少し人数をふやすような形での派遣という形でいただければと考えております。その旨に関しましては、少し弾力的な運用ができればというふうに考えております。

で、少し長い話になりますけれども、こういう小さいときから環境学習、ごみの分別等に触れていただくことが、最終的に大きくなられて市の構成をされるときになって、そういう意識

以上です。

○委員長（田方芳信君）　大倉委員。ああ大倉議員じゃない。済みません。堀口委員。

○ごみ対策課ごみ減量啓発係長（田中和彦君）

○ごみ対策課ごみ減量啓発係長（田中和彦君）

現時点として、私どもの出前講座っていう形を使いまして市内に行っております小学校の数は、まだ全体の4分の1、5分の1程度しかございませんので、こちらに関してもっとふやし

ていきたいと。逆に、今5年生が主に環境学習をやるんですけれども、もう少し下の学年につきましても、私どもの出前講座だけでなく、こういう講師の方を派遣する形で、もっと広く対応していければというふうに考えております。

以上です。

○委員（堀口 晃君） はい、委員長。

○委員長（田方芳信君） 堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。子供たちに環境学習というのを教えるのは大変いいことだと思うし、これからもずっと続けていきたいと思うんですけれども、もう少し視点を変えてですね、やっぱ教育委員会とのタイアップの中で、こちらが考えてる部分、八代市バージョンという部分をね、もう少し浸透させてやっていただければというふうに思いますんで。今回9人の外部員というふうなお話でしたんで、9人でどんくらい回るとかなというところが一応不安材料じゃあったところですね。そこはぜひお願いしたいと思いますし、今喫緊の課題の中において、ごみ非常事態宣言があるという状況で、今先ほど、ごみ減量啓発広告の部分についても年に2回、17万枚出すんだよというようなことであるんですが、地域の、例えば、校区じゃなくて町内単位の啓発活動というふうな部分で、職員みずからがですね、何か出向いて行って、今こんだけ減らすとよかですよという、何かそういうふうなことでの説明を、何か市全体でやっていく、そして、環境だけではなくてですね、それぞれ1000人ぐらい職員がいらっしゃるならば、その地域に住んでいる人の職員が率先してそこに、ぜひ、ごみをね、減らしてほしいという要望活動みたいなね、そういったものはお考えなかったのかなということをお聞かせいただきたい。

○委員長（田方芳信君） 田中係長。

○ごみ対策課ごみ減量啓発係長（田中和彦君）

今委員のほうからお話がありましたけれども、例えば、全ての町内をローラー的に、私どものごみ対策課の職員が、町内の例会といいますか、そちらのほうに出向いていくということ、少なくとも平成24年度は計画はいたしておりませんでした。実際、逆に町内のほうから、例えば、ちょっとごみの現状、あと分別についてしゃべってくれということで、夜間とかに開かれます町内の例会に数度出向いていったことはございますけれども、全市域的っていう形で私どもが行ったことはございません。逆に、今そういう御提案いただきましたものですから、例えば、もう少し町内に入り込んだ形で啓発、チラシを打つだけではなくてですね、そういう部分についてはちょっと内部で検討をさせていただきたいというふうに考えます。

また、職員全体をとという部分についての話ですけれども、ちょうど3月に高田地区でプラスチック製品類の回収を始めました。こういう町内で回収する際にはですね、そこにおります職員、そこに住んでおられます職員が朝から分別指導に立っていただくような形で、私どもだけではなくて、そういう形の職員に啓発の一端を担っていただくということはやっておるんですけれども、通年を通してとかですね、そういう部分ではまだ実施できていないという部分がございますので、そちらについても、ちょっとやはり検討という形にさせていただければと思います。

以上です。

○委員（堀口 晃君） はい、頑張ってくださいと思います。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

○委員（橋本幸一君） よろしいですか、1つ。

○委員長（田方芳信君） はい、橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 先ほど、老朽化しとる

衛生処理センターの延命化で、ことしも工事に入っとるんですが、たしか、何か以前、年次計画で修繕箇所のあれ出されとったですね。あれでは何年までに完了予定。

○環境部理事兼環境課長（今井 晃君） はい。

○委員長（田方芳信君） 今井課長。

○環境部理事兼環境課長（今井 晃君） 昨年の委員会でも報告をしたかと思えますけども、一応32年ぐらいを目標にしております。

○委員（橋本幸一君） 32年度までに。

○環境部理事兼環境課長（今井 晃君） はい。

○委員長（田方芳信君） 橋本委員。

○委員（橋本幸一君） あと何年ぐらいもてるっていう、そういう想定のもとで32年。

○環境部環境審議員兼衛生処理センター場長事務取扱（高崎 久君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 高崎環境審議員。

○環境部環境審議員兼衛生処理センター場長事務取扱（高崎 久君） お答えします。補修計画は、25、26年度の2年でやりまして、平成32年度まで、24年度から数えて8年間です、ね、もたせまして、それと別の、並行して別のところに新しい施設をつくるという計画であります。

○委員長（田方芳信君） 橋本委員。

○委員（橋本幸一君） じゃあ、もう8年後には、ある程度場所の決定もなされてちゅうことですか。

○環境部環境審議員兼衛生処理センター場長事務取扱（高崎 久君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 高崎環境審議員。

○環境部環境審議員兼衛生処理センター場長事務取扱（高崎 久君） 新しい施設の場所は、まだ決定しておりません。これから調査ですね、それから協議をしまいきます。

○委員長（田方芳信君） 橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 後で結構ですから、その辺のスケジュール等ございましたらば、資料として配付していただければと思いますけど。

○環境部環境審議員兼衛生処理センター場長事務取扱（高崎 久君） はい。

○委員長（田方芳信君） じゃあ資料で。

○環境部次長（宮川正則君） 委員長、いいですか。

○委員長（田方芳信君） はい、宮川次長。

○環境部次長（宮川正則君） 今高崎審議員のほうから申し上げましたけども、当初、延命化計画というものをですね、策定しまして、で、国の延命化に関するですね、交付金、そういったものをですね、いただきまして、實際上、衛生処理センターを早くリニューアルするようですね、形の計画ではですね、当初考えておりましたけども、なかなかそれが難しいというような結果になったもんですから、その段階ではですね、リニューアルしながら、実際新しい施設をですね、同時並行でやるというようなことを考えておりましたけれども、現段階で、なかなかそこまでですね、財源等の調整、そういったものがまだ終わっていないもんですから、目標としてですね、そういった年次目標を掲げたということがございますけども、それがまだ内部でですね、確定をしたというものではございません。

○委員長（田方芳信君） 橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 私も、リニューアルということでたしか以前は答弁受けとったと思うんですが、何か新設という計画もあれば、関連の資料でよろしいですから何かございましたら。後ででも結構です。

○委員長（田方芳信君） ただいま橋本委員のほうから資料についての請求の申し出がありました。

ここでお諮りしますが、本委員会として資

料を請求することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、異議なしと認め、そのように決しました。

ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（田方芳信君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。小型合併処理浄化槽の設置整備事業補助金が、今年度8066万4000円。いいですか。いいですか。

（「聞いてると思います」と呼ぶ者あり）これ、8000万、25年度見通しってことですけど、この事業の進捗と見通しですね、どれぐらい今後かかって整備をしていこうと考えておられるのか。

○下水道総務課長補佐兼水洗化促進係長（岩坂義明君） ええと――。

○委員長（田方芳信君） 済みません、岩坂課長補佐、手挙げて。

○下水道総務課長補佐兼水洗化促進係長（岩坂義明君） はい、岩坂です。

○委員長（田方芳信君） 岩坂課長補佐。

○下水道総務課長補佐兼水洗化促進係長（岩坂義明君） よろしく申し上げます。小型合併処理浄化槽の今後の見通しですが、現在200基前後で推移しておりますので、今後とも200基前後、これをお願いしたいと思っています。

○委員長（田方芳信君） 大倉委員、よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） よくないです。

○委員長（田方芳信君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） 小型合併浄化槽を八代市の中でどれだけ導入しなければならないという計画があって、毎年200基ずつということですが、進捗が今どの程度あるのか、これから何年ぐらい投資をすれば八代市が考えている設置数に到達するというふうな思いを持ってお

られるのかというところもあわせて。

○下水道総務課長補佐兼水洗化促進係長（岩坂義明君） はい。失礼しました。

○委員長（田方芳信君） 岩坂課長補佐。

○下水道総務課長補佐兼水洗化促進係長（岩坂義明君） はい。22年度ですね、生活排水処理構想で、約8300基の個人設置のですね、合併処理浄化槽を設置するというふうな計画があります。で、毎年200基前後ですので、今4000……。今現在ですね、4200基前後が設置されておりまして、あと4000基程度が設置の計画ということになりますので、年に200基ということになりますと20年というふうになりますが、今後はそれを加速していきたいんですけども、そこあたりについては申請主義、地元の皆さんから申請が上がってこないことにはこの事業は成り立ちませんので、市報やエフエムやつしろあたりでPRして、申請を多く受け付けたいというふうに思っています。

以上です。

○委員長（田方芳信君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。もうここは市の方針という部分がかかわってくるというふうに思いますが、今のままでは20年というとはんと先の遠い話なんで、説明もありましたけども、できるだけ早期にですね、8300基の設置が可能となるように、制度の周知と協力をお願いをですね、やっばしていただくしかないのかなと。

そこに、やっば財源もしっかり確保していただくということですね。特に環境に大きく影響するところというふうに私は思いますので、このあたりのところ、財政の担当、財政課のほうとですね、しっかり打ち合わせをさせていただいて、早期に完了するように要望しておきたいと思います。

○委員長（田方芳信君） ほかにありません

か。

○委員（堀口 晃君） はい。

○委員長（田方芳信君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。廃棄物対策費の不法投棄の監視指導員関係が380万ぐらい上がってんですけども、今現在のですね、不法投棄の現状というのはどういうふうになっているかっていうのをちょっと教えていただきたいというようなことと、これからのちょっと課題も含めてお話しいただければと思いますが。

○委員長（田方芳信君） 田中係長。

○ごみ対策課ごみ減量啓発係長（田中和彦君）

それでは、市内の不法投棄の現状についてお話をさせていただきます。

平成23年度のデータになりますけれども、私どもの、こちら不法投棄と、あと野焼きの監視をしていただいておりますけれども、八代市の野焼きと不法投棄と全て合わせまして、年間で181件の件数がございました。この中で、不法投棄と野焼きのパトロール員さんによって発見されたものが53件でございます。

こちらの事業につきまして八代市のほうが実施いたしておりますけれども、基本的には、特に不法投棄の件数っていうのは微減っていいですか右肩下がりです。こちらに関しては、不法投棄自体というよりも、この監視指導員さんのパトロールによって抑止効果的な部分がある程度あるというふうに考えております。これは他市の状況を全国ちょっと調べた結果、不法投棄のパトロール制度を導入されますと、途端に不法投棄の発見件数っていうのは上がります。それも大幅な上昇ですね。さらに、人員の増強されますとさらに増加をするというような状況でございます。それから、いわゆる埋もれていた不法投棄を発見してその数が増えるんですけども、そういう発見が終わりまして、あとはパトロールというふうな形で書いた車両が日中走って、人影が余りないところ

まで入っていきますので、そういう部分で抑止効果的に減っていると。で、八代市の現状を見ましても、ここ数年右肩下がりです。こちらに関しては、不法投棄にしましてはこの事業での抑止効果が上がっておるといふふうに事務局では考えております。

以上です。

○委員（堀口 晃君） わかりました。ありがとうございました。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） 以上で、第4款衛生費について終了します。

時間はどうか。（「休憩しましょうか」と呼ぶ者あり）一回ちょっと小会します。

（午前11時53分 小会）

（午前11時54分 本会）

○委員長（田方芳信君） 本会に戻します。

それでは、午前中の審査を終了し、しばらく休憩いたします。

午後は1時から再開いたします。

（午前11時54分 休憩）

（午後1時01分 開議）

○委員長（田方芳信君） それでは、休憩前に引き続き建設環境委員会を再開いたします。

引き続き、第7款・土木費、第10款・災害復旧費及び第12款・諸支出金について、建設部から一括して説明願います。

○建設部長（船藏満彦君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 船藏部長。

○建設部長（船藏満彦君） はい。皆さんこん

にちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）建設部でございます。

本委員会に付託されました議案第5号・平成25年度八代市一般会計予算中、建設部所管分につきまして、井本次長並びに関係課長より説明させますので、よろしくお願いいたします。

○建設部次長（井本 康君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 井本次長。

○建設部次長（井本 康君） はい。皆さんこんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）それでは、座って御説明させていただきます。

それでは、平成25年度八代市一般会計予算書で御説明申し上げます。予算書の7ページをお開きください。7ページをお願いいたします。

第1表・歳入歳出予算、歳出でございます。

款7・土木費では54億7940万6000円を計上いたしております、前年度に對しまして293万9000円、0.1%の減でございます。

各項でございますが、項1・土木管理費では、2億2047万6000円を計上いたしております。対前年度比2.3%の増でございます。項2・道路橋梁費では、17億1281万7000円を計上いたしております、対前年度比8.8%の増でございます。

次の8ページをお願いいたします。

項3・河川費では、7504万8000円を計上いたしております、対前年度比17.8%の減となっております。項4・港湾費では、2億8190万7000円を計上いたしております、前年度比3.9%の減、項5・都市計画費では30億5894万2000円を計上いたしております、対前年度比3.6%の減、項6・住宅費では1億3021万6000円を計上いたしております、対前年度比3.0%の減となっております。

それでは、88ページをお願いいたします。

目ごとの主な事業と内容について御説明申し上げます。

項1・土木管理費、目1・土木総務費では、4811万5000円を計上いたしております、節2・給料から節4・共済費までは、職員6名分の人件費でございます。節7・賃金154万2000円は、登記事務嘱託職員1名分の人件費でございます。

目2・建築総務費では、1億7236万1000円を計上いたしております。

節の主なものを御説明いたします。

節1・報酬10万7000円は、年3回開催予定の建築審査会委員5名分の報酬、節2・給料から節4・共済費までは、職員19名分の人件費でございます。節7・賃金770万4000円は、建築基準法第12条第2項及び第4項に基づく公共施設の法定点検に係る嘱託職員3名分の人件費でございます。節12・役務費415万6000円は、建築確認に伴う12件分の構造計算適合性判定手数料でございます。節19・負担金補助及び交付金3095万8000円は、民間建築物の耐震化を進めるための耐震診断及び耐震改修を支援する民間建築物耐震化促進事業として266万円、店舗や飲食店等公共性のある既存の民間建築物の出入り口やトイレ等の特定施設のバリアフリー化の改修整備に対して補助いたしますユニバーサルデザイン建築物整備促進事業に400万円、また、老朽危険空き家等除却促進事業に2400万円が主なものでございます。

老朽危険空き家等除却促進事業は、国の補助制度を活用いたします24年度と25年度の2カ年の事業としておりますが、24年度は当事業利用の申し出者が多数あり、当初予定を大幅に上回りましたことから、25年度の申請予定件数を、24年度の10戸分に対して40戸分といたしております。

次に、89ページでございます。

項２・道路橋梁費、目１・道路橋梁総務費では、１億７９６５万３０００円を計上いたしております。節２・給料から節４・共済費までは、職員２１名分の人件費、節１３・委託料２０３４万３０００円は、道路台帳作成及び修正委託並びに道路台帳管理システム導入委託に係る費用でございます。

目２・道路維持費では、３億３６１６万３０００円を計上いたしております。主な事業といたしまして、説明欄、麦島線視覚障害者誘導ブロック設置事業、田中町萩原町線視覚障害者誘導ブロック設置事業及び永碇町三楽町線歩道改良事業を社会資本整備総合交付金事業にて、また、五家荘椎葉線災害防除事業を道整備交付金事業にて行い、交通安全施設整備事業、側溝・道路維持補修、街路樹や市内一円道路の除草委託等を市単独事業で実施するものでございます。

節ごとの主なものを御説明いたします。

節１１・需用費１億６４６万４０００円は、市内一円の道路側溝、舗装の補修等の修繕料や交通安全施設の修繕、そのほか街路灯の電気代などが主なものでございます。節１２・役務費９２１万９０００円は、道路側溝の清掃手数料などが主なものでございます。節１３・委託料４８４６万円は、八代緑の回廊線ほか３５路線の街路樹管理委託に１９５５万４０００円、また、市内一円の道路除草作業委託に１９７７万２０００円。そのほか、五家荘椎葉線の設計業務委託などが主なものでございます。節１５・工事請負費１億３５７２万円は、昨年度からの継続事業でございます麦島線視覚障害者誘導ブロック設置事業５００万円、田中町萩原町線の視覚障害者誘導ブロック設置事業に３００万円、同じく、継続事業であります永碇町三楽町線歩道整備事業に２３００万円、道整備交付金事業における五家荘椎葉線災害復旧防除工事に９５０万円、市内一円の防護柵等の交通安全施

設整備に２３３２万円、また、その他市内一円の道路維持工事に７１９０万円が主なものでございます。節１６・原材料費３６１０万円は、生コンやストックファルトなどの道路補修用資材の購入費３１３０万円及びカーブミラーなどの交通安全施設購入費の４８０万円でございます。

９０ページをお願いいたします。

目３・道路新設改良費では、１１億８１９万６０００円を計上いたしております。主な事業といたしまして、説明欄、竜西幹１号線改良事業、瀬戸石鎌瀬線改良事業、南北アクセス線改良事業としての北吉扇ノ江線改良事業、下有佐南北線改良事業、東西アクセス線改良事業としての新牟田西牟田線改良事業を国の社会資本整備総合交付金を活用して実施し、また、歩行空間バリアフリー化推進事業や市民生活に密着した市内一円道路の安全性、利便性向上を図る道路改良事業を実施するものでございます。

節ごとの主なものを御説明いたします。

節２・給料から節４・共済費までは、職員２１名分の人件費でございます。節１３・委託料２億６６５万２０００円は、竜西幹１号線改良事業におきまして、第一井上踏切移設に関するＪＲ協議が調いましたことから、踏切移設工事のＪＲ委託に６４４５万２０００円、瀬戸石鎌瀬線の家屋補償費を、県企業局への委託に８０００万円、新規に着手いたします東西アクセス道路、新牟田西牟田線の測量設計業務委託に１０００万円、そのほか市内一円道路改良のための測量設計業務委託の５２２０万円でございます。節１５・工事請負費６億８８４９万８０００円は、北吉扇ノ江線及び下有佐南北線の社会資本整備総合交付金事業に３５５４万８０００円、中央線ほか４路線の歩行空間バリアフリー化推進事業を含む市内一円道路改良事業８１路線の６億５２９５万円でございます。節１７・公有財産購入費７３０万円は、古城八の字線の

ほか8路線の道路改良に伴います用地の購入費でございます。節19・負担金補助及び交付金3150万円は、県が施工いたします県道小川八代線のほか5路線の道路改良事業負担金2430万円及び国道219号ほか7路線の美化側溝事業に伴う負担金720万円でございます。負担率は、道路改良補助事業で5.25%、県単独事業の道路改良及び美化側溝事業が15%でございます。節22・補償、補填及び賠償金885万円は、古城八の字線ほか6路線の物件補償費及び九州電力、N T Tの電柱移転に要する費用でございます。

目4・橋梁維持費では、4880万5000円を計上いたしております。主な事業といたしまして、説明欄、橋梁補修事業、橋梁長寿命化修繕事業に取り組んでいるところでございます。節11・需用費179万3000円は、市内一円の橋梁防護柵の修繕料、節13・委託料3500万円は、橋梁点検を終わりました329橋の長寿命化修繕計画策定に2600万円、458橋の修繕計画管理システム構築の業務委託に500万円、そのほか、東陽町谷口橋修繕の設計業務委託が主なものでございます。節15・工事請負費1200万円は、二見本町地内道路に係ります橋梁補修、坂本支所管内大平2号橋の補修工事を行うものでございます。

目5・橋梁新設改良費では、4000万円を計上いたしております。節15・工事請負費4000万円は、竹原町3号線橋梁拡幅工事及び野津橋小路長溝線小路橋の改修工事に要する費用でございます。なお、小路橋改修工事は、出水期、農繁期及び漁業への影響を避ける必要から工事の時期が制限され、工期が25年度から26年度にわたりますため、26年度2000万円の債務負担をお願いするものでございます。

次に、91ページでございます。

項3・河川費、目1・河川費では、7504

万8000円を計上いたしております。

節ごとの主なものを御説明いたします。

節11・需用費447万円は、市内一円の河川しゅんせつや護岸補修等の修繕料及び二見川渇水対策施設維持管理における電気料金が主なものでございます。節13・委託料1860万1000円は、殿谷川ほか2河川の改修のための測量設計業務委託に250万円、また、水無川や大鞘川、氷川などの県管理河川において、県との管理協定に基づく河川流域の除草や清掃委託に1608万6000円が主なものでございます。節15・工事請負費3250万円は、田ノ川内川ほか10河川の改修費でございます。節19・負担金補助及び交付金1900万6000円は、県が実施いたします急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業及び海岸事業における負担金などでございます。

項4・港湾費、目1・港湾管理費では、733万9000円を計上いたしております。節11・需用費257万3000円は、日奈久港及び鏡港の電気代や栈橋の修繕料108万1000円や、説明欄、日奈久港堤防壁面補修100万円が主なものでございます。節13・委託料325万円は、日奈久港護岸高潮対策ポンプ排水委託料ほか港湾施設管理委託に要する費用でございます。節19・負担金補助及び交付金135万4000円は、説明欄、八代港振興事業におきます熊本県港湾協会負担金でございます。

目2・港湾建設費では、2億7456万8000円を計上いたしております。節2・給料から節4・共済費までは、職員4名分の人件費でございます。

次の92ページをお願いいたします。

節15・工事請負費3500万円は、24年度に行いました日奈久港航路深淺測量結果に基づき、安全な航路に支障がある区間延長1キロメートルのしゅんせつ工事を行うものでござい

ます。工事が、梅雨、台風時期及びシラス漁の時期を避ける必要から、工期が25年度から26年度にわたりますため、26年度債務負担3500万円をお願いして実施するものでございます。節19・負担金補助及び交付金2億589万4000円は、八代港県営事業の負担金でございます。内訳といたしまして、国直轄事業では、水深14メートル岸壁等改良事業に係る航路しゅんせつに、10分の1の負担金で1億4330万円、県事業では、外港地区の冠水対策を行う港湾改修事業で、10分の1の負担で807万5000円、加賀島地区及び大築島の土砂処分場建設事業に20分の1の負担で2375万円、外港地区の泊地しゅんせつ、道路修繕及び大島地区の防砂堤修繕など維持補修事業に、6分の1の負担で2716万9000円、海岸津波・高潮危機管理緊急対策として大島地区の樋門耐震調査に、20分の1負担で60万円、大型クルーズ客船の受け入れに係る船舶航行安全調査に、10分の1の負担で300万円でございます。

続きまして、項5・都市計画費でございます。

目1・都市計画総務費では、18億1265万円を計上いたしております。節1・報酬28万4000円は、年4回開催予定の都市計画審議会委員12名分の報酬でございます。節2・給料から節4・共済費までは、職員10名分の人件費、節13・委託料550万円は、説明欄、都市計画地形図修正業務委託に係る経費でございます。

93ページでございます。

節28・繰出金17億2300万円は、公共下水道事業特別会計へ支出するものでございます。前年比1700万円の減額となっております。詳細につきましては、公共下水道事業特別会計で御説明申し上げます。

目2・街路事業費では、4億2079万円を

計上いたしております。主な事業といたしまして、説明欄、都市計画道路南部幹線道路整備事業、西片西宮線道路整備事業、北部幹線道路整備事業でございます。平成24年度末での各事業の進捗率は、事業費ベースで南部幹線道路整備事業が71.4%、西片西宮線道路整備事業が54%、北部幹線道路整備事業が70.1%の予定でございます。

主な節ごとの説明をいたします。

節2・給料から節4・共済費までは、職員5名分の人件費、節13・委託料837万円は、南部幹線橋梁上部工の現場技術管理業務委託や建物等事後調査委託及び西片西宮線におきます建物調査業務委託でございます。節15・工事請負費1億5462万5000円は、南部幹線道路整備におきます上部工1スパン及び道路築造工事並びに西片西宮線道路整備におきます道路築造工事が主なものでございます。節17・公有財産購入費5173万円は、西片西宮線道路整備事業及び北部幹線道路整備事業の用地購入が主なものでございます。節22・補償、補填及び賠償金1億6340万円は、南部幹線道路整備事業におきます物件補償5件、西片西宮線道路整備事業におきます物件補償7件が主なものでございます。25年度末の各路線の事業進捗率は、南部幹線道路整備事業が74.3%、西片西宮線道路整備事業が75.5%、北部幹線道路整備事業が81.5%と見込んでおります。

目3・都市下水路費では、1億664万9000円を計上いたしております。節2・給料から節4・共済費までは、職員1名分の人件費、節8・報償費490万9000円は、樋門樋管操作管理人31名分の謝礼金が主なものでございます。

94ページをお願いいたします。

節11・需用費1077万7000円は、市内一円排水路の修繕料760万円のほか、日奈

久浜町及び徳湊雨水ポンプ場の維持管理経費などが主なものでございます。節１３・委託料１８１０万９０００円は、築添町排水路など１８排水路の工事施工のための測量設計業務委託及び日奈久浜町ポンプ場改築詳細設計業務委託に８００万円などが主なものでございます。節１５・工事請負費６６００万円は、築添町排水路改良工事や鏡町下有佐細工園排水路改良工事など１８排水路に６２００万円及び説明欄、宮地都市下水路改修工事の４００万円でございます。

目４・公園費では、２億３２０１万６０００円を計上いたしております。説明欄、上から４行目の公園施設長寿命化計画策定事業では、平成２４年度実施いたしました６２公園の施設点検業務に引き続き、公園施設改築計画策定業務を行うものでございます。また、龍峯地区公園整備事業では、２４年度までに用地取得について一定のめどがつかしましたことから、必要経費を計上いたしております。

それでは、節ごとの主なものを御説明いたします。

節２・給料から節４・共済費までは、職員４名分の人件費、節１１・需用費１９６６万６０００円は、市内一円９７公園の光熱水費や維持管理の修繕料が主なものでございます。節１２・役務費５０２万７０００円は、樹木剪定等の手数料、節１３・委託料８５８７万８０００円は、公園施設長寿命化計画策定事業、都市公園安全・安心対策緊急支援事業及び龍峯地区公園整備事業におきます設計業務委託等のほか、市内一円公園施設や樹木等の保守点検委託及び管理委託料７５２３万４０００円が主なものでございます。節１４・使用料及び賃借料１２２４万４０００円は、八代城跡公園のほか４公園の借地料９５５万７０００円、また、球磨川河川緑地ほか３公園の簡易トイレリース料に２６２万８０００円が主なものでございます。節１５

・工事請負費３５００万円は、都市公園安全・安心対策緊急支援事業におきます６公園の遊具改築が主なものでございます。節１７・公有財産購入費では、龍峯地区公園整備事業における用地約１万２２５０平方メートルの取得に要する経費でございます。

目５・区画整理費では、４億８６８３万７０００円を計上いたしております。平成２５年度実施地区は、八千把地区土地区画整理事業のみでございます。平成２５年２月に事業地区内の都市計画道路北部幹線の一部を供用開始し、事業進捗といたしましては平成２４年度末で６９．７％、２５年度末で７６．１％を見込むものでございます。

節ごとに御説明いたします。

節１・報酬１３万円は、年２回開催予定の土地区画整理審議会委員１０名分及び年２回開催予定の土地の評価委員１名分の報酬、節２・給料から節４・共済費までは、職員９名分の人件費でございます。

９５ページでございます。

節１３・委託料４５８万４０００円は、八千把地区土地区画整理事業における道路築造工事に伴います測量設計業務や建物等補償費算定等の調査業務委託が主なものでございます。節１５・工事請負費１億３９００万円は、古閑中１号線ほか都市計画道路３路線の築造工事や舗装工事及び区画道路や宅地整地工事に係る経費でございます。節１７・公有財産購入費３８０２万５０００円は、農地買い換え支援事業により先行取得いたしました用地２５３０平方メートルを区画道路用地として買い戻すものでございます。節２２・補償、補填及び賠償金１億５４５０万円は、建物移転補償４件分の１億４５００万円や仮換地指定に伴います農地補償として９５０万円が主なものでございます。節２５・積立金７７６８万５０００円は、八千把地区土地区画整理事業における保留地処分金及び利子

分を同基金に積み立てるものでございます。

次に、項の６・住宅費、目１・住宅管理費では、１億３００４万１０００円を計上いたしております。節２・給料から９６ページ節４・共済費までは、職員６名分の人件費、節７・賃金２０８万８０００円は、市営住宅家賃徴収業務に１名、市営住宅営繕員１名合わせて２名分の人件費でございます。節８・報償費６９万６０００円は、市営住宅管理人５８名分の謝礼が主なものでございます。節１１・需用費４９００万５０００円は、市営住宅共用部分の光熱水費や市営住宅施設整備の修繕料及び郷開団地の公共下水道接続工事が主なものでございます。節１２・役務費４０６万６０００円は、飲料水の水質検査手数料や樹木剪定手数料などでございます。節１３・委託料２２０３万８０００円は、市営住宅のエレベーター、給排水設備、消防設備、浄化槽施設など機器点検等の保守点検業務委託や浄化槽汚泥処理、排水管清掃の委託が主なものでございます。節１５・工事請負費１６０万円は、老朽化した毘舎丸団地、海士江町道上団地の建物の解体費でございます。

目２・住宅用地造成費では、１７万５０００円を計上いたしております。節１・報酬５万９０００円は、年２回開催予定の宅地分譲審査委員会委員５名分の報酬、節１９・負担金補助及び交付金１０万円は、東陽町平野団地１区画分の農業集落排水事業受益者負担金でございます。

続きまして、資料の御説明をさせていただきます。

市内一円道路維持改良工事、河川改修や都市下水路整備、公園維持管理などの詳細につきまして、お手元に資料をお配りしております。表紙右肩に黒枠で資料、表題が議案第５号・平成２５年度八代市一般会計予算（建設部所管分）となっているものでございます。

次のページに目次をつけておりますので、ご

らんいただきたいと思っております。

まず、市内一円道路維持事業の予定表及び箇所図を１ページから８ページに添付いたしております。以下、同様に、２番目に、交通安全施設整備事業の予定表及び箇所図を９ページから１５ページ、３番目といたしまして、橋梁長寿命化修繕事業の予定表、箇所図及び修繕計画橋梁対象リストを１６ページから１９ページに示しております。次に、市内一円道路改良事業の予定表及び箇所図を２０ページから２７ページに示しております。次に、市内一円橋梁改修事業の予定表及び箇所図を２８ページから３０ページ、次に、市内一円河川改修事業の予定表及び箇所図を３１ページから３６ページ、次に、市内一円都市下水路整備事業の予定表及び箇所図を３７ページから３９ページに示しております。その次に、公園整備事業の予定表及び箇所図を４０ページから４２ページに、最後に、街路事業の箇所図を４３ページに添付いたしております。

以上、款７の土木費でございます。

続きまして、款１０・災害復旧費中、当建設部所管分につきまして御説明いたします。

予算書１１３ページをお願いいたします。

款１０・災害復旧費、項２・公共土木施設災害復旧費、目１・道路橋梁施設災害復旧費では、節１５・工事請負費に１０００円を計上いたしております。

以上が款１０・災害復旧費でございます。

続きまして、款１２・諸支出金中、当建設部所管分について御説明いたします。

予算書１１５ページをお願いいたします。１１５ページでございます。

款１２・諸支出金、項２・土地開発公社費、目１・土地開発公社費では、６４万６０００円を計上いたしております。これは、有佐駅西側宅地整備事業により造成されました宅地の分譲業務を委託するものでございます。造成２２区

画中20区画は分譲が完了し、残り2区画の分譲業務の委託料でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（田方芳信君） それでは、以上の部分について一括して質疑を行います。

大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。まず、建設部長に質問ですけれども、決算のときにですね、総括を部としてされていたというふうに思います。一応その決算の中でも総括という形で述べていただいていたんですが、その決算を25年度の当初予算にどのように結びつけたのかというところが、部長からまずもって説明があるのかなと思って聞いていたんですが、なかったんですね。非常にその点はですね、残念に思ったところです。前の部の環境部のほうの話聞いたときは、部長からまずもってその説明が、総括といえますか、どういうふうに反映をしたかというその思いをですね、述べていただきましたので、非常に残念に思ったところなんですけど、多分、その総括っていいですか、どのように25年度結びつけたかというところは思いを持っておられると思いますので、その部分をですね、まずもってお聞かせいただきたいというふうに思います。

○建設部長（船藏満彦君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 船藏部長。

○建設部長（船藏満彦君） はい。当初、御説明すればよかったんですけど、恐らく御質問があるだろうということで、予算の説明の後のほうがいいのかなということで控えさせていただいたわけでございます。

大倉議員さんの御質問でございますが、今度の平成25年度の当初予算に関しましてはですね、議会からの提言書等を考慮いたしまして、まず第1番にはですね、安全・安心なまちづくりという観点からですね、25年度におきまし

ては、市民の生活に直接密着します生活道路におきます維持管理、それと道路の拡幅改良、そういうところにまず一番力点を置いたところでございます。

それから、安全・安心の観点からいきますと、当然、子供さんあたりが遊びに行かれます公園の遊具施設の改築、それと、道路では改良もですから、橋梁の維持、それから改築ですね、それに力を入れております。

それと、先ほど説明いたしましたように、老朽危険空き家の除去促進事業ですけれども、前年度は10戸分の600万でしたけども、かなり御要望が多かったということで、40件分の2400万、去年からいきますと1800万ほど、財政当局に要望いたしまして、つけていただいて、当議会に提案しているところでございます。

何と言いましても、各地区からの、各校区からの要望におきましても一番出てまいりますのは、生活道路関連の維持補修、拡幅、そういうのが一番多いものですから、25年度におきましてはですね、特にもうお願いしたいということで、粘り強く説得いたしましてそういうところにつけていただいたわけです。

数字で言いますと、先ほど説明しましたように、道路維持費に対前年度比で2600万ほどプラスと、それと、道路新設改良に7600万、道路の橋梁維持それから新設改良に2500万、それと、公園の遊具等に2800万、それと、老朽危険空き家に、先ほど言いましたように1800万増額していただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長（田方芳信君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。総括として建設部長のほうから述べてもらったんですけど、予算のほうを見てみてですね、新規事業ということではなくて、これまでやられている事業をで

すね、継続して、それを発展させるようなですね、予算の張りつけがあっているということは理解をしたいというふうには思います。

あと、点検をする中身とかですね、あと整備の考え方、そこのあたりをきちっとまた整理していただきながら、住民の生活に密着したですね、部分で改善がなされることを期待したいというふうに思います。

そこで、もう一つお尋ねをしたいんですけど、昨年、通学路のですね、安全点検というのが教育委員会のほうで行われたんですけども、それはもう通学路の改善をする項目がかなり多かったということで、建設部のほうにかかわる部分もあったのではないかなというふうには思ってるんですが、25年度にその内容で考慮されたものがあれば御説明をいただきたいと思いますが。なければもう今年度はありませんでしたというような回答で構いませんので、状況をお知らせいただければと思います。

○建設部長（船藏満彦君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 船藏部長。

○建設部長（船藏満彦君） はい。通学路の安全上の措置としましてはですね、学校からの要望、それから、各地区からの要望を受けまして、ガードレールの設置ですとか柵ですとか、もちろん道路の維持補修、その当該年度の各地区からの要望を受けましてですね、してるところでございますが、特に、大々的なものになりますと、道路の拡幅改良なんかを伴いますので、今現在は八千把地区のですね、私が住んでおります上野町のところの拡幅ですとか太田郷地区の労災病院の前通りですね、具体的な事業化のめどはまだ立ってませんが、地元説明会などを行いまして、なるべく前に進むようにということで地元との接触はしてるところでございます。

これにつきましては可能な限り、用地取得が可能なところからですね、進めているところで

ございます。

以上でございます。

○委員長（田方芳信君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。ぜひその点もですね、安全・安心なまちづくりという点、それから、文科省もそういったところの、何ですかね、取り組みをですね、力入れるようなところもありましたので、ぜひそちらの面からですね、それらの事業の進捗を、前に転ぶようにですね、図っていただきたいというふうに要望しておきたいというふうに思います。

質問を、済みません、変えさせてもらって、経済対策の補正予算等含めたところでお尋ねをしたいんですけど、非常に公共工事が少なくなってきたということで、土木で登録をされている市内の企業さんの経営あたりもですね、かなり厳しい面もあるようなふうにお聞きしてるんですが、今年度の事業を見てみたときに、例えば、Aクラスの方々に仕事が1件ずつぐらい行くようなですね、件数、そういったものが確保できているのかどうか、そういったところはどのようなふうな判断をされておりますか。

○建設部長（船藏満彦君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 船藏部長。

○建設部長（船藏満彦君） 具体的なちょっと資料は持ってきておりませんが、24年度当初におきましてはですね、Aクラスの業者さんに限って言いますと、約半分程度の事業でございました。当初におきましては。しかしながら、今大倉議員おっしゃられましたように、なるべく限られた予算の中で、どのように各業者さんのプラス、AからDでございますけども、確保しようかということで、建設部におきましてはですね、ほかの事業との関連があって同一工区であればなるべく可能な限り2つ一遍に合わせてですね、Aクラスの事業になるようなというところも調整はしてまいりまして、全部は

いきませんですけども、半分程度から三、四件ぐらいはふやしたつもりでおります。

それと、発注におきましてですね、ランクごとの発注金額ということがあるわけですが、そのあたりも契約検査課あたりとも打ち合わせですね、指名については配慮するようにしていただくものでございます。

以上でございます。

○委員長（田方芳信君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。分野が少し変わりますけど、経済の面で行くと、やはり土木のですね、企業さんあたりが倒産をするとすると雇用に影響を及ぼしてきますので、そのあたりとのですね、関連もしっかり研究、検討していただいて、できるだけ効果的な公共工事が発注できるようにですね、検討を加えていただきたいというふうに要望させていただきたいと思います。

○委員（中村和美君） はい。

○委員長（田方芳信君） 中村委員。

○委員（中村和美君） はい。2点ほど。

老朽化危険空き家等除去対策、これ大体単年度事業のような話し方だったのですが、25年度が40戸、これどのくらい24年度は、何て言うの、お願いちゅうかあったんですかね、件数は。

○委員長（田方芳信君） 羽多野課長。

○建設部理事兼建築指導課長（羽多野俊光君）

建築指導課の羽多野でございます。本年度の実施状況について説明いたします。

本事業は、平成24年度、今年度から始めた事業でございまして、今年度の事業の応募期間を昨年の5月の14日から2カ月間として募集しましたところ、初日に予定の件数10件を超えての応募がありまして、11件目以降はそれぞれの事業の額を確認しながら予算の範囲内で受け付けを実施しまして、結果、14件を実施することができました。

予定の10件というのは限度額の10件でございまして、限度額行かない物件もございましたので14件を実施することができましたということでございます。

以上でございます。

○委員（中村和美君） はい。いいですか。

○委員長（田方芳信君） 中村委員。

○委員（中村和美君） はい。まだふえる——どうですか、見込みですが。希望は。

○委員長（田方芳信君） 羽多野課長。

○建設部理事兼建築指導課長（羽多野俊光君）

先ほど言いましたように、2カ月間の募集期間に申し出が合計24件ございまして、1件はちょっと山の中の1件ということで事業の対象になりませんでしたけど、残りの9件については、次年度、新年度にですね、事業があれば利用したいということでございました。

その後、募集期間を過ぎましてもいろんな問い合わせございまして、その辺が11件あっております。

それと、25年度40件としておりますのは、事業を始める前までの23年度まで、17件のいろんな苦情とかあってまして指導をやってたんですが、そのうちの4件は今年度改修されまして、そのうちの13件まだ残っておりますんで、その辺、合計しますと一応33件になります。それを、25年度の申し出を考慮しましても一応40件ということで、25年度の予算をお願いしております。

○委員（中村和美君） いいですか。はい。

○委員長（田方芳信君） 中村委員。

○委員（中村和美君） はい。要望にかえますけど、防犯上も、そして景観上も余りよくありませんので、できる限りですね。それか、予算的に希望者が多くて予算的にしよったら1件分の予算を少しぐらいは落としてでも、2件でも、ね、っていうような計画でですね、お願いしときたいと思います。

あと1つは、日奈久港のこのしゅんせつですけど、1キロメートル。これは大体2メートルぐらいですか、水深。しゅんせつは。深さ。

○建設部理事兼土木建設課長（市村誠治君）
はい。

○委員長（田方芳信君） 市村課長。

○建設部理事兼土木建設課長（市村誠治君）
はい。マイナスの1.5メートルで今計画しております。そのラインは必ず確保するというところで予定しております。

以上です。

○委員（中村和美君） はい。ありがとうございました。以上です。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

○委員（橋本幸一君） よろしいですか。

○委員長（田方芳信君） 橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 先ほどの大倉議員の質問とちょっと重複するかと思いますが、今回の繰越明許に出てるのは、あれは緊急対策も入ってってですか。大体、土木費で2億8000万、資料として上がってたですね。大体緊急対策のあれが土木関係で3億5000万ぐらいと言われたでしょう。

○建設部長（船藏満彦君） はい、今回の補正額自体、道路維持――。

○委員長（田方芳信君） 船藏部長、手挙げて。

船藏部長。

○建設部長（船藏満彦君） 失礼しました。委員長。

○委員長（田方芳信君） 船藏部長。

○建設部長（船藏満彦君） はい。今回の補正額自体は、先ほど御説明させていただきましたように、道路維持、それから改良、街路、公園等で1億9400万円ですね。補正額自体は1億9400万円ですけども、国からの内示自体はですね、3億1960万円でございます。

○委員（橋本幸一君） 補正の部分ですか、緊急対策の部分ですか。

○建設部長（船藏満彦君） 緊急対策の分です。

○委員（橋本幸一君） ああ。はい。で、トータルとしては、前年対比じゃあどんくらいぐらいの伸びになっとですか。25年度の事業費、その分も含めて。緊急経済対策の部分もほとんど繰り越しせんと事業消化でけんでしょうから。

○建設部長（船藏満彦君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 船藏部長。

○建設部長（船藏満彦君） はい。緊急経済対策部分につきましては、全額繰り越しでございます。

○委員（橋本幸一君） でしょう。

○建設部長（船藏満彦君） はい。

○委員（橋本幸一君） で、前――。

○委員長（田方芳信君） 橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 前年対比、24年度の事業費、土木費の伸びからすれば、3億――どのくらいの伸びになるわけですかね。前年対比二百何十万減だったかですね。

○委員長（田方芳信君） 船藏部長。

○建設部長（船藏満彦君） はい。先ほど、井本次長が御説明しましたように、土木費全体からいきますと、293万9000円、0.1%の、25年度予算は24年度に対して減でございます。

○委員長（田方芳信君） 橋本委員。

○建設部長（船藏満彦君） これは当初予算での話ですけども。

○委員長（田方芳信君） 橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 25年度の、先ほど言われた建設事業、非常に厳しいと、そういう中で、3億ぐらいの、結局は25年度の伸びはあるわけですが、その中で、どうですか、部長の経験として、経済対策としての効果が出るか出

ないかの感覚的なもので。

○建設部長（船藏満彦君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 船藏部長。

○建設部長（船藏満彦君） 土木費全体の事業費は、今御説明いたしましたのですが、その中で、実際、土木業者さんに発注しますいわゆる工事費ですね、工事費につきましては、前年度よりも少し落ちております。落ちておりますといいますが、あくまでも経済対策分につきましては24年度で完了しておりますですけども、下水道事業費がですね、かなり工事請負費は25年度は落ちております。

その要因といたしましては、24年度におきましては、野上ポンプ場の電気機械設備費がですね、2億程度ありまして、これはもう終わりましたので、その分はございません。それと、後で下水道課で説明が、課長のほうからすると思いますが、27年度にですね、企業会計移行を目指しております、25～26につきましてはですね、繰り越しがないようにということで、環境事業費を少し落としております。その分ですね、下水道におきましては、約3億ほど25年度予算は落ちております。工事費ベースですね。その分が24年度よりも落ちてるところでございます、工事費ベースで御説明させていただきますと。

○委員長（田方芳信君） よろしいですか。

橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 何かあんま話がかみ合わないみたいですが。結局私が言いたいのは、25年度の土木費の伸びというのが、緊急経済対策が国でありながら、私、意外に八代は少なかったんじゃないか、そういうことを言いたかったんですよね。結局繰り越し丸々来るわけですが、結局業者の仕事っていうのは当然25年度の事業がやっぱりずっと伸んで、そして、それだけの経済効果が出てくるべきだと私は思ったんですが、意外に八代に落ちる、土木費だ

けで見れば3億ちょっとぐらいというぐらいの予算しか来なかったと。それについての、もうちょっと要望を上げるっていうか、額をある程度上積みできるような体制をとって、もうちょっと地元で金が落ちるような工面もすべきじゃなかったんじゃないかなと。これは土木の責任じゃなくてから、財政等々の責任も出てくるかもしれないんですがですね。で、私の実感として、もうちょっと伸びがほしかったなっていうのが、25年度の土木費関係の思いだったんです。

それと、よく、これはもう別のあれでよろしいんですが、ほかの業者さんから、非常に支払いが遅いっていうような話、苦情を聞くんですが、定款の中では40日以内っていう決まりがあるからですね、それについては何も言われぬわけですが、こういう厳しい状況の中で、できるだけやっぱ業者さんの工事が完了したならば早く支払いが完了、スムーズにですね、できるような事務方のある程度、見直しというもしていただく必要があるんじゃないかなって、こういう特に厳しい中ではなおさらと思ってるんですが、それについては業者さんから話は聞かれないですか。

○建設部長（船藏満彦君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 船藏部長。

○建設部長（船藏満彦君） はい。先ほど橋本議員さん言われました国の緊急経済対策補正なんですけど、実を言いますと、建設部としましてはですね、道路維持事業におきまして、今回は1億1210万円が補正ということで提示しておりますけども、要望としましては、倍の2億、要望はいたしましたわけですけども、結果としましてこのような形になったということでございます。

それから、工事におきますところの完了した後の支払いでございますが、業者さんのほうから常にそういう話は出ておりますが、御承知の

とおり、工事の完成しました後、検査をして、検査に合格した後、その支払い手続に入るとい
うことをごさいますて、全部は把握しておりま
せんが、ある部分の工事ではですね、当然、検
査のときに少し手直しですとかそういう部分が
ありますと、少し支払いはおくれるということ
もあります。基本的には、検査して合格したら
ですね、すぐ支払うようには、どこの事業課に
も常々言っているとこでございますので、その
あたりは契約検査課ともタイアップをしている
ところとございます。

○委員長（田方芳信君） 橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 支所の間では、特に何
か決裁が行ったり来たりして非常に期間を要す
るというような話も聞くから、何かいい、スム
ーズにいくような事務の流れもこれから検討し
ていただければ。これは要望です。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。94ページので
すね、公園費、龍峯地区の公園整備事業につ
いてお聞かせをいただきたいと思いますが、そ
こに公園をつくらなければならなかった理由をち
よっと聞かしていただきたいと思ひます。

○委員長（田方芳信君） 下川課長。

○建設部理事兼街路公園課長（下川哲夫君）

龍峯の公園につきましては、山腹崩壊が県のほ
うで調査がなされまして、数カ所滑落する、い
わゆる滑るだろうと、いわゆる想定がなされて
おりまして、龍峯地区におきましては龍峯小学
校が避難地区になっておりましたが、その流出
土砂が龍峯小学校まで覆うということになりま
して、避難地にならないと。ついては、地区の
避難地を求めて公園づくりをやろうというのが
きっかけでござひます。

○委員（堀口 晃君） はい、ありがとうございます。

○委員長（田方芳信君） 堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。ここのほかに今
後公園をつくるという予定、今おっしゃったよ
うに山腹崩壊という部分については、いろいろ
八代市も山を抱えているわけなんです、その
辺について、今後、山腹崩壊の可能性で公園を
つくる予定は何カ所かあります。そこ辺教え
てください。

○委員長（田方芳信君） 下川課長。

○建設部理事兼街路公園課長（下川哲夫君）

旧八代では、龍峯から高田、日奈久、二見と、
山腹いろいろござひますが、崩壊して家屋に影
響が大きいっていうのは余りござひませんでし
た。で、今回の龍峯のほうが特段大きな、まし
てや避難地となっている箇所まで覆うというこ
とでござひましたので、その点を公園で——今
後いろんな公園づくりがその関係で発生するか
と言われると、そんなにはないだろうという見
解でござひます。

○委員（堀口 晃君） はい。わかりました、
ありがとうございます。

○委員長（田方芳信君） ほかにありません
か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） 以上で質疑を終了い
たします。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、これより
採決いたします。

議案第5号・平成25年度八代市一般会計予
算中、当委員会関係分について、原案のとおり
に決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（田方芳信君） 挙手全員と認め、本
案は原案のとおり可決されました。（「どうも
ありがとうございます」「お世話になりました」
と呼ぶ者あり）

小会します。

(午後2時02分 小会)

(午後2時05分 本会)

◎議案第9号・平成25年度八代市公共下水道事業特別会計予算

○委員長(田方芳信君) 本会に戻します。

次に、議案第9号・平成25年度八代市公共下水道事業特別会計予算を議題とし、説明を求めます。

○下水道総務課長(松本貞喜君) はい、委員長。

○委員長(田方芳信君) 松本課長。

○下水道総務課長(松本貞喜君) こんにちは。(「こんにちは」と呼ぶ者あり) 下水道総務課長の松本でございます。どうぞよろしくお願いします。隣が下水道建設課長の湯野でございます。(下水道建設課長湯野孝彦君「湯野です。よろしくお願いします」と呼ぶ) 座りましてから説明させていただきます。

それでは、議案第9号・平成25年度八代市公共下水道事業特別会計予算について議案の説明を行います。

議案書の87ページをお願いします。

第1条の歳入歳出予算の総額をそれぞれ40億2500万円とし、款項の区分及び当該区分ごとの金額は、88ページの第1表・歳入歳出予算のとおりでございます。

第2条の債務負担行為につきましては、地方自治法第214条の規定により、89ページの第2表にお示ししておりますように、水処理センター改築事業で限度額を1億9600万円としております。

第3条の地方債は、地方自治法第230条第1項の規定により、89ページの第3表・地方債にお示ししておりますように、公共下水道事業を目的に、9億3120万円を限度額としております。

第4条の一時借入金については、地方自治法235条の3第2項による借り入れの最高額を20億円と定めております。

93ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書ですが、歳入歳出の総額は、前年度より7億4950万円の減額となっております。なお、歳入の款ごとの詳細につきましては、94ページ以降の項及び目別にて御説明いたします。

また、歳出の款1・公共下水道事業費ですが、野上ポンプ場築造工事が完了したことや幹線管渠布設工事などの建設費が減額となったため、前年度より6億6159万1000円減の15億8948万6000円でございます。

款2・公債費については、予算額24億3551万4000円で、建設事業債などの起債に伴う元利償還金の減少により、前年度から8790万9000円の減額となっております。

なお、歳出予算につきましては、市街地の浸水防除を図る、いわゆる雨水に係る予算と、公共用水域の保全と生活環境の改善を目的とした汚水に係る予算がございしますが、主な事業概要や予算額については、99ページ以降、目及び節ごとに御説明いたします。

それでは、本予算につきまして94ページから主なものを御説明いたします。94ページをお願いします。

歳入の款1・分担金及び負担金についてですが、下水道建設に要します費用の一部を、下水道が整備され使用可能となりました土地や建物の所有者、いわゆる受益者に負担金や分担金を求めるものでございます。

まず、項1・負担金は、八代処理区及び鏡処理区に係る受益者負担金でございます。前年度より5306万6000円増の8483万2000円となっておりますが、大口事業者の新規接続が主な要因でございます。

また、項2・分担金は、主に千丁処理区と新

駅周辺の八代東部処理区に係る受益者分担金で、負担金同様、前年度より391万2000円増の1463万2000円となっております。

款2・使用料及び手数料の項1・使用料ですが、新規接続者の増加などにより、前年度から3881万7000円増の9億1211万7000円でございます。なお、使用料収入につきましては、年々増加しておりますが、今後も引き続き使用料徴収の強化を図り、水洗化の促進に努めることで、さらなる収入の確保に努めてまいります。

95ページをお願いします。

項2・手数料は、主に使用料徴収に伴います督促手数料でございます。前年度より13万円増の117万円でございます。

次に、款3・国庫支出金の項1・国庫補助金3億5300万円でございますが、幹線管渠布設工事や水処理センター改築工事など建設事業に伴う国庫補助金でございます。歳出のところで御説明いたしましたように、野上ポンプ場築造工事が完了したことや幹線管渠布設工事費の減額などにより補助事業費が減額となったため、前年度から2億2342万5000円の減額となっております。

96ページをお願いします。

款5・繰入金の項1・一般会計繰入金ですが、前年度より1700万円減の17億2300万円でございます。なお、繰入金には、市街地の浸水防除を図るための雨水処理に要する経費や使用者の負担軽減を図るため高資本費対策経費など、公費負担が妥当として一般会計からの繰出基準が設けてある基準内繰入金と、自治体の政策的判断で事業収入の不足分を補填する基準外繰入金がございます。基準内繰入金が前年度より約4400万円増の15億2804万4000円、基準外繰入金が前年度より6100万円減の1億9495万6000円を予定し

ております。今後も、繰入金につきましては、本市の財政状況も厳しいことから、収益の確保や支出の抑制に努めることでより一層の削減を目指してまいります。

97ページをお願いします。

款7・諸収入の項3・雑入でございますが、主に消費税の還付金500万でございます。消費税については、前年度の下水道使用料に含まれる消費税額から工事や業務委託などに支払った消費税額を差し引いた額を納付しますが、本市では支払った消費税額が使用料収入に含まれる消費税よりも多くなる見込みのため、還付金として受けとるものでございます。

98ページをお願いします。

款8・市債9億3120万円ですが、内訳は、建設事業に伴う市債が補助事業分で3億5250万円、単独事業分で9170万円、計4億4420万円でございます。また、公債費の返済財源である資本費平準化債及び特別措置分の借り入れ額が4億8700万円となっております。事業費の抑制により、建設事業債の借り入れ額は前年度から4億8680万円の減額となっております。また、資本費平準化債の借り入れ可能額も1億円ほど減額となっておりますことから、市債全体としまして6億480万円の減額となっております。

以上、歳入の説明とし、引き続き歳出の説明を行います。

99ページをお願いします。

目1・下水道総務費1億9940万4000円ですが、これは主に職員21名分の人件費や下水道使用料の徴収関係経費及び水洗化促進に係る経費が主なものでございます。前年度より1952万8000円の増額となっておりますが、下水道事業の企業会計移行に伴う経費や郵便料等の役務費の増額によるものでございます。

ここで、下水道事業における企業会計の導入

について御説明いたします。

現在、本市では、水道事業と病院事業において企業会計による経理を行っておりますが、下水道事業は地方公営企業法の任意適用事業であるため、単式簿記の官公庁会計方式といわれる特別会計により経理を行っております。しかし、官公庁会計方式では、下水を処理するための経費とその財源、つまり損益取引と、下水道の施設をつくるための経費とその財源である資本取引を区別せず、現金のみの経理をしているため、経営状況や資産・負債といった財政状況を正確に把握することができません。

さらには、地方財政を取り巻く状況も、交付税の削減や税収の伸び悩みなどさらに厳しさを増していることから、市の財政運営に大きな影響を与える下水道事業においても、資産、負債の情報を正確に把握し、それらの運用、活用を的確に図っていくことが求められます。

そこで、下水道事業においても、平成27年度から地方公営企業の財務規定等を適用し、企業会計方式を導入することで、今後の経営計画の策定や事業方針の決定につなげ、下水道事業の経営健全化に努めていきたいと考えております。

なお、地方公営企業会計制度見直しの中で財務規定等の適用事業の拡大が予定されており、これまで法の適用が任意であった下水道事業においても、企業会計への移行が義務化される見込みとなっております。

それでは、主な経費につきまして節ごとに説明いたします。

まず、節2から4は、職員21名分の人件費でございます。次に節7・賃金245万円は、病気休業及び産休・育児休業予定職員の代替臨時職員2名分でございます。節11・需用費353万9000円は、主に下水道の使用料徴収に要します印刷製本費219万3000円や量水器などの修繕料81万円でございます。節の

12・役務費1642万3000円は、主に納付書等の郵便料1116万6000円や使用料の口座振替及び量水器の取りかえ・設置手数料470万5000円でございます。節13・委託料1569万8000円は、主に使用料の徴収業務委託278万4000円や事業所等に設置している量水器のメーター検針業務委託158万5000円並びに未接続者への接続依頼を行う水洗化促進業務委託232万9000円でございます。また、説明欄にも記載しております企業会計システム構築業務委託600万円につきましては、先ほど説明いたしましたとおり、企業会計の導入に当たり、複式簿記に対応した会計システムを新たに構築するための経費でございます。節18・備品購入費135万4000円は、主に量水器購入に要する費用でございます。節19・負担金補助及び交付金404万3000円は、主に水洗化促進に向けた助成制度に要する経費であり、水洗便所の改造に伴い融資を受ける際の利子補給や水洗便所等への改造助成金がございます。なお、本市の水洗化率でございますが、平成23年度末において76.9%となっており、年々増加しているものの、他自治体に比べ低い水準でございますので、未接続世帯への接続依頼や助成制度の一層のPRなど、水洗化向上に向けた取り組みを強化していきたいと考えております。

次に、目2・雨水ポンプ場経費4452万5000円についてですが、大雨時の市街地の浸水防除を図るための雨水ポンプ場、八代処理区には野上、中央、麦島ポンプ場がございますが、それらの施設における設備機器保守点検委託などの維持管理に要する経費でございます。なお、財源につきましては、雨水処理に要する経費のため全額繰入金としております。

まず、節11・需用費1910万4000円ですが、主に軽油や重油代などの燃料費133万1000円や施設の電気料1731万でござ

います。なお、電気料金が大幅に改定されることから、前年度より409万2000円の増額となっております。節13・委託料2271万5000円は、機械機器、消防設備などの保守点検業務委託1578万円や、し渣処分業務委託335万2000円が主なものでございます。節15・工事請負費250万円は、中央ポンプ場の沈砂池設備のさびどめ塗装工事でございます。なお、中央ポンプ場につきましては、昭和56年の供用開始から約32年が経過しており、議案第20号・専決処分の報告及びその承認でも説明いたしますが、近年、施設の主要機器でありますエンジンポンプ等の経年劣化が著しいため、故障等が頻繁に発生している状況でございます。そこで、施設を改修するには多額の費用がかかりますことから、今後施設の長寿命化計画を策定し、計画的に改修を行っていく予定としております。

次に、目3・下水道維持管理費4億2421万6000円についてですが、主に水処理センターや中継ポンプ場など汚水処理施設の維持管理に要する経費でございます。

まず、節2から4までは、職員4名分の人件費でございます。

100ページをお願いします。

節11・需用費7638万8000円の主なものは、水処理センター管理費として汚水処理工程で使用する高分子凝集剤などの工業薬品336万1000円、施設電気料5000万円、施設の維持補修経費979万1000円でございます。電気料の大幅な改定が予定されておりますが、運転管理業務に施設管理消耗品などを含めるなど委託方法を見直すことにより、前年度から911万6000円の減額となっております。節12・役務費329万8000円は、主に水処理センターなど汚水処理施設の電話料やテレメーター回線料でございます。節13・委託料2億1824万5000円ですが、

施設の運転管理業務委託1億3655万3000円、汚泥処理業務委託4304万5000円、機械、通信設備等の機器保守点検委託2383万4000円などでございます。なお、水処理センター等の運転管理業務委託につきましては、安定的・効率的な施設の運転管理を図るため長期継続契約を実施しておりますが、25年6月に契約が終了することから、新たに3年間、28年6月までの契約を予定しております。今後も、引き続き日常点検の充実を図り、故障の早期発見や計画的な機器整備に努めることで、維持管理費の抑制及び施設の長寿命化を目指してまいります。節19・負担金補助及び交付金9840万2000円は、主に八代北部流域下水道の維持管理負担金9836万5000円でございます。流域下水道事業につきましては、県が事業主体となって処理施設の管理運営を行っており、八代市、宇城市、氷川町において計画汚水量相当分を負担としております。本市では、千丁処理区、鏡処理区が流域下水道に接続しておりますが、維持管理負担金単価の見直しにより前年度から1150万8000円の減額となっております。

次に、目4・下水道建設費ですが、対前年度から6億7951万9000円減の9億2134万1000円となっております。事務費を除きました事業費については、工事請負費と補償費の減額により、補助事業費が対前年度から4億6000万円減の6億9300万円、単独事業が2億2800万円減の1億1740万円でございます。

本市の下水道事業は、昭和48年の認可取得から、生活環境の改善や公共用水域の保全、市街地の浸水防除を目的に事業を推進し、八代処理区に千丁、鏡、新駅周辺の八代東部処理区を加えました事業認可区域1944ヘクタールにおける整備率は約75%となっております。

しかし、これまでの下水道事業が市街地拡大

や人口増加など水利用の増加を前提として計画、実施してきたのに対し、今後は少子高齢化や人口減少、さらには、節水型の食器洗い機やトイレなどの普及により、水使用量は減少していくものと思われます。また、施設の老朽化による改築、更新など維持管理費も増加傾向にあり、使用料収入の伸び悩みも予想されることから、下水道経営を取り巻く環境はより厳しさを増していくものと考えられます。

そこで、自立経営が求められる下水道事業において、予算の総額の約6割を占める公債費の抑制は、債務残高の削減とともに喫緊の課題であり、平成27年度からの企業会計移行に向け建設事業債の抑制や適正化を図ることは、下水道事業の経営健全化を目指す上で必要不可欠でございます。このため、本予算におきましては、事業計画の見直しも含め、事業費を大幅に削減、抑制し、下水道建設費の縮減を図っているところでございます。

それでは、経費につきまして節ごとに説明いたします。

まず、節2から4までですが、職員11名分の人件費でございます。節8・報償費2485万6000円は、下水道建設費の財源となります受益者負担金及び分担金の一括納付に対する前納報奨金でございます。歳入でも御説明いたしました、負担金・分担金の額が前年度より増加したため1608万2000円の増額となっております。節11・需用費406万4000円は、主に事務用品などの消耗品費199万4000円や受益者負担金・分担金の納付書等の印刷製本費109万6000円でございます。節13・委託料2億2993万1000円ですが、水処理センター改築事業1億3000万円や管渠工事に伴う測量設計業務委託5140万円、また、下水道施設のライフサイクルコストの最小化を目的とした長寿命化計画策定業務委託1200万円などがございます。水処理

センターについては、供用開始から約28年が経過しているため、計画的に施設改修を行っておりますが、今回の改修事業につきましては、平成25年度から4カ年をかけまして主に水処理施設の改修を行う予定でございます。平成25、26年度の2カ年では、主に水処理施設の主要機器である最初沈殿池、最終沈殿池の大型機械であります掻寄機の交換等や、さらには、水路の防食塗装や点検口のふた約200枚の取りかえ、それと、水処理関係の電気設備の更新を予定しております。なお、平成27年度、28年度につきましては、污泥処理施設の消化ガス貯留タンクの処理能力に応じたものへの取りかえ及び污泥処理施設の電気設備の更新を予定しております。なお、前年度から5351万1000円の増額となっておりますが、水処理センター改築事業費の増加によるものでございます。次に、節15・工事請負費5億4050万円ですが、八代処理区では太田郷、八千把、松高校区を、千丁処理区では西牟田地区を、鏡処理区では下村、内田地区を中心に整備を予定しております。前年度に比べ、野上ポンプ場築造工事が完了したことや、先ほど申し上げましたように平成27年度からの企業会計移行に向けた建設事業債の抑制及び適正化を図ることから、7億615万円の減額となっております。

101ページをお願いします。

節19・負担金補助及び交付金192万9000円は、主に八代北部流域下水道事業における県施工分の建設負担金でございます。建設負担金の負担割合につきましては、県と流域関連市町村の八代市、氷川町、宇城市で2分の1ずつとなっており、本市の負担分は、全体計画汚水量に応じて市町村分の約52%となっております。節22・補償、補填及び賠償金の4010万円は、下水道工事における水道、ガス等の地下埋設物等の移設補償費で、工事請負費の減額に伴い前年度より3810万円の減額でござ

います。

次に、款２・公債費２４億３５５１万４０００円ですが、前年度より８７９０万９０００円の減額となっており、内訳として、目１・元金は、前年度より６７９８万４０００円減の１９億２６７万７０００円、目２・利子は、前年度より１９９２万５０００円減の５億３２８３万７０００円でございます。また、財源内訳の地方債４億８７００万円でございますが、元金償還金の返済財源として資本費平準化債の３億８７００万円、特別措置分の１億円を借り入れ予定としております。

ここで、１０９ページをお願いします。１０９ページでございます。

地方債の現在高見込額でございますが、歳入の款８・市債で御説明いたしました、２５年度における起債見込み額９億３１２０万円に對しまして、公債費元金償還見込み額が１９億２６７万７０００円でございますので、２５年度末における現在高見込み額は２６６億７９４７万８０００円、本年度末現在高見込み額と比較いたしまして９億７１４７万７０００円の減額を予定しております。なお、公債費につきましては、平成１９年度の２７億１６００万円をピークに今後も減少していく予定ではございますが、返済財源の約６５％が繰入金であることから、今後は、人口動向も見据えた全体計画の見直しや効率的な建設投資に努めることで、市債の借り入れを抑制し、さらなる削減を目指していきます。

以上、議案第９号・平成２５年度八代市公共下水道事業特別会計予算の説明といたします。御審議をよろしくお願いします。

○委員長（田方芳信君） それでは、以上の部分について質疑を行います。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、以上で質

疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（田方芳信君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） 一般質問でもさせていただきましても、雨水対策ですね、都市計画とあわせた対応をですね、しっかりとっていただくようお願いをしておきたいと思います。行政のほうの責任をですね、しっかり全うしていただくことをお願いしておきたいと思います。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、これより採決いたします。

議案第９号・平成２５年度八代市公共下水道事業特別会計予算について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（田方芳信君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「どうもありがとうございました」と呼ぶ者あり）

小会します。

（午後２時３８分 小会）

（午後２時４７分 本会）

◎議案第１１号・平成２５年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計予算

○委員長（田方芳信君） 本会に戻します。

次に、議案第１１号・平成２５年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計予算を議題とし、説明を求めます。

○下水道総務課長（松本貞喜君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 松本下水道総務課長。

○下水道総務課長（松本貞喜君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）下水道総

務課長の松本です。隣が課長補佐の岩坂です。
どうぞよろしくお願いいたします。（下水道総務課
長補佐兼水洗化促進係長岩坂義明君「よろしく
お願いします」と呼ぶ）座って説明いたします。

それでは、議案第11号・平成25年度八代
市農業集落排水処理施設事業特別会計予算につ
いて御説明いたします。

予算書の135ページをお願いします。

まず、議案説明の前に、八代市農業集落排水
処理施設事業について簡単に説明させていただきます。

この事業は、農村地域の衛生向上と公共水域
の水質保全を目的とし、東陽町と泉町の2地区
の中心部で実施いたしております。東陽町が平
成7年度から11年度まで、泉町が平成4年度
から平成8年度まで事業を行っておりまして、
建設事業は完了しており、現在は使用料等の徴
収業務や施設の維持管理関係が主な業務となっ
ております。

なお、東陽町と泉町を合わせました平成23
年度末で使用可能となっております人口、いわ
ゆる普及人口は2175人で、このうち使用さ
れている人口、いわゆる水洗化人口が1828
人で、水洗化率は84%となっております。

平成24年度は、全体で13世帯、約36名
分の新規接続があっておりますが、地域全体に
人口減少傾向が見られ、本区域内の水洗化人口
も減少する見込みでありますことから、水洗化
率は23年度末と同程度と見込んでおります。

このような状況の中で、平成25年度予算も
両地域の水質浄化のための排水処理施設の維持
管理が主なものとなっております。

以上、概要説明といたしまして、137ペー
ジをお願いします。137ページです。

歳入歳出予算の総額は、第1条第1項でそれ
ぞれを1億677万5000円と定めておりま
す。なお、本予算額は、前年度より345万6

000円増額となっております、これは、後
でも説明しますが、市債の定期償還額の増が主
な要因でございます。

項2・款項の区分及び当該区分ごとの金額
は、138ページの第1表・歳入歳出予算に記
載しております。

第2条、地方債は、地方自治法第230条第
1項の規定により、139ページの第2表・地
方債のとおり、資本費平準化債を目的に870
万円を限度としております。

それでは、本予算につきまして、141ペー
ジからの説明書をもとに主なるものを説明しま
す。144ページをお願いします。144ペー
ジです。

歳入の款1・分担金及び負担金の項1・分担
金の20万円は、新規接続者に工事費の一部を
負担金として、条例に基づき1世帯につき10
万円を徴収しておりまして、平成24年度から
1件減の2件分を予定しております。

款2・使用料及び手数料の項1・使用料で
は、3011万円を予定しております。前年度
とは185万7000円の増額となっております。
増額の理由といたしましては、主に使用料
の改定によるものでございますが、今後ともエ
フエムやつしろや市のホームページ、市報など
でさらなるPRに努め、水洗化の向上と使用料
の増収確保を図ってまいりたいと考えておりま
す。

145ページをお願いします。

款3・繰入金6774万4000円は、款5
・農林水産業費の目2・農業総務費からの一般
会計繰入金で、前年度より79万8000円の
増額となっております。増額の要因は、歳入面
で料金改定による使用料の収入増がありました
ものの、歳出面で公債費の償還額が258万6
000円とふえたため、繰入金の増となったも
のでございます。

146ページをお願いします。

款6・市債870万円は、起債借入れが算定の規定によりまして前年度より90万円の増額ですが、内容は、使用者の負担を軽減し、かつ世代間の負担の公平を図るため、農業集落排水処理施設事業における負担の一部を後年度に繰り延べる資本費平準化債でございます。

次に、歳出でございますが、147ページをお願いします。

款1・農業集落排水処理事業費、目1・農業集落排水事業費でございますが、これは農業集落排水処理施設の維持管理と普及促進、また、使用料の徴収に要する経費でございます。

節2から4は、職員2名分の人件費でございます。前年度より86万8000円の増額の1369万6000円でございます。節11・需用費1134万4000円は、使用料徴収のための領収書兼通知書の印刷製本費、污水处理場の水道・電気料の光熱水費、また、施設機器の修繕料でございます。需用費は前年度より79万円の増額となっておりますが、これは主に修繕料で、処理場の施設機器修繕の増額によるものでございます。現在、施設の老朽化に伴い、維持補修費が増加する傾向にありまして、今後も施設設備の劣化が進行し、一斉に維持管理補修が必要となり、膨大な維持補修費用を要することが懸念されます。そこで、費用の最少化を図るため、施設の適切な維持管理が必要と考えております。節12・役務費521万4000円は、使用料徴収に要します郵送料等や地形が山間地でかなりの高低差が生じている関係から、汚水を一旦くみ上げるための施設でありますマンホールポンプが47基あり、その機器の故障等を知らせる警報システム用の電話回線料49回線分と、東陽処理場で発生します脱水汚泥の収集運搬料に要する費用でございます。節13・委託料1235万は、主に施設管理委託分で、施設の保守点検、電気保安設備の維持管理等に要する費用や脱水汚泥の堆肥化处理委託

料や使用料の賦課徴収業務をデータ管理しております使用料システム機器保守業務委託などに要する費用でございます。節14・使用料及び賃借料の36万2000円は、使用料システム機器リース料と、マンホールポンプの制御装置を個人所有地に17カ所設置しており、その土地代としての使用料でございます。節15・工事請負費39万4000円は、新築家屋等に必要な公共枡設置工事ではありますが、24年度から1件減の2件分を予定しております。節19・負担金補助及び交付金77万4000円は、氷川町が管理しております東陽農業集落排水圧送放流施設維持管理費の八代市負担分の75万4000円が主なものでございます。節27・公課費20万円は、消費税の歳出分で、この消費税は、前年度における歳入の使用料等に含まれる消費税と工事発生等に含まれる歳出分の消費税差額分を公課費として歳出するものでございます。

次に、款2・公債費でございます。

目1・元金4759万8000円で、これまでの市債の定期償還分でございます。歳入の市債額が870万円ですので、その差額分が市債残高として減少しており、――154ページをお願いします。154ページの調書の右側にありますように、――154ページですね、5億4002万1000円となる見込みでございます。

再度147ページをお願いします。

目2・利子1484万3000円は、前年度より114万3000円の減額となっております。減額分は、これまでの市債の償還が進み、利子が軽減されたことによるものでございます。

公債費につきましては、平成18年度が債務のピークで、今後とも次第に減少していく予定でございます。しかし、施設の老朽化による更新時期を迎えると新たな起債が必要となりま

す。今後は、施設更新を視野に入れた計画的な経営を目指し、水洗化率の向上による使用料の増収や適切な維持管理による経費のさらなる縮減に努めてまいりたいと考えております。

以上、議案第11号・平成25年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計予算の説明とします。御審議よろしく申し上げます。

○委員長（田方芳信君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

○委員（増田一喜君） はい。

○委員長（田方芳信君） 増田委員。

○委員（増田一喜君） 質問ちゅうか、今ちょっと数字を言われたんですね。歳出のところの款1・項1・目1・農業集落排水事業費の節の19・負担金補助及び交付金、これは75万4000円というふうに言われたんですけど、ここに記載しているのは77万4000円になっているけども、それは何でだろうか。

○下水道総務課長補佐兼水洗化促進係長（岩坂義明君） はい。

○委員長（田方芳信君） 岩坂課長補佐。

○下水道総務課長補佐兼水洗化促進係長（岩坂義明君） はい。全体でですね、77万4000円になっております。このうちのですね、2万円が農業集落排水のですね、協議会の負担金でございます。残りの75万4000円が、氷川町と、それから八代市が、共同でついでいいですか、管理しております圧送放流施設の維持管理費でございます。

○委員（増田一喜君） ああ、これが負担金。75万……。済みません。

○委員長（田方芳信君） 増田委員。

○委員（増田一喜君） 75万4000円が――。

○下水道総務課長補佐兼水洗化促進係長（岩坂義明君） 75万4000円が――。（「2町の負担金」と呼ぶ者あり）

○委員（増田一喜君） これが氷川のほうの。

○下水道総務課長補佐兼水洗化促進係長（岩坂義明君） 氷川とですね、氷川町が――実際物は東陽の施設の中にございますけれども。

○委員（増田一喜君） そうすると、2万円が。

○下水道総務課長補佐兼水洗化促進係長（岩坂義明君） 2万円がですね、農業集落排水の協議会負担金でございます。

○委員（増田一喜君） 協議会か。

○下水道総務課長補佐兼水洗化促進係長（岩坂義明君） はい。

○委員（増田一喜君） はい、わかりました。

○委員長（田方芳信君） よろしいですか。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、これより採決いたします。

議案第11号・平成25年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計予算について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（田方芳信君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号・平成25年度八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計予算

○委員長（田方芳信君） 次に、議案第12号・平成25年度八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計予算を議題とし、説明を求めます。

○下水道総務課長（松本貞喜君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 松本下水道総務課長。

○下水道総務課長（松本貞喜君） 下水道総務

の松本です。隣が課長補佐の岩坂です。どうぞよろしくお願いします。座りまして説明をさせていただきます。

それでは、議案第12号・平成25年度八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計予算につきまして御説明いたします。

155ページをお願いします。まず、八代市浄化槽市町村整備推進事業について簡単に説明させていただきます。

この事業は、東陽町、泉町の農業集落排水処理施設事業の認可区域以外の地区で、それぞれ平成13年度及び14年度から実施しております。設置計画基数700基に対し、平成23年度末で415基を設置し、計画基数に対する設置率は59.3%となっております。

また、平成24年度は、当初予算で6基を設置予定としておりましたが、設置希望がありませんでした。

平成25年度予算では、対象区域全ての世帯に対して、幾度となく地域内回覧やエフエムやつしろ、市のホームページと市報などのPRにて浄化槽設置要望の掘り起こしに努めてまいりましたが、昨年11月末で設置希望が2件と少なかったことから、年間10基以上という補助の要件を満たすことが難しいと判断し、単独事業で4基分を計上いたしました。

以上を概要の説明といたしまして、157ページをお願いします。

歳入歳出予算は、第1条第1項でそれぞれを6364万1000円と定めております。この額は、前年度より188万2000円の増額となっております。

第2項、款項の区分及び当該区分ごとの金額は、158ページの第1表・歳入歳出予算に記載しております。

第2条の地方債は、地方自治法230条第1項の規定により、159ページの第2表・地方債のとおり、浄化槽市町村整備推進事業を目的

に400万円を限度としております。

それでは、本予算につきまして、161ページからの説明書をもとに主なものを御説明いたします。164ページをお願いします。

歳入の款1・分担金及び負担金、項1・分担金の42万円は、合併浄化槽を市で設置いたします際に、条例に基づき1基当たり10万円を一括または分割により徴収しておりまして、平成25年度は、新規使用者に工事費の一部負担金として4件を見込んで計上しております。

款2・使用料及び手数料の項1・使用料では、2179万5000円を予定しております。前年度とは218万7000円の増額となっております。これは主に使用料改定によるものでございます。

項2・手数料3000円は、督促手数料分でございます。

165ページをお願いします。

款3・財産収入の項1・財産運用収入4000円につきましては、旧泉村が起債償還のために積み立てしておりました減債基金1162万3000円の預金利子でございます。この減債基金の預金利子につきましては、歳入で受け入れた後、歳出で減債基金元金に全額積み立てているものでございます。

款4・繰入金3735万6000円は、前年度より132万円の減額となっております。繰入金は、款4・衛生費の目1・生活環境総務費からの一般会計繰入金で、維持管理費、公債費などに充当しております。繰入金の減額の要因は、歳入面で料金改定により使用料収入がふえたためでございます。

166ページをお願いします。

款6・諸収入の項1・貸付金元利収入6万円は、前年度より5万円の増額となっております。これは、旧泉村で浄化槽を整備するに当たり、宅地内の排水設備工事に必要な資金を助成しておりました環境整備資金貸付金の元金収入

が、平成21年度に完済見込みであったものが完済されなかったため、相続人による納付が断続的に行われているものでございます。なお、この旧泉村の環境整備貸付金制度は、市町村合併と同時に廃止されております。

167ページをお願いします。

款7・市債は400万円で、前年度より210万円の減額といたしております。この減額は、単独事業による新規設置基数を前年度の6基から25年度は4基と、2基の減と見込んだことによります。なお、新規設置予定基数が補助基準の10戸に満たないため、補助事業に伴う国庫支出金及び県支出金につきましてはございません。昨今の経済不況の中、個人負担である排水設備費やトイレの改造に係る費用が負担できないなど厳しい状況にあるものの、今後も、整備推進のためさらなるPR活動と設置のお願いに粘り強く努めてまいりたいと考えております。

続きまして歳出でございますが、168ページをお願いします。

歳出の款1・浄化槽市町村整備推進事業費の目1・浄化槽総務費で、25年度は4462万8000円、前年度より8000円の減額となっております。

節2から4は、職員2名分の人件費でございます。前年度より8万9000円減額の1680万1000円でございます。節11・需用費5万9000円は、使用料徴収のため領収書兼通知書等の印刷製本費でございます。節12・役務費199万4000円は、前年度より7万2000円減となっております。この役務費は、主に浄化槽の法定検査手数料や口座振替手数料に要する費用でございます。節13・委託料2532万6000円は、前年度より5万円の増額となっております。増額の理由といたしましては、使用料システム機器の保守点検委託料が、24年度は年度途中からの委託であった

ため6カ月分計上いたしておりましたが、25年度分は1年分を計上したため増額となったものでございます。節25・積立金は、先ほど歳入の款4・財産収入にて説明しましたように、浄化槽市町村整備推進事業減債基金の利子相当額を積み立てるものでございます。

目2・浄化槽整備費461万5000円は、前年度より227万4000円の減額となっております。

節11・需用費12万1000円は、この整備に伴います消耗品や公用車の燃料費でございます。節15・工事請負費は、449万4000円で、前年度より226万2000円の減額となっております。増額の理由といたしまして、単独事業による新規設置基数を前年度6基から25年度は4基と、2基の減の見込んだことによります。

款2・公債費、目1・元金が1225万円、目2・利子が214万8000円で、前年度より元金が59万8000円の増額、利子が19万8000円の減額となっております。市債は、過疎債が10年償還、下水道事業債が30年償還と長期間でございます。また、平成13年度から事業に着手しており、今後、据え置き期間が終了し、新たに元金の償還が発生するものでございますが、東陽地区で平成25年度、泉地区で平成26年度が債務のピークと考えており、今後次第に減少していく予定でございます。今後は、適切な維持管理による経費のさらなる縮減や使用料の増収に努めてまいりたいと考えております。

以上、議案第12号・平成25年度八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計予算の説明といたします。御審議をよろしく申し上げます。

○委員長（田方芳信君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

○委員（大倉裕一君） 済みません、小さなことですがよろしいですか。

○委員長（田方芳信君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） 歳入のですね、受益者分担金、東陽と泉と2基ずつ見込んでいうことでありました。で、1基当たり10万円。で、泉地区の部分で22万円が計上されてるんですけど、これはどういう意味があるんですか。

○下水道総務課長補佐兼水洗化促進係長（岩坂義明君） はい。

○委員長（田方芳信君） 岩坂課長補佐。

○下水道総務課長補佐兼水洗化促進係長（岩坂義明君） はい。22万円になっておりますけれども、これは、平成二十何年度かはちょっとわからないんですが、分担金が滞納になっておりまして、その今返済を本人に求めています。で、24年度は2万円入ってきました。で、25年度も同程度入ってくると見込みまして、その2万円というのは、何ていうんですか、滞納金の入ってくる額ということでございます。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（田方芳信君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） 滞納ということで今触れられましたが、ほかにも滞納金っていうのはあるんですかね。

○委員長（田方芳信君） 岩坂課長補佐。

○下水道総務課長補佐兼水洗化促進係長（岩坂義明君） 分担金の滞納につきましては、先ほど言いました1件のですね、現在のところ8万円ということです。それから、環境整備貸付金、説明の中でもちょっとありましたけれども、これが36万2000円、36万2000円が環境整備貸付金の滞納額といいますか、でございます。今、相続人に対して返済をお願いしているところでございます。

○委員長（田方芳信君） ほか。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。平成24年度に6基を予定して1件もなかったと。ゼロで。で、それを踏まえて平成25年度については4基ということではしておりますが、今までのずっと経緯っていうか、今まで過去の部分においてもですね、少しずつはふえてきたっていう部分があったりとかするんだらうと思うんですけども、最高700基っていうか、そこまで見込んでいらっしゃるということで、今、先ほど59.3%というふうな部分で、じゃあ残りの約300件ほどですよ、300基ほどをこれから整備していこうというふうなことなんです。が、これから先の見込みっていうのはどうなんですかね。去年がゼロでことしが4基してるけど、ひょっとしたら平成25年度も4基してあるけども、この4基が果たしてまたゼロになる可能性があったりとか、平成26年度、27年度、それぞれのその地域をずっと見回した中に、いろいろ説得をしたりとかいろんなお話を一生懸命頑張っていらっしゃるんだらうと思うんですけども、これから後、300基ふやすような見込みはどういうふうに考えていらっしゃるか、ちょっとお聞かせください。

○下水道総務課長補佐兼水洗化促進係長（岩坂義明君） はい。

○委員長（田方芳信君） 岩坂課長補佐。

○下水道総務課長補佐兼水洗化促進係長（岩坂義明君） はい。計画基数が700基、それから、現在の24年度末の見込みですけども、415基でございますが、これから、——現在ですね、処理区域内の世帯数が東陽地区と泉地区を合わせまして936世帯でございます。で、そのうちの400世帯ぐらいが一般家庭の浄化槽がついてます。あと残りについては、旅館であったり公民館であったりっていうような、あと学校あたりがついて、全体で415基なんですけれども、あと、900軒のうちの400軒がついてまして、あと500軒が本当はつかなけ

ればいけないというところではございますけれども、高齢の方の2人住まい、あるいはお一人住まいであったり、なかなか金銭的にですね、つけることができないというようなことであったり、あと、後継ぎがもう出てって帰らないということ、そういう事情のある方がほとんどでございます。

で、先ほどありましたように、市町村設置の設置基数、これにつきましては、平成18年度から平成21年度までが15基から11基程度で推移しておりまして、平成22年度が1基、それから平成23年度が13基というふうな設置の実績ということでございます。

市報であるとかエフエムやつしろであるとか、地域内の回覧あたりでですね、かなりPRはしてございますけれども、なかなか基数が上がってきません。その中でも、平成25年度につきましては今のところ2基が、——もう1基は完全に4月に設置するというふうなのがもう決定しておりまして、あとの1基につきましてもですね、25年度には設置すると。

で、これの国への申請が26年度までということになっておりまして、これをさらに27年度から5カ年間延ばすかどうかということにつきましてはですね、これは検討課題であると。10基以上あればですね、国の補助、それから県からの交付金あたりが来るんですけども、10基未満であれば単独でつけなければいけないということになりますので、そこらあたりにつきましては26年度、——だから25年度にどうするかというのをですね、検討しなければいけないということになります。

○委員（堀口 晃君） はい、委員長。

○委員長（田方芳信君） 堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。私もそのところがちょっと心配でですね、いつまで続けるのかという、もうずっと将来続けていくのかっていう、目標達成するまでですね。非常に今聞い

て、23年度が13件で突出しているところなんですけど、平成24年度はゼロということで、ことしは1件は確実であると。少しずつ伸びていく要素があればですね、今後まだ5年延長とかというような部分も出てくるんだろうと思うんですけども、それに満たない部分についてはですね、やっぱり見直しが必要かなと思いますんで、その辺のところを聞かせていただいて、見直しをされるっていうことでございますのでですね、よくよく検討されて。

それともう一つですね、職員が戸別に訪問するっていうこと、これはされてないのかしてるのか、ちょっとそこだけ。

○委員長（田方芳信君） 岩坂課長補佐。

○下水道総務課長補佐兼水生化促進係長（岩坂 義明君） はい。設置の希望をとるということに関しましては、職員ではなくて地域内の回覧、これを平成26年度までですよということなので強調しまして、年に2回、つけていらっしやらないところについて、回覧をですね、回してお願いしているところではありますけれども、これは、なかなか職員が行ってやるよりも、もう26年度までですよというふうな回覧のほうが効果はあると思います。

職員が出向くということについてもですね、これは検討課題とは思いますが、なかなか、そこのところはですね、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

○委員（堀口 晃君） はい、委員長。

○委員長（田方芳信君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。あと500世帯ぐらいあるんでしょうけども、戸別に行って事情の聞き取りをですね、何かされると。サンプル的なもので、全部全部回れっていうようなことじゃなくてですね。どういう事情なのか、今後伸びそうなのか伸びそうでないのか。回覧だけ回したってなかなか伝わるものが伝わってこないと思うんですよ。ですから、やっぱり幾つか

そこに集落があるならば10軒のうちの1つをサンプリングみたいな形でですね、こういうことでこれからふえていかないんだなというような判断の基準にもなると思うとですよ。ですから、平成25年度については、ぜひそのサンプリングみたいなやつでですね、500軒あるならば50軒ぐらいはちょっと聞き取り調査なんかもやられたらどうかかなと思ってますんで。

それは私の意見でございます。以上です。

○下水道総務課長補佐兼水洗化促進係長（岩坂義明君） はい。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

○委員（橋本幸一君） 関連で。

○委員長（田方芳信君） 橋本委員。

○委員（橋本幸一君） この件についてはですね、やっぱり合併協議のあの当時の協議事項ちゅうとをちゃんと踏まえて、そして、その中でなぜこういう市町村方がつくったのかって、やっぱりその辺の説明と、それから、見直しとなればですね、対象地域についてはちゃんとした説明、説得、そこを踏まえてしていただくように。これはもう希望です。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

○委員（増田一喜君） いいですか。

○委員長（田方芳信君） 増田委員。

○委員（増田一喜君） 同じようなもんですけどね、まず前回、予算を立ててしたけどもゼロだったとかいうのありますけどね、これは、もし予算ゼロにしといて、これをお願いしたいと言ったとき、次の翌年度にそれは後追いで補助してもらえるんですか。

○下水道総務課長補佐兼水洗化促進係長（岩坂義明君） これに――。

○委員長（田方芳信君） ちょっと待って。岩坂課長補佐。

○下水道総務課長補佐兼水洗化促進係長（岩坂義明君） はい。工事の費用につきましては、下水道債とそれから過疎債で、要するに借金ですよ、で手当てをするというふうにしておりまして、設置がなければ、手を挙げていた下水道債、過疎債、これをおろすということになります。

○委員長（田方芳信君） 増田委員。

○委員（増田一喜君） ということは、要するに、こっちで予算ゼロでとってないと。そして、こういう制度を知ってこられた人がね、いやしたいんですよと言ったときに、現実的には予算ないから出してやれない。だけん、そんなら自前でしますと。なら、翌年に今度は慌ててそれをするちゅうことで、後ろから、それはできるんですか。それを聞いてるんですよ。それができなければですね、できなければ、大方苦勞して予想を立てられるんでしょうけれども、1件なり2件なり分の話をしなないけぬだろうとか、少しはやっぱり予算をとつとかなないと、いざなってきたときに、たまたま予定された人がせぬでやめたちゅうのがあるけども、逆の場合もあるからですね、それで補助できないといったら、何のためのあれかいなということになるから、やっぱりある程度の、難しい判断でしょうけども、ある程度の予算をとつといてやらないと、それを執行、申し出ができなくなるちゅう状況が出てきやせぬかなと思って。そこらあたりをやっぱ配慮してもらわないうけぬかなと。

○委員長（田方芳信君） 岩坂課長補佐。

○下水道総務課長補佐兼水洗化促進係長（岩坂義明君） よろしいですか。（「よろしいですよ」と呼ぶ者あり）予定以上に申請があった場合についてですけれども、これは補正をお願いいたしまして、で、後、補正をお願いした中でも、先ほど言いました下水道債と過疎債、これについて、年の途中でですね、見直しの調査

が来ますので、そのときにお願いするというふうにしたいと思っております。

○委員長（田方芳信君） 増田委員。

○委員（増田一喜君） ということは、もしゼロにしようとしても途中でそういう申し出があれば、補正を組んでもカバーしてやるということですね。その間ちょっと待ってくださいichゅうことだけ十分に説明しとかないけぬですね。そうせぬと、工事とそれとがずれてしまうと、でき上がってから後から取りつけるっていうのは迷惑されるからですね。

なるほど、補正でやるichゅうことですね。はい、わかりました。

○委員（橋本幸一君） はい。

○委員長（田方芳信君） 橋本委員。

○委員（橋本幸一君） ここの住環境のですね、整備が何か目的みたいな感じでみんな捉えるけど、これは、有明海、八代海の、その中で、一つの補助金のかさ上げもあって、何でかっていうと、やはり環境をやっぱりよくせぬといかぬという、それがやっぱ根本にあるわけですね。確かに、この氷川流域っていうのは以前はもう泡だらけで、ホテルも全然なかったと。やっぱり、しかし農業集落活性するからこの市町村型のこれを進めて、やはり漁協の皆さんも言われるように、確かに環境がよくなった。水の、何ichゅうかな、質がよくなったと。その辺をですね、もうちょと捉えて、総合的な中でこの下水道事業っていうても、結局、下水道も一緒なんで、そういう視点も加味していかぬと、少なかったからどうだ、見直しますって、やっぱそういう短絡的なですね、発想のもとでこういうことを行政がやっていたら絶対反発が来るから、その辺も踏まえてやっていただきたいをお願いします。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、これより採決いたします。

議案第12号・平成25年度八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計予算について、原案のとおりに決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（田方芳信君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第20号・専決処分の報告及びその承認について

○委員長（田方芳信君） 次に、事件議案の審査に入ります。

まず、議案第20号・平成24年度八代市公共下水道特別会計補正予算・第1号に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○下水道建設課長（湯野 孝君） はい、委員長。

○委員長（田方芳信君） 湯野下水道建設課長。

○下水道建設課長（湯野 孝君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）下水道建設課長の湯野でございます。よろしくお願いします。座って説明させていただきます。

それでは、議案書3ページ、議案第20号・専決処分の、――議案書のほうです。こちらの。（「事件議案のほうか」と呼ぶ者あり）はい。（「議案説明書やから。厚かと、厚かと。こがん厚か。厚かと」「二つあるけんが」と呼ぶ者あり）それの、はい、3ページです。

（「2月25日」と呼ぶ者あり）はい、2月2

5日です。専決処分のほうです。じゃあ、それでは、議案書3ページ、議案第20号・専決処分の報告及びその承認について御説明いたします。

議案書の7ページをお願いします。

専決第2号・平成24年度八代市公共下水道事業特別会計補正予算・第1号の第1条で、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、裏面の8ページの第1表・歳出予算補正に記載しておりますように、歳出の款1・公共下水道事業費、項の1・公共下水道事業費で、1300万円を増額補正し、款2・公債費、項の1・公債費で、同額の1300万円を減額補正いたしまして、歳出予算の総額47億7450万円を変えない歳出の調整を行ったものでございます。

議案書7ページに戻っていただきまして、第2条の繰越明許費でございますが、裏面の8ページの第2表・繰越明許費に記載しておりますとおり、款1・公共下水道事業費、項の1・公共下水道事業費におきまして、中央ポンプ場ポンプ用エンジン修繕として3000万円の繰越明許費の限度額設定を行ったものでございます。

今回の専決処分の内容でございますが、新開町にございます中央ポンプ場につきましては、口径が1800ミリから口径1500ミリのポンプ用エンジン3台が設置され、昭和56年に供用を開始し、約32年が経過しておりますが、定期的に点検整備を行い、維持管理を行ってきておりました。しかしながら今年度、3台のうちナンバー2の口径が1800ミリのポンプ用エンジンの点検整備を行った結果、エンジンの過給機、これはターボチャージャーとも言われ、エンジンの出力を高めるために取り付けられている装置のことですが、経年劣化による腐食が見つかり、このままでは使用できないことが判明し、緊急的に修繕を行うこととなった

ものでございます。

当中央ポンプ場につきましては、雨水の排水機場であるため、6月の梅雨時期には全てのポンプの運転が必要であり、特に近年はゲリラ豪雨が多発している状況から、遅くとも5月下旬までには運転可能な状態にする必要があります。さらに、当製品は、昭和56年の供用開始から約32年が経過し、メーカーにも部品の在庫がない状態であるため、修繕には、市場に流通された同様の物件を探し出して製品の改良を行い取りつけることとなります。また、修繕を行うには約3カ月程度がかかる見込みですが、そこで、工期等の確保を含め、緊急に発注を行う必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、歳出予算補正と繰越明許費の専決処分を行った次第でございます。

詳細につきましては、次の公共下水道事業特別会計補正予算に関する説明書の11ページに記載しておりますように、歳出の款1・公共下水道事業費、項の1・公共下水道事業費で目の2・雨水ポンプ場費、節の11・需用費に、中央ポンプ場ポンプ用エンジン修繕として3000万円の増額補正し、目の4・下水道建設費、節の13・委託料1700万円を減額補正したものでございます。

これにつきましては、今年度予定しております八代処理区事業認可変更業務委託、これは、公共下水道事業の認可区域を宮地地区の国道3号より山手側に広げるための認可変更業務委託でございますが、平成27年度の企業会計移行に向けて独立採算を原則とする下水道事業の経営健全化を図るため、合併浄化槽を含めた現状及び投資効果を含め今後の効率的な整備のあり方を再検討する必要がある、発注を順延したことで1600万円、さらには、下水道台帳作成業務委託の入札残100万円を減額補正しております。

また、款２・公債費、項の１・公債費で、１３００万円を減額補正しておりますが、目の１・元金で３８０万円、目の２・利子を９２０万円それぞれ減額したものでございます。

この公債費の削減につきましては、当初予定利率より低利率での借入れができましたことから、公債費の元利償還金について減額補正を行い歳出の調整をいたしております。

また、先ほど説明いたしましたように、修繕には、製品の改良製作、取り付けを含めると約３カ月程必要とするとから、繰越明許費の限度額の設定を行い、本年５月下旬の完了を予定しております。

なお、専決処分した事件につきましては、地方自治法第１７９条第３項の規定によりまして、議会に報告しその承認を求める必要があることから提案するものでございます。

以上、議案第２０号・専決処分の報告及びその承認についての説明といたします。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（田方芳信君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

○委員長（田方芳信君） 増田委員。

○委員（増田一喜君） もう専決だからとやかく言ってもしょうがないんですけどね、このポンプのエンジン修理ですよ、これ、今聞いたら何か類似品を探し出してそれを改造して使うと言うけど、私たち、どれがどれぐらいするのかよくわからないけど、それをしないと、買いかえて新しくするというのとどんな違うんですか。どれぐらいの差があるんですか。

○委員長（田方芳信君） 湯野課長。

○下水道建設課長（湯野 孝君） ちょっと概要から説明いたします。

中央ポンプ場なんですけども、赤の八代大橋――。

○委員（増田一喜君） いや、そこまで要らんですよ。要はですね、３０００万使うけどね、

３０００万ありゃあ新しいの買えそうだって、そういう感覚なんですよ。

○下水道建設課長（湯野 孝君） 過給機といいますのは、エンジンのところでございますこのような装置のことです。（「馬力の出ぬわけか」と呼ぶ者あり）はい。ターボチャージャーみたいな、馬力をでかくするものです。これですね、昭和５６年にこの中央ポンプ場が供用開始されましてもう３２年たってる。この過給機そのものが、今もうメーカーが製作してない、在庫もないというような状況でございまして、一応海外を含め、国内、流通している、一応ところを探しました。そしたら、国内に一応これがエンジンとともに今のところあるというような状況を一応報告受けております。そして、一応メーカー側がこれについてちょっとテストしてみましたところ、一応稼働についても問題ないというようなことでございまして、その今のこの在庫を探し出しました過給機を一応手配して、何とか契約に結びつけたいなというようにございまして。それ以内であるという、一言で価格につきましてはですね。

一応、この価格を出しましたときには、海外を含めてアッパーなところで一応積算してます。（「新品で。新品にかえたら。新品を――」「新品は億単位やろう」と呼ぶ者あり）ちょっと今――。

○委員（増田一喜君） いや、俺が聞きたいんですよ。

○委員長（田方芳信君） 松野場長。（「新品に変えたが安うはないかという意味なんだよ」と呼ぶ者あり）

○下水道建設課副主幹兼水処理センター場長（松野光洋君） 新品にかえたほうが安いというお話ですけども、エンジン自体の単価が約１億円ほどすると聞いております。で、もしエンジンを買いかえるとすれば１年以上製作からかかりますので、その分このことしの夏に間に

合わないという状況です。（「注文か」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） よろしいですか。

○委員（増田一喜君） わかりました。いや、もう素人の単純な考えでですね、3000万もかかれば新品のほうの方が安ければと思ったけど、1億もかかればね。ましてや、注文発注してから、予約受けてからつくりよったらとてもじゃないけどですね。はい、わかりました。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

○委員（中村和美君） はい。

○委員長（田方芳信君） 中村委員。

○委員（中村和美君） 関連ですけど、3台ここにありわけでしょう。3台ですね。で、もう古いということはもうわかっとなるけん、そん予算をつくってほしい、今、何年後かにもう交換とか計画したらどうですか。

○下水道建設課長（湯野 孝君） 一応、長寿命化計画——。（「挙手」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） 湯野課長。（「長寿計画せぬばいかんたい」と呼ぶ者あり）

○下水道建設課長（湯野 孝君） この中央ポンプ場については、一応、56年と古くなっておりまして、ほかにも、麦島とか、この前できました野上があるんですけど、そっちは比較的新しいと。この中央ポンプ場が今非常に古いと。32年経過してますので。で、今回、この際、一応長寿命化計画を立てまして、一応その補修計画あたりも今後は策定する必要があるんじゃないかというようなところで今考えております。

○委員（中村和美君） はい、委員長。

○委員長（田方芳信君） 中村委員。

○委員（中村和美君） 多分、もうあと2台も恐らくそういう状況がこの1年の間に出ると思いますので、この1年の間に1台ずつぐらいね、変えるような計画をほしい、立てなった

ほうがいいんじゃないかなというふうに要望します。

以上です。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、これより採決いたします。

議案第20号・平成24年度八代市公共下水道事業特別会計補正予算・第1号に係る専決処分報告及びその承認については、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（田方芳信君） 挙手全員。よって、本案は承認されました。（「どうもありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第21号・市道路線の廃止について

◎議案第22号・市道路線の認定について

○委員長（田方芳信君） それでは、議案第21号・市道路線の廃止について及び議案第22号・市道路線の認定については関連がありますので、本2件を一括議題とし、採決については個々に行いたいと思います。

それでは、議案第21号・市道路線の廃止について及び議案第22号・市道路線の認定について説明を求めます。

○土木管理課長（楠本研二君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 楠本土木管理課長。

○土木管理課長（楠本研二君） はい。こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）土木管理課長の楠本です。よろしくお願いします。座って説明させていただきます。

それでは、議案第21号及び議案第22号に

つきまして、関連ございますので一括して御説明させていただきます。

今回審議をお願いする路線は、廃止路線が3路線及び再認定路線が5路線となっております。

議案書の13ページの議案第21号の廃止を行います路線番号142、新牟田西牟田線及び17ページの議案第22号で市道認定を行います路線142の新牟田西牟田線、路線番号142の1、新牟田西牟田2号線について御説明いたします。

位置図につきましては、それぞれ廃止する路線を14ページ、市道認定を行う路線を18ページに示しておりますが、こちらに大きな図面を用意しておりますのでごらんください。

これで位置の確認がよろしいでしょうか。これが新牟田西牟田線なんですけど、もともとこういう鍵型で市道認定がされておれた市道を、真っすぐとこの2本に分割して再認定するというものでございます。

それでは、廃止、認定の提案理由ですが、新牟田西牟田線は、主要地方道八代鏡宇土線と県道共栄千丁停車場線を結ぶ路線であります。現在熊本県により施工されております新八代市を起点とする県道新八代停車場線が、——この海沿いのほうですかね、停車場線が、主要地方道八代鏡宇土線に接続することに伴い、当該路線である新牟田西牟田線の起点の位置を変更して円滑な交通の流れを確保するものであり、一旦市道を廃止し、新たに2路線を市道として再認定を行うものです。

なお、認定後の路線延長としましては、新牟田西牟田線が1141.1メートル、新牟田西牟田2号線が166.9メートルとなっております。

以上で説明を終わります。

○委員長（田方芳信君） それでは、以上の部分について質疑を行います。ほかにありません

か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、これより採決いたします。

まず、議案第21号・市道路線の廃止についてについては、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（田方芳信君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。（「委員長、これ全部一、今まだ1路線しか」と呼ぶ者あり）ああ、そうか。（「全部してよかつじゃなか」「3路線一遍にやるんじゃないけぬ。（「そんなら説明が先たい」と呼ぶ者あり）じゃあそのままぱっと一気にいって。（「議案どおりにせぬば」と呼ぶ者あり）済みません。

○土木管理課長（楠本研二君） 次に行きます。

次に、廃止路線である路線番号701、下村宇曾越線及び市道認定を行います市道の路線番号701、下村宇曾越1号線、路線番号722、下村宇曾越2号線について説明いたします。

位置図については、それぞれ、廃止する路線を15ページ、19ページに認定路線の位置図を用意しておりますが、こちらにも大きな図面を用意しましたのでごらんください。

これが球磨川ですね。流れは北のほうに流れて、ちょうどこの、ここの集落のところなんですけど、もともとの緑の細い市道宇曾越線があったんですが、これを廃止して1号と2号の2路線に分割して認定するというものでございます。

廃止、認定の提案理由ですが、下村宇曾越線は下鎌瀬集落地内の生活道路であるが、狭隘な旧路線にかわる新たな集落地内道路として下村宇曾越1号線及び2号線が整備されたことに伴い、市道として管理する必要がなくなった旧路線を廃止し、新たに2路線を市道として認定するものです。

なお、認定後の路線延長としましては、下村宇曾越1号線が203.6メートル、下村宇曾越2号線が136.3メートルとなっております。

次に、廃止、認定する路線番号3044、昭和南北30号線について説明します。

位置図につきましては、廃止する路線を16ページ、認定する路線を20ページに示しておりますが、こちらにも一応図面を用意しました。

位置の確認をお願いしたいと思いますが、これが県道地方道八代鏡線、農免道路ですね。ちょっと場所が……。ああ、これか。県道八代、――あ、済みません、これが農免道路ですね。ここ大鞘樋門があって、このところに位置しています。（「行きやわかるばってん」と呼ぶ者あり）はい。ちょっとこれ延長、――説明いたします。

提案理由ですが、昭和南北30号線は、大鞘川左岸から昭和日進町の集落を連絡する生活道路であるが、道路改良により終点の位置が変更になったことから、一旦市道路線を廃止して再認定するものです。

なお、認定後の延長としましては、昭和南北30号線が439.6メートルとなります。

以上で、議案第21号及び議案第22号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

○委員長（田方芳信君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、以上で質

疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、これより採決いたします。

まず、議案第21号・市道路線の廃止については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（田方芳信君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。

次に、議案第22号・市道路線の認定については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（田方芳信君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

小会します。

（午後3時54分 小会）

（午後3時55分 本会）

◎議案第23号・八代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について

○委員長（田方芳信君） 本会に戻します。

次に、条例議案の審査に入ります。

まず、議案第23号・八代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○ごみ対策課長（山口 剛君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 山口ごみ対策課長。

○ごみ対策課長（山口 剛君） はい。こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）ごみ対策課の山口でございます。座って説明させていただきます。

議案書の21ページをお願いいたします。

議案第23号・八代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について御説明いたします。

第2次一括法の成立により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正されたことに伴い、八代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、22ページをお願いいたします。

ここで訂正がありますのでよろしくお願い申し上げます。22ページの10行目でございます。正誤表のほうが配付してあると思います。正誤表の3ページ一番下のほうでありますけれども、22ページの10行目の(1)のほうの2行目でございます。そこで、水道部門というふうになっておりますけれども、正しくは上下水道部門ということで、訂正のほうをよろしくお願いいたします。（「上下水道」「上下水道部門または衛生工学か」「上下水道部門って」「これやろう」と呼ぶ者あり）

これまで環境省令で規定されておりました、市町村が設置します一般廃棄物処理施設におきます技術管理者の資格を、環境省令で定める基準を参酌し、市町村の条例で定めることとなりましたことから、条例で規定をするものです。

現行の23条を24条としまして、22条の次に、技術管理者の資格として1条を加えるものでございます。資格要件としまして、環境省令で定める基準を参酌をしております。

以上が説明でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（田方芳信君） それでは、以上の部分について質疑を行います。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、これより採決いたします。

議案第23号・八代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（田方芳信君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号・八代市が管理する市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について

○委員長（田方芳信君） 次に、議案第24号・八代市が管理する市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定についてを議題とし、説明を求めます。

○土木管理課長（楠本研二君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 楠本土木管理課長。

○土木管理課長（楠本研二君） はい。こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）土木管理課長の楠本です。座って説明させていただきます。

皆さん、説明に入る前に資料の確認をしたいと思います。この法令審議案資料、建設課所分というのがお手持ちにあると思いますが、こちら確認していただきたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、議案書23ページの議案第24号・八代市が管理する市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について説明いたします。

提案理由ですが、地域主権一括法による法律の一部改正により、これまで全国一律に国が政令または省令で定めていたものを自治体の条例に委任されることになったことから、今回本条例を制定するものです。

本条例は、道路法が改正され、市道に設ける道路標識のうちの案内標識、警戒標識及びこれらに附置される補助標識の寸法等について、これを設置する道路管理者が条例を定めるものでございます。

資料の３ページをお願いしたいと思います。
が。看板の一覧表があると思いますけども。

条例で定める内容ですが、資料中ではその右肩のほうに楕円とか丸印を、——こことこことこれですね、つけております案内看板と警戒標識及び補助標識の寸法及び文字の大きさについてですが、道路の連続性、一体性、道路利用者の視認性、判断性と、交通の安全、円滑の観点から、国の定める道路標識、区画線及び道路標示に関する命令に規定する寸法等を基本としております。

なお、公安委員会等が設置する規制標識及び指示標識並びに高速道路や国道・県道などに設置する道路標識については、市の条例では、必要でないものは省いております。

施行日は、平成２５年４月１日からとしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（田方芳信君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（田方芳信君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。この条例が可決されれば、この次に整備をする、設置をする標識からこの新基準でいきます、もしくは、取りかえあたりが出たときに新基準でいきますということで確認をさせていただければいいですかね。（土木管理課長楠本研二君「はい、そうです」と呼ぶ）

○委員長（田方芳信君） 楠本課長。

○土木管理課長（楠本研二君） はい、そうです。

○委員長（田方芳信君） いいですか。

○委員（大倉裕一君） いいです。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、これより採決いたします。

議案第２４号・八代市が管理する市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（田方芳信君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第２５号・八代市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準を定める条例の制定について

○委員長（田方芳信君） 次に、議案第２５号・八代市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準を定める条例の制定についてを議題とし、説明を求めます。

○土木管理課長（楠本研二君） はい。

○委員長（田方芳信君） 楠本土木管理課長。

○土木管理課長（楠本研二君） はい。次に、議案書３１ページ、議案第２５号・八代市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準を定める条例の制定について説明いたします。

これも一括法関連でございます。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法の改正に伴い、第１０条第１項で、道路管理者は特定道路新設または改築を行うときは、当該特定道路を移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する条例で定める基準、道路移動等円滑化基準といいますが、これに適合させなければならない、条例は主務省令で定める基準を参酌して定めるものとする規定されております。

ここで言う特定道路とは、道路法による道路のうち、多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるものであって、国土交通大臣がその路線及び区間を指定した道路を言います。

なお、本市において管理する市道で特定道路にしている路線及び区間はありますが、バリアフリー法の第10条第4項に、道路管理者はその管理する道路——新設特定道路を除く——を道路移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるように努めなければならないとの努力規定が規定されていることから、条例化するものでございます。

今回の条例制定においては、国の基準を参酌した結果、国と同じ基準を定めることによって、今後も継続して道路の安全性、円滑性を確保することが可能と考え、国の基準と同じ基準としております。

資料の4ページをごらんください。こっこの資料の4ページです。これに、参照する省令の体系と今回制定する条例という形で比較をしております。省令では、第5章、右のほうなんですけども、路面電車停留所等に関する基準等が定められていますが、八代市においては路面電車が存在しないことから、今回の条例では規定をしておりません。また、制定する条例で第7章で雑則を設けています。

施行日は、平成25年4月1日からとしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（田方芳信君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 今までの道路の改良等、新設含めて、八代の場合は何かやっぱり変わるんですか。変わらない。

○委員長（田方芳信君） 橋本課長。

○土木管理課長（楠本研二君） はい。道路新

設改良する——特定道路ちゅうのが八代市は指定区間がありませんので、本来はその適用がないんですけども、先ほど言いましたようにそれに適合するように努めなければならないということで、歩道つきの道路、歩道を改良する場合にはこの基準を参照してつくるという形になります。

○委員長（田方芳信君） 橋本委員。

○委員（橋本幸一君） じゃあ、歩道部分だけが今後従来と変わると、そう理解していいわけですね。

○土木管理課長（楠本研二君） そうですね、円滑化に遵守した構造の基準となるということです。

○委員（橋本幸一君） わかりました。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、これより採決いたします。

議案第25号・八代市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準を定める条例の制定については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（田方芳信君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第45号・八代市道路占用料に関する条例の一部改正について

○委員長（田方芳信君） 次に、議案第45号・八代市道路占用料に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○土木管理課長（楠本研二君） はい、委員長。

○委員長（田方芳信君） 楠本土木管理課長。

○土木管理課長（楠本研二君） はい。では、続きまして議案書139ページ、議案第45号・八代市道路占用料に関する条例の一部改正について説明いたします。

道路法施行令の一部改正に伴い、同施行令の規定を引用している八代市道路占用料等に関する条例の一部を改正するものでございます。

資料の17ページをごらんいただきたいと思います。

資料の上段が八代市道路占用料に関する条例の新旧対照表、下段が道路法施行令の新旧対照表となっております。

今回改正する箇所は、資料の下段の道路法施行令の新旧対照表の第7条に規定されている道路の構造または交通に支障を及ぼすおそれのある工作物の1号の後に、2号で改正後の太陽光発電設備及び風力発電設備、3号で津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設が追加されたことに伴い、その他の号が2号ずつ繰り下がったものです。

なお、今回は、施行令のみの規定の変更であり、占用料については変更はありません。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（田方芳信君） それでは、以上の部分の質疑を行います。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、これより採決いたします。

議案第45号・八代市道路占用料に関する条

例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（田方芳信君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第26号・八代市市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について

○委員長（田方芳信君） 次に、議案第26号・八代市市道の構造の技術的基準を定める条例の制定についてを議題とし、説明を求めます。

○建設部理事兼土木建設課長（市村誠治君）

はい。

○委員長（田方芳信君） 市村建設部理事兼土木建設課長。

○建設部理事兼土木建設課長（市村誠治君）

土木建設課の市村でございます。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

この案件につきましては、議案のP43ページをごらんください。

この案件につきましては、一括法の施行に伴い、政令・省令を参酌して八代市が管理する市道の構造の技術的基準について新たに条例で定める必要があることから、制定するものでございます。

資料といたしまして、法令議案資料の第5ページをごらんください。この黄色くなってるやつですね。

この条例の内容でございますが、道路法第30条第2項及び第3項に基づき、政令、道路構造令の条例委任対象外の項目、設計車両、建築限界——トンネル等の高さでございます。そして橋梁等の荷重条件を除く項目について、市道を新築し、または改築する場合における道路の構造の技術的基準を定めております。

この中で、先ほど言いました条例で定められない項目について説明します。政令・省令で条

例委任対象外とされている項目、先ほど言いましたが、設計車両、建築限界、橋梁等の荷重条件、それと、国道・県道に関する項目、そして、積雪地域に関する項目、そして、軌道——ＪＲとか路面電車に関する項目について、定めておりません。

この裏面ですね、６ページのほうをごらんください。これで説明いたします。

道路法３０条、これにつきましては、従来はこの法律に基づいて道路の構造を決めておりました。で、一括法によりまして、この黄色い部分ですね、今後道路法の改正がございまして、高速自動車国道、一般国道の道路の構造の技術的基準を決める項目、それと、今回関連がございまして都道府県道、市町村道につきましては、道路構造令を参酌して条例による基準を定めるということになりまして、右側の地方公共団体がすべきことということで、今後、この赤囲いしてありますが、先ほど申しました道路構造令を条例で定めるということで、今回制定したものでございます。

もう１回５ページに返っていただきまして、この中で市独自の基準といたしましては、第１１条の第３項にございますが、歩道の幅員に関して道路構造令における基準、２メートル以上を原則としておりますが、市の条例では、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合については縮小できる規定を設けております。

また、施行日につきましては、２５年の４月１日からといたしております。

以上、説明終わります。

○委員長（田方芳信君） それでは、以上の部分について質疑を行います。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかに。

○委員（大倉裕一君） ちょっといいですか。

○委員長（田方芳信君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） 済みません。業務とし

て、八代市としてふえるということになるんですかね。

○建設部理事兼土木建設課長（市村誠治君）

はい。

○委員長（田方芳信君） 市村課長。

○建設部理事兼土木建設課長（市村誠治君）

業務としましては従来どおり道路構造令というのがもともとありまして、それに今従っておりますから、今回のこの制定によりまして特別業務がふえたということはありません。

以上です。

○委員長（田方芳信君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） じゃあ、はい。

○委員長（田方芳信君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） もう今までの処理の中で行われていたものということで判断をされているということですか。

○建設部理事兼土木建設課長（市村誠治君）

はい。

○委員長（田方芳信君） 市村課長。

○建設部理事兼土木建設課長（市村誠治君）

はい。そのとおりでございます。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、これより採決いたします。

議案第２６号・八代市市道の構造の技術的基準を定める条例の制定については、原案のとおりに決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（田方芳信君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

◎議案第27号・八代市準用河川管理施設等の
構造の技術的基準を定める条例の制定について

○委員長（田方芳信君） 次に、議案第27号
・八代市準用河川管理施設等の構造の技術的基
準を定める条例の制定についてを議題とし、説
明を求めます。

○建設部理事兼土木建設課長（市村誠治君）
はい、委員長。

○委員長（田方芳信君） 市村建設部理事兼土
木建設課長。

○建設部理事兼土木建設課長（市村誠治君）
はい。それでは、議案P65ページをごらんく
ださい。

この案件につきましては、これも一括法の施
行に伴うものでございます。政令・省令を参酌
して、八代市が管理する準用河川管理施設等の
構造の技術的基準について新たに条例で定めあ
る必要があります、今回制定するものでございま
す。

内容でございますが、資料の7ページをごら
んください。

この条例につきましては、河川法第13条第
2項及び第100条第1項に基づく政令、河川
管理施設等構造令の項目について、準用河川に
設置される主要な河川管理施設等の構造の技術
的基準を定めております。

これについても、この裏面の8ページをごら
んください。

河川法第13条というのがございまして、従
来は河川管理施設等の構造の基準というものに
従っておりました。これが、一括法の改正で、
準用河川につきましては河川管理施設等構造令
を参酌して条例により基準を定めるというこ
とで、右側の市町村が行うことについて、条例
により定めた基準に基づき施設整備を実施する
ということになります。

もとに戻っていただきます。7ページです

ね。

基準を定める項目につきましては、河川法に
基づくもの、それと政令に基づくものを全て参
酌しております。この中で、条例を定めない項
目、要らないよということで、ダムと高規格堤
防は定めておりません。ということで、市の独
自基準も特に定めておりません。

施行日については、25年4月1日から施行
いたします。

以上、説明を終わり、御審議のほうをよろし
くお願いいたします。

○委員長（田方芳信君） それでは、以上の部
分について質疑を行います。（「なし」と呼ぶ
者あり）ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、以上で質
疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、これより
採決いたします。

議案第27号・八代市準用河川管理施設等の
構造の技術的基準を定める条例の制定について
は、原案のとおりに決するに賛成の方の挙手を
求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（田方芳信君） 挙手全員と認め、本
案は原案のとおり可決されました。（「はい、
ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第28号・八代市営住宅等整備基準に関
する条例の制定について

○委員長（田方芳信君） 次に、議案第28号
・八代市営住宅等整備基準に関する条例の制定
についてを議題とし、説明を求めます。

蔵元建築住宅課長。

○建築住宅課長（蔵元哲志君） はい。建築住
宅課の蔵元でございます。座って説明をさせて

いただきます。

議案書 85 ページをお開きください。

議案第 28 号・八代市営住宅等整備基準に関する条例の制定について。

提案理由。公営住宅法の改正に伴い、市営住宅及び共同施設の整備基準を定めるに当たり条例を制定する必要がある、このことから審議をお願いするものでございます。

今まで、市営住宅の整備等は国の政令や省令に基づいて行ってきましたが、今回の地域主権一括法に基づく公営住宅法の改正により、本市の条例に根拠を置き実施しようとするものでございます。

条文記載の順に、基準として定める項目を説明いたします。

第 1 条は、条例の趣旨。第 2 条は、条例の中で使われる用語の定義。第 3 条は、健全な地域社会の形成として周辺地域への考慮。第 4 条は、良好な住環境形成の確保。第 5 条は、建設費、維持費のコスト縮減。第 6 条及び第 7 条は、住宅を設ける場合の位置の選定、敷地の安全性確保。第 8 条は、住宅の日照、通風、採光等の衛生環境やプライバシーの確保、災害防止、騒音防止。第 9 条第 1 項は、防火避難、防犯関係。第 2 項は、省エネ性能等。第 3 項は、壁、床などの遮音性能。第 4 項は、地震等に対する構造耐力。第 5 項は、給排水ガス設備等。第 10 条 1 項は、住宅として最低面積、25 平米以上であること。第 2 項は、必要な部屋及び設備。第 3 項は、シックハウス対策。第 11 条及び第 12 条は、住宅内外の高齢者対応等バリアフリー化について。第 13 条以降 17 条までは、屋外附帯設備である自転車置き場、物置、ごみ置き場、児童遊園、集会所、広場、緑地、通路等について考慮すべきことや整備すべきことについての規定でございます。

なお、本条例は、これまでの法、政令また省令で定められた基準をそのまま条例に移行した

もので、市独自の基準は設けておりません。

続きまして 89 ページ、議案――。

○委員長（田方芳信君） 終わったの。（「終わった、終わった」と呼ぶ者あり）

それでは、以上の部分について質疑を行います。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、これより採決いたします。

議案第 28 号・八代市営住宅等整備基準に関する条例の制定については、原案のとおりに決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（田方芳信君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第 29 号・八代市営住宅設置管理条例等の一部改正について

○委員長（田方芳信君） 次に、議案第 29 号・八代市営住宅設置管理条例等の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

蔵元建築住宅課長。

○建築住宅課長（蔵元哲志君） はい。

次に 89 ページをお願いします。

議案第 29 号・八代市営住宅設置管理条例等の一部改正について。

提案理由。公営住宅法の改正に伴い、市営住宅の入居者の収入基準を定めるに当たり条例の改正が必要であり、このことから審議をお願いするものでございます。

市営住宅の入居資格等については、これまで国が定めた基準に従って入居等させてまいりま

したが、地域主権一括法により公営住宅法が改正され、収入基準について本市の条例に根拠を置くことになったものでございます。

お配りしました資料9ページの、新旧対照表で御説明いたします。

対照表の左側の改正案にございます第6条第1項、括弧書きで第2号、片仮名書きでアの部分において、（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する特に居住の安定を図る必要がある場合の所得制限額を、21万4000円とするものでございます。その下にございます（ア）は、入居者また同居者に障害がある場合でございます。次、（イ）は、入居者が60歳以上であり、かつ同居者のいずれかに60歳以上また18歳未満の者がいる場合であります。最後の（ウ）は、小学校就学前の子供などが同居する場合でございます。以上が、特に居住の安定を図る必要がある場合として所得制限を21万4000円とする条件でございます。

次、片仮名で記載のイの部分についてでございます。激甚災害等に関係する被災者の入居資格として、収入制限を、当該災害発生日から3年以内に限り21万4000円にするものでございます。

次、ウでございますが、今まで申し上げましたアからイに該当しない場合、すなわち、本来の収入制限額である15万8000円とするものでございます。

次のページ、10ページをお願いします。

片仮名でイでございます。精神障害から始まるアンダーラインの部分の変更は、関係条文の整合性の関係で表現を改めるものでございまして、市独自の基準として変更するものではありません。

次、第4項、アンダーラインの部分、現行条例で前項第1号を第1項第1号に改めるものでございますが、これは昨年3月の改正時の訂正漏れでございまして、今回改めさせていただく

ものでございます。

次、改正条例第2条第2項。経過措置の第2項でございます。これは条文ではわかりづらいので、表で説明させていただきます。公営住宅法の一部改正が平成18年4月に実施され、高齢者の年齢を50歳から一気に60歳に引き上げております。こうすると、60歳に満たない者ですね、59歳から以下の者について、収入が増加しないのに家賃だけが上がることや、また、市営住宅の応募ができなくなるなど、住宅困窮者の救済に支障が出る可能性があり、このように段階的に1年ごとに1歳ずつ上げて高齢者扱いを引き上げていくという措置を国は設けております。これに倣いまして、本市も条例に移行するものでございます。

以上、簡単ではございますけど説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（田方芳信君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにありませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、これより採決いたします。

議案第29号・八代市営住宅設置管理条例等の一部改正については、原案のとおりに決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（田方芳信君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第30号・八代市都市公園条例の一部改

正について

○委員長（田方芳信君） 次に、議案第30号・八代市都市公園条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○建設部理事兼街路公園課長（下川哲夫君）
委員長。

○委員長（田方芳信君） 下川建設部理事兼街路公園課長。

○建設部理事兼街路公園課長（下川哲夫君）
街路公園課下川でございます。座って説明をさせていただきます。

議案書93ページをお願いいたします。

議案第30号・八代市都市公園条例の一部改正についてでございます。

提案理由につきましては、都市公園法の改定に伴い、都市公園の配置及び規模に関する技術的基準並びに都市公園建築面積の都市公園敷地面積に対する割合を定めるに当たり、条例の改定が必要であることから審議をお願いするものでございます。

いわゆるこの条例改定につきましても、先ほどから何度も説明がっております一括法に基づき改定を行うものでございます。

都市公園法の改定に伴い、これまで政令や省令に基づいて行ってきました都市公園の配置、規模に関する技術的基準並びに公園施設の建築面積の敷地面積に対する割合を、条例に根拠を置き今後実施しようとするものでございます。

説明資料として配付してあります法令議案の資料11ページをお願いいたします。

八代市都市公園条例の新旧対照表を参照いただき、これをもとに御説明いたします。

第1章の総則の次に、1章の2として都市公園の設置を加えております。その内容について御説明します。

第1条の2、都市公園の配置基準は、本条例の1条の3から1条の4に定めるということになっておりますので、1条の3から御説明申し

上げます。住民1人当たりの都市公園の敷地面積の基準を定める。市民1人当たり10平米とこのを基本としております。第1条の4では、本市が設置する都市公園の配置及び規模の基準を定めるものでございます。第1条の5では、都市公園施設の建築面積の基準を定めるものでございます。おおむね、都市公園の敷地面積に対して建物が建てられる割合が100分の2、いわゆる敷地面積の2%とこのを基準にいたしております。第1条の6では、今言いました100分の2について特例を定めております。ちなみに特例といたしましては、運動施設、教養施設、文化財保護法に基づく施設等につきまして特例を定めたものでございます。

なお、本条例の改定で、これまで法・政令または省令で定められた基準を改めたものはなく、そのまま本条例に移行したものでございます。

この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○委員長（田方芳信君） それでは、以上の部分について質疑を行います。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、これより採決いたします。

議案第30号・八代市都市公園条例の一部改正については、原案のとおりに決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（田方芳信君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第31号・八代市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について

○委員長（田方芳信君） 次に、議案第31号・八代市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし、説明を求めます。

○建設部理事兼街路公園課長（下川哲夫君）委員長。

○委員長（田方芳信君） 下川建設部理事兼街路公園課長。

○建設部理事兼街路公園課長（下川哲夫君） 続きましても、座らせて説明させていただきます。

○委員長（田方芳信君） はい。

○建設部理事兼街路公園課長（下川哲夫君） 議案第31号・八代市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について御説明いたします。

97ページでございます。

八代市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例は、次のように制定するものでございます。これもまた、一括法関連でございます。

提案理由につきましては、下段に示したとおりでございます。

この条例は新たに制定するものでございまして、新旧対照表がございませんので、議案の98ページ以降について御説明いたします。

移動円滑化法、いわゆるバリアフリー法でございますが、この法律は、高齢者、障害者の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉を増進することを目的としております。その中で、移動円滑化を目的に、公園内の施設では、次の施設を特定公園施設として構造基準を定めたものでございます。

なお、都市公園の中での公園施設というのは111施設ございまして、本条例の中では、13の施設を特定公園施設として技術的基準を定めたものでございます。第4条で園路、広場、次の100ページの第5条で屋根つき広場、以下、休憩所、管理事務所、駐車場、便所、水飲み場等の13施設を特定公園施設として、その基準を定めたものでございます。

なお、移動円滑化法は平成18年に施行されておりまして、これを受け国交省では、平成20年に都市公園移動円滑化基準としてその詳細なガイドラインが示されておりまして、本条例はそれと合わせておりますので、市独自の基準は設けておりません。

この条例も、同じく平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○委員長（田方芳信君） それでは、以上の部分について質疑を行います。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、これより採決いたします。

議案第31号・八代市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおりに決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（田方芳信君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第32号・八代市下水道条例の一部改正について

○委員長（田方芳信君） 次に、議案第32号・八代市下水道条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○下水道建設課長（湯野 孝君） はい、委員長。

○委員長（田方芳信君） 湯野下水道建設課長。

○下水道建設課長（湯野 孝君） はい。こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）下水道建設課長の湯野でございます。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

それでは、議案書105ページの議案第32号・八代市下水道条例の一部改正について御説明いたします。

今回の八代市下水道条例の一部改正は、一括法の関係の案件でございます。一括法によりまして下水道法が改正されたことに伴い、これまで政令に基づいて行ってきた公共下水道、流域下水道及び都市下水路の構造の技術上の基準並びに終末処理場及び都市下水路の維持管理に関する基準につきまして、政令を参酌し地方公共団体の条例で制定する旨の改正がなされております。このために、八代市下水道条例の一部を改正するものでございます。

事前にお配りしております建設部所管の法令議案資料、これの13ページをお願いいたします。

最初に、新旧対照表の13ページの左側の、改正案の第2条の6号から7号は、排水施設及び処理施設の定義を追加するものでございます。次に、左側の改正案の第5章、公共下水道及び都市下水路の施設に関する構造及び維持管理の基準等でございますが、政令の下水道法施行令を参酌いたしまして、第18条では、排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準の規定を追加するものでございます。次のページ、新旧対照表の14ページの19条では、

排水施設の構造の基準の規定を追加するものでございます。また、20条では処理施設の構造の基準を、第21条ではその適用除外などの規定を追加するものでございます。右のページの新旧対照表の15ページの第22条では、終末処理場の維持管理に関する基準の規定を追加するものでございます。23条においては都市下水路の構造の基準を、第24条では都市下水路の維持管理の基準などの規定を追加するものでございます。また、このほかに、これらの規定を追加した関係から条項の整理を行っております。

議案書に戻っていただきまして、108ページをお願いいたします。

最後の10行ですが、なお、附則の第1項といたしまして、この条例は本年の平成25年4月1日からの施行としております。また、附則の第2項につきましては、この条例の施行日に既に存する施設と施行日後の改築工事に着手するものに係る適用範囲を規定したものでございます。

以上、議案第32号・八代市下水道条例の一部改正につきましての説明といたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（田方芳信君） それでは、以上の部分について質疑を行います。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、これより採決いたします。

議案第32号・八代市下水道条例の一部改正については、原案のとおりに決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（田方芳信君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「どうもありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） 大倉委員、この後何か質問のあったじゃなかったつ。

○委員（大倉裕一君） よかですか。発言していいですか。

○委員長（田方芳信君） うん、よかですよかです。

大倉委員。

○委員（大倉裕一君） 委員長にお願いがあります。というのは、専決処分、報告第2号というのが出てるんですけど、これで案件が3件出ます。内容は、変更契約の報告ということで、工事契約の金額が変更になっているものが3件です。1件は南川大橋下部工事受託工事、あと2件は耐震化工事に伴うものになります。

先ほど、南川大橋のものについては、矢板関係を抜くときにコンクリにひびが入ってということで変更の理由を聞くことができましたのでいいんですけども、耐震化の2件、こちらのほうが、設計図書の変更ということを変更の理由に書いてあるんですけど、具体的にどういうものなのかというのがわかりませんので、よければこの委員会の中で説明だけ受けさせていただければと思うんですけども、いかがでしょうか。

○委員長（田方芳信君） じゃあ、休憩しようか。

小会します。

（午後4時43分 小会）

（午後4時45分 本会）

○委員長（田方芳信君） 本会に戻します。

○教育施設課長（増住眞也君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 増住課長だったか

な。

○教育施設課長（増住眞也君） 教育施設課の増住でございます。それでは、座りまして内容を説明させていただきます。（「耐震か」「まず耐震の」と呼ぶ者あり）

済みません、今回の泉中学校と、それから七中の体育館の設計変更の内容でございますが、共通する内容が一つございますので、まずはそれからちょっとお知らせをして。

ちょっと絵が小さくて申しわけありませんが、これは、体育館の2階にですね、この2校は武道場をつくっております。で、その武道場には天井を今回張っております、それが、設計上はですね、耐震の天井というのがございまして、ございましてちゅうか、御存じのように昨年、東日本震災のときに天井が落ちてけがをした者がたくさんあったということで、耐震用の、非構造部材の耐震化ということで話題になっております。で、その中で、耐震天井の基準っていうのはまだ定まってははいないんですが、設計上は従来の施工法で設計をしておりましたけども、昨年の7月に国土交通省が一応具体案というのをお示しをされました。それを受けて、天井をですね、耐震化に施したと、変更したというところでございます。

で、もともとつり天井でございますので、こうつってあるだけなんですけども、今回はこういう補強のですね、斜めの部材をXとY軸の方向にずっとつけていると。これ、ちょっとしか書いてありませんけど、それがかなり多くですね、つけて、それから、とめ金のところのですね、構造なんかも定まっております。で、あと、これが動かないようにとですね、あと、動いた場合にですね、壁との間をどれくらいあけるかとかですね、そこはまだ基準は正確に定まってははいないんですが、それに準じた形で一応施工をさせていただきます。これが両方の武道場をやったっていうのがまず1点。

それから、泉中でございますけども、泉中において、基礎工事におきまして、あそこは土台が岩盤できておりまして、実施設計では数カ所しかボーリングをしないものですから、正確に、——この場所ですね、岩盤の位置がはっきりわからないという部分がありました。そこで、設計というか、その実際の施工の中で掘削が必要になった部分を変更させていただいたというところでございます。

それからもう1点、トイレ棟のですね、屋根、ここにトイレ棟がございますけど、で、ここは渡り廊下があります。この屋根のところと、それから、渡り廊下に壁がないものですから、渡り廊下からトイレ棟に入るときにですね、雨が降ってる場合は濡れるんですよ。そういうことがございましたので、その間に雨が入ってこないように、ちょっとパネルをつけさせていただいた。

で、もう1点が、それから、2階になりますが、これもちょっと雨の部分なんですけども、ここが今トイレ棟ですね。これ、技術科室になります。こっちが体育館になるんですが、ここは渡り廊下がありまして、で、この部分にですね、排水用の溝を切りました。というのが、勾配がないものですからここに水たまりができる可能性が高かったものですから、そこに勾配を、——先ほど言いましたようにここから壁がありませんので、水がこっちから入ってきてですね、ここに水たまりができる可能性があるということで、そこに溝を切ったところがございます。

それから、七中でございますが、七中につきまして、これが新しい体育館でございます。それから、ここは運動場で、そして旧の体育館がこちら辺にあるんですけど、当初の予定ではですね、ここをあけて、こちらから工事の車両を入れておりました。で、ところが、見てもうおわかりのとおり、ここに技術科室等があったり

とかですね、するものですから、非常に工事がしにくいというのがございまして、で、ここが正門なんですけど、生徒さんの入り口とは別に、——あ、ここですね、別に、ここに門を設けまして、ここからこういう工事車両を入れたと。で、ここに今渡り廊下がありまして、そのですね、上を仮設でせぬといけないっていうのがありました。あと、入れたところで生徒さんと交錯する可能性がありますので、工事用のバミみたいなのをですね、ずっとつけて、車両が入ってくるときは気をつけていただくようにしたというようにございまして、そういうふうにちょっと変更をしたと。

で、それから、構造計算の中で、コンクリートの中にですね、専門家による第三者機関で構造計算適合性判定機関というのがございまして、これは、耐震化のときに構造評価委員会というのがありましたけど、あれと似たような第三者機関なんですけど、ここから鉄筋コンクリート内の鉄筋の量を少しふやしなさいという指導がありまして、それに応じて鉄筋の量をふやしたところがございます。

それから、体育館の周辺の排水設備を少しさわっております。当初、この部分が排水が計画をしようとしたんですが、容量的にこっちからですね、こやん、勾配になつとるものですから、全部ここにたまってくるといのがありまして、ここの排水をちょっと大き目にした。で、こっちの排水もこっちのほうに流れる形になっておりますんで、そこを変えたと。

で、あと、この場合だとますがですね、ここにずっと幾つかあるんですけど、設計のまちは非常に大きかったんですけど、そこまでは必要ないということで、それは小さなますに変えて、そっちのほうは減額をしたというところですよ。

あともう一つ、1点が、アリーナのバレーコート、9人制に対応できるようにですね、支柱

の基礎を追加をしております。バレーコート2面あるんですが、その中で、この面が6人制の場合と9人制の場合と支柱がございまして、で、学校では大体6人制で整備されてます。ただ一部、社会体育で使われるのが9人制でされる場合がありますもんですから、それがほとんど学校の市内ではほとんどそういう整備がされていないということがございまして、一応6人制にも9人制にも対応できるよう支柱の基礎を追加したというところでございます。

内容的には以上でございます。

○委員長（田方芳信君） 本件について何か質疑、御意見等はありませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） それでは、ないようですんで、しばらく休憩いたします。

（午後4時52分 休憩）

（午後5時05分 開議）

◎平成24年陳情第6号・八代市発注の競争入札参加資格者選任について

○委員長（田方芳信君） それでは、休憩前に引き続き、建設環境委員会を再開します。

次に、請願・陳情の審査に入ります。

当委員会に付託となっておりますのは、継続審査の陳情1件です。

それでは、平成24年陳情第6号・八代市発注の競争入札参加資格者選任についてを議題とします。

要旨は文書表のとおりです。

陳情について、質疑、御意見等はありませんか。

○委員（中村和美君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） はい、中村委員。

○委員（中村和美君） 読ませていただいて、気持ちはわかりますが、この中の選任しないよう配慮願いたい項目の中の3番にですたい、八

代市に営業所を設置し20年未満の電気設備工事会社及び事業所なんて、これはやっぱり一つの差別じゃないかなと思いますので、これはちょっと継続ですね、もうちょっと状態も見たいなという気がありますので、私は継続でお願いしたいと思います。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

○委員（松浦輝幸君） はい。

○委員長（田方芳信君） 松浦委員。

○委員（松浦輝幸君） 私も関連で、今言われたように、これ見てみたらどうも公平性に欠く感じを受けます。だから、今回は継続でいいんじゃないかなと思っております。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。なければ、――。（「これはもう審議未了で打ち切ってもよかつぱってん」と呼ぶ者あり）

○委員（田中 安君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 田中委員。

○委員（田中 安君） 私は、この前も言ったと思うんですが、もう継続はせずに審議未了にして、そして、また新しい年度にもうちょっと公平性のある請願を出していただきたいなと思います。

○委員長（田方芳信君） なるほど。（「それもよか」と呼ぶ者あり）

ほかに。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（田方芳信君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。私も、田中委員と同じ意見ですが、前回も同じ意見を言っていたと思うんですけど、やはりこの中身を見てみると、余りにもこう、何て言うんですかね、差別する、排除するようなですね、ところがあって、公平性に欠ける部分があるんじゃないかという点から、審議未了でいいんじゃないかというふうに判断をしております。（「な

ら、それでいこう」と呼ぶ者あり)

○委員長(田方芳信君) ほか、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(田方芳信君) じゃあ、済みません、小会します。

(午後5時08分 小会)

(午後5時10分 本会)

○委員長(田方芳信君) 本会に戻します。

ほかに何か意見ありませんか。

○委員(中村和美君) 委員長、いいですか。

○委員長(田方芳信君) はい、中村委員。

○委員(中村和美君) はい、済みません。

先ほど継続ということでしたけど、ほかの委員さん方のお話も聞いとると、やっぱりすっきりとして、今回は継続という発言は訂正させていただいて、皆さんと一緒に審議未了で行きたいと思います。

○委員長(田方芳信君) ほかにありませんか。

○委員(松浦輝幸君) はい。

○委員長(田方芳信君) はい、松浦委員。

○委員(松浦輝幸君) はい。私も、中村委員と一緒に継続と言ったんですけども、審議未了で行きたいと思っています。撤回します。

○委員長(田方芳信君) それでは、今の継続審査の申し出をしないということでよろしいですね。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(田方芳信君) 平成24年陳情第6号・八代市発注の競争入札参加資格者選任については、閉会中継続審査の申し出をしないことと、並びに結論を得るに至らなかったこと、すなわち審議未了とするに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(田方芳信君) 挙手全員と認め、本

件は審議未了とすることに決しました。

小会します。

(午後5時12分 小会)

(午後5時13分 本会)

○委員長(田方芳信君) 本会に戻します。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

○委員長(田方芳信君) お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(田方芳信君) 異議なしと認め、そのように決しました。

◎所管事務調査

- ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
- ・生活環境に関する諸問題の調査

○委員長(田方芳信君) 次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、都市計画・建設工事に関する諸問題の調査、生活環境に関する諸問題の調査の2件です。

-
- ・生活環境に関する諸問題の調査(微小粒子状物質PM2.5への対応について)

○委員長(田方芳信君) このうち、生活環境に関する諸問題の調査に関連して、2件執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

それでは、まず微小粒子状物質PM2.5への対応について、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

○環境部長(福田 晃君) 委員長。

○委員長(田方芳信君) 福田部長。

○環境部長(福田 晃君) お疲れのところ申

しわけございません。本当に長時間にわたってありがとうございます。

ただいま委員長のほうからございましたように、微小粒子状物質PM2.5について、いろいろ私どものほうに問い合わせとかあっておりますので、環境課長の今井が御報告申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○環境部理事兼環境課長（今井 晃君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 今井環境部理事兼環境課長。

○環境部理事兼環境課長（今井 晃君） 環境課の今井です。座りまして御説明をさせていただきます。

まず、資料があるかと思えますけども、6枚つづりのやつが1つと2枚つづりのやつ、2部あるかと思えます。よろしいでしょうか。

それでは、環境課から超小粒子状物質PM2.5の対応について御説明いたします。

PM2.5につきましては、2名の議員さんから一般質問もありましたけれども、ことしに入りまして中国からの飛来が全国的に社会問題となっておりまして、このような中、先週3月5日火曜日には、全国で初めて熊本県がPM2.5について注意喚起を行ったところでございます。

注意喚起につきましては、資料の2枚つづりの1ページ目、参考資料というのがあるかと思えます。この中に、超小粒子状物質に係る対応方針という熊本県の対応方針をつけておりますけども、本市には、注意喚起が出された前日の3月4日月曜日に示されたものでございます。

まず、この注意喚起の位置づけでございますが、国の専門家会合で暫定指針として取りまとめました結果によりますと、現段階ではPM2.5と健康影響との間には一貫した関係は見出されてはいないとありますが、広範囲の地域にわたって健康影響の可能性が懸念される場合

には、参考情報として広く社会一般に注意を促すために行うものとされており、1日の平均が1立方メートル当たり70マイクログラムを超える可能性があるとは判断される場合には、基本的に都道府県が注意喚起を行うことになっております。

この暫定指針値である1日平均70マイクログラムを超える可能性がある場合は注意喚起が行われますが、この場合の判断基準は、6枚つづりの資料の1ページの1にあります。午前5時から午前7時までのデータを見て、県内18カ所のうちどこか1カ所でも、その1時間ごとの数値が85マイクログラムを超える場合とされておりまして、実際に85マイクログラムを超えている場合には、熊本県が午前8時までに市町村やマスコミに情報を伝達しますとともに、参考資料2ページに添付しておりますメールのやつがあるかと思えますけども、県から直接一般向けの大気環境情報メールを配信することによりまして情報提供がなされております。

八代市では、熊本県が設置しています八代市役所測定局、八代八千把測定局、八代自動車排ガス測定局の3局で測定をしております。その位置図につきましては、資料の3ページ、4ページに添付をしております。

まず、八代市役所測定局、この写真がついてるかと思えますけども、3ページです。市役所別館水道局前、ちょうどナザレ園の向かい側になるかと思えますけども、ここに測定器が設置してあります。それと、八代八千把測定局につきましては、JA八千把支所の敷地内に設置してあります。八代自動車排ガス測定局につきましては、市内から臨港線を八代インターのほうに向かいまして、国道3号線との交差点の右側のところ、ちょうどいかりのモニュメントがありますけども、そのところに設置をしております。その3カ所が、八代のほうで今測定をしているところです。

今回注意喚起が出されました3月5日のデータ、ここで5ページを見ていただきたいと思います。このデータにつきましては、1時間ごとに速報値として取りまとめられ、県のホームページで公表されております。青で囲った部分が八代市内の測定局のデータになります。赤で囲った部分は、ただいま申し上げました注意喚起を行うかどうかの判断の目安となる5時から7時までのデータ部分でございます。

3月5日は、赤で塗りつぶしております部分、一番上にあります荒尾市役所測定局において、午前、——見て、一応、わかりますですね、はい。荒尾市、——実際7時まで本当は塗りつぶさなければなりませんでしたが、一応6時の段階でこちらのほうに来ましたので、5時が91、午前6時が90マイクログラムであったため、7時にもう県のほうから注意喚起がもう来ましたので、対応をとっております。

ちなみに、同時刻の八代市役所測定局のデータは、それぞれ51、67となっており、注意喚起のレベルには達していませんでしたが、県内18カ所の測定局のうち1カ所でも85マイクログラムを超えている場合は全ての県民を対象に注意喚起を行うという県の対応方針に基づき、県内全域で注意喚起がなされたところでございます。

その注意喚起の内容につきましては、資料1ページに記載しておりますとおり、不要不急の外出を控える、屋外での激しい運動をできるだけ減らすなどといったものでございます。

本市では、資料1ページ3にありますように、6時に環境課職員が自宅でPM2.5の状況を把握し、6時50分に登庁し、7時2分には県からの注意喚起の情報を受信後、7時13分に市の緊急情報配信メールで配信をしております。

また、資料6ページを見ていただきますと、光化学スモッグ注意報が発令された場合を想定

した庁内連絡体制を平成19年度からつくっておりますが、これをもとに情報伝達を行ったところでございます。

資料2ページでございますけれども、これまでに環境課に寄せられました、市民からのPM2.5の問い合わせ状況でございます。3月8日までに合計51件でございます。その内容は、本市の状況についてのお尋ねや注意喚起時の対応などについてのお問い合わせが主なものとなっております。

最後に、今後でございますけれども、本日午後から県で担当者会議が行われておりまして、県の対応等についての詳細な説明があったものと思います。その結果を踏まえまして、あした市の関係課職員に集まってもらって、改めて連絡体制等を確認したいと思っております。

今後の市の対応を今後検討していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○委員長（田方芳信君） 本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、以上で微小粒子状物質PM2.5への対応についてを終了します。（「どうもありがとうございました」と呼ぶ者あり）

・生活環境に関する諸問題の調査（八代市環境センター建設事業の進捗状況について）

○委員長（田方芳信君） 次に、八代市環境センター建設事業の進捗状況についてをお願いいたします。

○環境部長（福田 晃君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 福田部長。

○環境部長（福田 晃君） はい。引き続きまして、八代市環境センター建設事業の進捗状況について報告すべき事柄がございましたので、環境センター建設課長の小橋が報告申し上げます。

す。どうぞよろしくお願いいたします。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 小橋環境センター建設課長。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） 先日から全員協議会並びに建設環境委員会で御報告してまいりました環境アセスメントの進捗状況について、本日は御報告がございますので御報告させていただきます。座って説明させていただきます。

お手元の資料の表題をめぐっていただきますと、八代市環境センター建設に伴う環境影響評価スケジュールというタイトルがございます。

全体のスケジュールの中でも御説明いたしましたが、24年度で準備書の作成が完了いたしました。これまでにフォーシーズンの現地調査を終えまして、それをまとめ上げた準備書なのですが、その県のチェックが先週終わりました。それで、このスケジュールの中で、準備書縦覧、3月26日から4月25日までの1カ月間の間に縦覧を行います、その1カ月間の間に住民説明会をすることというふうになっております。

その範囲でございますが、次のページの地図を見ていただければと思います。2ページです。

2つの円がございます。1つが半径1キロメートル、外側の大きい円が半径3キロメートルです。これまで、候補地で周辺関係者、周辺住民に対応してまいりました。これが1キロメートルなのですが、今度の準備書で調査いたしました影響の調査の範囲が3キロメートルです。

下の凡例のほうに、100メートルでは水質の関係地域、それから200メートルでは搬入路を含む騒音関係地域、それから250メートルでは動物、植物、生態系の関係地域、それから1000メートルでは動物（鳥類）の関係地

域、それから3000メートル、3キロでは大気質、悪臭、土壌、景観、人と自然の触れ合いの活動の場の関係地域というふうに、このような調査を行っております。

本日、県のチェックが入りましてでき上がったものをお持ちしております。1カ月間住民の方々に見ていただく、縦覧する資料なのですが、こちらが準備書ですね。調査項目などを書いたやつ。こちらがその結果です。この中に、動植物、土壌、大気、いろんなデータが載っています。

この中で、評価をすることになっております。ちょっと具体的に住民にお配りするパンフレットをおつくりしたいのですが、今ちょうど県の調査が終わってまとめる段階です。で、3月の21日の建設環境委員会のほうで、直接住民にお配りするパンフレットを御説明ができるかと思っております。

本日お持ちしましたのは、別紙でつけております熊本市さんの、当日住民説明会で配られた資料を持ってきました。

ちょっと概略、どんなのが載っているかということだけ御説明いたします。

まず、1ページの大きなタイトルが書いてあります。西部環境工場代替施設整備事業環境影響評価準備書のあらましということで、トップには、環境影響評価とはということで、語句の説明がしてございます。それから、その中で、①から③まで現況調査を行って予測と評価を行う、それから環境保全対策の検討を行うと、大きな3本柱で御説明がしてございます。

それから、続きましてスケジュールが書いてあります。現在の位置が真ん中あたりに書いてありますが、準備書の公告縦覧を行いなさい。それに対して、次のステップで準備書の内容に関する説明会の開催を行いなさい。先日から御説明してまいりました知事意見というのがその後に出てまいります。住民から御意見をいただい

た後、何か御意見があった場合は、公聴会を必要に応じて開かれるみたいです。その後それに対して知事の意見をいただいて、最終的に評価書の作成をするということになります。このような流れで今後進んでまいります。

で、裏から順番に行きますと、①が事業計画の概要です。それから、②が環境保全対策の概要、それから、最後に③が調査・予測・評価結果の概要ということで、ここに結果の概要を書いてございます。例えば、真ん中の騒音・振動のところではこう書いてございます。現況調査結果ということで、環境騒音・振動は全ての地点で基準値を下回っております。道路交通騒音・振動は全ての地点で基準値を下回っております。このような結果を書いてございます。

八代市のほうも、本市でもこのようなまとめ方になろうかと思えます。

こういったパンフレットを、——これだけぶ厚いものはちょっとなかなかお一人お一人お配りすることはできませんので、このようなまとめたものをお配りして、縦覧のほうでは市民の皆さんは、これを市役所、それから支所、図書館、その他のところに何カ所か置こうかと考えております。それを見に来ていただいて、御意見をいただくこともできます。

地元説明会といいますか、住民説明会のスケジュールを資料の1ページ目のほうに書いてございます。住民説明会スケジュールということで、大きな2番のほうに書いております。

まず、1カ所目が金剛校区、4月9日夜の7時からです。場所が弥次分校。それから、2番目が郡築校——ちょっと郡の字が間違っておりますが、訂正をお願いいたします。郡築校区、4月10日。それから、場所が郡築出張所です。3番目が八代校区、4月12日、八代公民館です。同じく7時からです。（「公民館じゃない」と呼ぶ者あり）済みません、郡築は郡築出張所でございます。（「いや、出張所じゃ

なくて公民館じゃない」と呼ぶ者あり）同じ中に出張所——。（「いや、だから公民館」と呼ぶ者あり）済みません、郡築公民館です。

（「書いてあつとよ。郡築公民館で書いてないか。ああ、出張所って書いてある」「公民館ですよ。説明会するから、当然会場が広くないといかぬですね」「公民館がよか」と呼ぶ者あり）はい。4番目が麦島校区、4月18日、夜の7時から麦島公民館です。それから、松高校区が、最後ですが4月19日、夜の7時から松高公民館です。

住民への周知の手段としまして、右側に広報手段と書いております。で、このことを4月1日号の広報やつしろに掲載いたします。それから、八代市のホームページにも公表いたします。それから、エフエムやつしろでは、数日間においてこのお知らせを毎日お伝えしたいと考えております。最後に、環境影響評価で想定した3キロメートル圏の範囲にある町内及び校区へのチラシも、市報と一緒に日程のお知らせをしようかと考えております。

以上で御報告終わります。

あ、それから委員長。

○委員長（田方芳信君） はい、小橋課長。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） 済みません。この本委員会では御説明しましたが、本委員会以外の議員の方々へのこの周知の仕方につきましては、担当箱のほうにお入れさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（田方芳信君） お願いします。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） じゃあ、そのようにいたします。

○委員長（田方芳信君） 本件について、何か質問、御意見等はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。住民説明会のス

ケジュールのところなんです、きょう大倉委員からも話があったんですが、ここに付け加えることはできないかという、変更というような部分でできないかという話で、その3キロ圏内のところだけではなくて、違うところ、例えば、例えばですけども、ハーモニーホールで1日だけでも開催するとか、ここが4月の19日までが終わった後でもですね、何かそれができないかというようなところがあったんですけども、もう既に市報に載せるならばそこまで段取りができるかなんて思うんですけど、その辺はいかがですか。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） はい。

○委員長（田方芳信君） はい、小橋課長。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） 非常に私もそこは考えました。実は、市民の意見広く聞く、縦覧では聞くんですけども、見に来ていただいて結構なんですけども、説明会は、熊本市さんも3キロ圏の範囲内で住民説明会の会場を設定されております。それから、県のほうにお伺いしましても、やはり3キロメートル圏内の皆様方への説明という言葉が使われております。ですので、住民説明会につきましては、この3キロ内で会場を設定するという方向でこの自治体も行ってるみたいです。

で、我々もそれに、倣ってというのはおかしいんですけども、どこの方でもこの5会場に説明を聞きに来ることができるということでしたので、そのように御案内しようかなと考えております。

○委員長（田方芳信君） よろしいですか。

○委員（堀口 晃君） はい。（「それでよかよ」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） ほかに。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（田方芳信君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） 広報の手段ということ

で、行政の広報車、こちらでの案内というのは考えられないのかというところを聞きたいというふうに思います。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） はい。

○委員長（田方芳信君） 小橋課長。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） 現時点ではちょっと想定しておりませんでした。テープに吹き込むことと、それから、4月1日号の原稿締め切りがちょうどもう過ぎてしまっていて、一応やれるだけのことをやろうということでこの4つの手段を設定したところでございます。広報車で広報につきましては、考えておりませんでした。

○委員長（田方芳信君） ほかに。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（田方芳信君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） 考えておりませんでしたっていうのは、今後もしませんということではよろしいんですかね。どういうふうにとればいいんでしょうか。

○委員長（田方芳信君） ちょっと待って。

（「だから、広報車で言うてよかったい。関係のなか、3キロ以内のほかの校区の皆さんもこん会場に来てくださって広報で言えばよかつじゃろ」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） 福田部長。

○環境部長（福田 晃君） 4月からいない私が言うとおかしいんですが、今、確かにですね、先ほど堀口副委員長からもハーモニーホールの件がありましたけども、そこはちょっと小橋のほうがお答えしましたように、よその事例にということで倣っていますけども、当然、八代市民の方に当然ですね、市報でも載せますけども、もし市報をですね、見逃された方もいらっしゃると思いますので、その広報については当然私もしたいと思います。特に、関係の3キロ以内のですね、校区については、そこで

地元の住民説明会をするわけですから、そこはやっぱり中心にですね、していきたいと思います。

それについては、ちょっと私のほうから一応そのようにお答えさせていただきます。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（田方芳信君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。ありがとうございます。特にやっぱりその３キロ圏内の方々に対しては、あることをやっぱり知っていただく、で、住民の方の選択で行かぬだったっていう分はですね、構わぬとかなって思うとですよ。ぜひいろんな方法でやっていただきたい、周知を図っていただきたいというふうに思いますし、もう一つは、行政ですから、市政協力員さんもいらっしゃると思いますので、市政協力員さんと協力をした取り組みっていうのもできると思います。そういった点はですね、あらゆる角度から検討していただいてお願いしたいというふうに思います。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、以上で八代市環境センター建設事業の進捗状況についてを終了します。

当委員会の所管事務調査について、ほかに何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、以上で所管事務調査２件についての調査を終了します。

（「どうもありがとうございました。お世話になりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） 次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

所管事務調査２件については、なお調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続調査の申し出をいたしたいと思いますが、これに

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） 異議なしと認め、そのように決しました。

以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって建設環境委員会を散会いたします。

（午後５時３９分 閉会）

八代市議会委員会条例第３０条第１項の規定により署名する。

平成２５年３月１１日

建設環境委員会

委員長